

## 【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和4年8月26日
- 【発行者名】 エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド  
(Emerging Asset Management Ltd.)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 ウィリアム・ウィギン (Director William Wiggin)
- 【本店の所在の場所】 バミューダ、ハミルトンHM11、パー・ラ・ヴィル・ロード58番、ヴァリス・ビルディング4階  
(Vallis Building, 4th Floor, 58 Par-la-Ville Road, Hamilton HM11 Bermuda)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 山中 真人  
弁護士 山崎 創生  
弁護士 西村 早紀子
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング  
狛・小野グローバル法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 山中 真人  
弁護士 山崎 創生  
弁護士 西村 早紀子
- 【連絡場所】 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング  
狛・小野グローバル法律事務所
- 【電話番号】 (03) 6550-8300
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ジュエル・ボックス・ファンド (Jewel Box Fund)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

- ( a ) 当初募集期間( 2022年 9 月12日から2022年 9 月16日まで )  
日本円建クラス R 受益証券について、100億円を上限とします。  
米ドル建クラス R 受益証券について、100億円に相当する米ドル( 7,428万8,685米ドル ) を上限とします。
- ( b ) 継続募集期間( 2022年 9 月17日から2023年 6 月30日まで )  
日本円建クラス R 受益証券について、500億円を上限とします。  
米ドル建クラス R 受益証券について、500億円に相当する米ドル( 3 億7,144万3,429米ドル ) を上限とします。
- ( 注 ) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2022年 7 月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値( 1 米ドル = 134.61円 ) によります。以下、米ドルの円金額表示はすべてこれによります。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ジュエル・ボックス・ファンド (Jewel Box Fund) (以下「本ファンド」といいます。)

(注)用語の定義については、別紙A「定義」をご参照下さい。

### （２）【外国投資信託受益証券の形態等】

日本円建のクラスRの受益証券（以下「日本円建クラスR受益証券」といいます。）及び米ドル建のクラスRの受益証券（以下「米ドル建クラスR受益証券」といい、「日本円建クラスR受益証券」と総称して「本受益証券」といいます。）で、記名式無額面です。

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本受益証券は、追加型です。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

（a）当初募集期間（2022年9月12日から2022年9月16日まで）

日本円建クラスR受益証券について、100億円を上限とします。

米ドル建クラスR受益証券について、100億円に相当する米ドル（7,428万8,685米ドル）を上限とします。

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月30日まで）

日本円建クラスR受益証券について、500億円を上限とします。

米ドル建クラスR受益証券について、500億円に相当する米ドル（3億7,144万3,429米ドル）を上限とします。

(注1)米ドル建クラスR受益証券については、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行います。

(注2)本書の中で金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

### （４）【発行（売出）価格】

（a）当初募集期間（2022年9月12日から2022年9月16日まで）

日本円建クラスR受益証券について、受益証券1口当たり1,000円

米ドル建クラスR受益証券について、受益証券1口当たり10米ドル

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月30日まで）

日本円建クラスR受益証券及び米ドル建クラスR受益証券：ファンド買付日の直前の評価日の評価時点に計算される該当クラスの本受益証券1口当たり純資産価格

(注1)「ファンド買付日」とは、各四半期の最初のファンド営業日（各年の1月、4月、7月、10月のそれぞれの最初のファンド営業日をいいます。）並びに/又は管理会社が、受託会社及び投資運用会社と協議の上、一般的に若しくは特定の場について決定するその他の（一又は複数の）日をいいます。なお、管理会社は、2022年11月1日もファンド買付日とすることを決定しております。以下同じです。

(注2)「評価日」とは、各ファンド買付日及び各買戻日の直前のファンド営業日並びに/又は受託会社が一般的に若しくは特定の場について決定するその他の（一又は複数の）日をいいます。以下同じです。

(注3)「評価時点」とは、各評価日において最後に営業を終了する関連市場の取引終了時点をいいます。以下同じです。

発行価格に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に記載する販売会社です。

**（５）【申込手数料】**

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。

申込手数料に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に記載する販売会社です。

**（６）【申込単位】**

一申込者当たりの最低申込金額及び追加最低申込単位：

（a）当初募集期間（2022年9月12日から2022年9月16日まで）

日本円建クラスR受益証券について、100万円以上及び1,000円単位とします。

米ドル建クラスR受益証券について、10,000米ドル以上及び10米ドル単位とします。

（b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月30日まで）

日本円建クラスR受益証券について、100万円以上及び1円単位とします。

米ドル建クラスR受益証券について、10,000米ドル以上及び1セント単位とします。

（注1）申込みは日本円建クラスR受益証券については日本円、米ドル建クラスR受益証券については米ドル単位で行われ、該当する本受益証券1口当たり純資産価格で計算された口数の受益証券が割り当てられます。

（注2）上記の追加最低申込単位は、分配金の再投資については適用されません。

各販売会社が本ファンドに送金する最低金額は、各クラスについて、当初募集期間に係るものは100,000米ドル（又はその日本円相当額）とし、継続募集期間中は、10,000米ドル（又はその日本円相当額）とします。

**（７）【申込期間】**

（a）当初募集期間

2022年9月12日（月）から2022年9月16日（金）まで

（b）継続募集期間

2022年9月17日（土）から2023年6月30日（金）まで

（注1）当初募集期間においては、当初募集期間の最終日（\*）までに販売会社が受け付けた買付申込みを本ファンドの当初募集期間の受付分として取り扱います。当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買付申込みは、2022年11月1日をファンド買付日とする期間の受付分として取り扱います。

（注2）継続募集期間については、該当するファンド買付日の直前の評価日の13ファンド営業日前の日（\*）までに販売会社が受け付けた買付申込みを当該四半期の受付分として取り扱います。但し、当初募集期間終了後10月12日（\*）までに販売会社が受け付けた買付申込みについては、2022年11月1日をファンド買付日とする期間の受付分として取り扱います。当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買付申込みは、翌四半期の受付分として取り扱います。

（注3）申込期間は、継続募集期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。

\* 販売会社又は販売取扱会社と投資者との間で別途の取り決めがなされた場合は、その取決めに従います。

**（８）【申込取扱場所】**

キャピタル・パートナーズ証券株式会社

本店：〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目13番7号

ホームページ・アドレス：<https://www.capital.co.jp/>

フィリップ証券株式会社 本店及び各支店

本店：〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町4番2号

ホームページ・アドレス：<https://www.phillip.co.jp/>

JIA証券株式会社

本店：〒104-0033 東京都中央区新川1丁目5番17号

ホームページ・アドレス：<https://www.jia-sec.co.jp/>

（併せて以下「販売会社」といいます。）

（注1）日本における販売会社は、他の金融商品取引業者又は登録金融機関と受益証券の取次業務に係る契約を締結し、当該金融商品取引業者又は登録金融機関を販売・買戻取扱会社として随時指名する場合があります。販売・買戻取扱会社

は、投資者からの受益証券の申込み又は買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入又は投資者に対する買戻代金の支払等に係る事務等を取扱います。以下、販売会社と販売・買戻取扱会社を併せて、「販売取扱会社」といいます。

（注2）販売取扱会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

## （9）【払込期日】

### （a）当初募集期間（2022年9月12日から2022年9月16日まで）

投資者は、当初募集期間の最終日までに申込金額及び申込手数料を販売会社に支払いません（販売会社又は販売取扱会社と投資者との間で別途の取り決めがなされた場合は、その取決めに従います。）。

販売会社は、2022年9月20日の午後5時（日本時間）までに、日本の投資者の申込金額を合算した金額を本ファンドの口座に送金します。

### （b）継続募集期間（2022年9月17日から2023年6月30日まで）

投資者は、該当するファンド買付日の直前の評価日の13ファンド営業日前までに申込金額及び申込手数料を日本における販売会社に支払います（販売会社又は販売取扱会社と投資者との間で別途の取り決めがなされた場合は、その取決めに従います。）。

販売会社は、該当するファンド買付日の直前の評価日の10ファンド営業日前の日の午後5時（日本時間）までに、日本の投資者の申込金額を合算した金額を本ファンドの口座に送金します。

## （10）【払込取扱場所】

上記「（8）申込取扱場所」に同じです。

## （11）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

## （12）【その他】

申込証拠金はありません。

### 引受等の概要

（イ）販売会社は、管理会社との間で締結した日本における本受益証券の販売及び買戻しに関する契約に基づき、日本において本受益証券の募集を行います。

（ロ）管理会社は、代行協会員としてキャピタル・パートナーズ証券株式会社を指定しています。

（注）「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券の1口当たり純資産価格の公表ならびに一定の確認書及び届出書の提出等の日本証券業協会が関連規則に定める代行協会員業務を行う日本証券業協会の会員をいいます。

### 申込みの方法

本受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」及び当該約款の変更契約（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定のための申込書を提出します。

申込代金は、口座約款に従い、日本円又は米ドルで支払うものとします。

### 日本以外の地域における発行

本募集の期間中に日本以外の地域において本受益証券が発行される可能性があります。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額及び基本的性格

本ファンドは、本信託証書によって設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストであり、ケイマン諸島の信託法（改正済み）に基づき、免税信託として登録されています。本ファンドは、有期で設立されており、早期に終了されない限り、設立から149年後に終了します。本ファンドは、ケイマン諸島にて2022年3月18日付で登録されました。ケイマン諸島の法律に基づき、本ファンドは、独立した法人ではありません。したがって、本英文目論見書において、本ファンドが契約締結などの行為を行うということは、受託会社（又は、受託会社が特定の義務を委任したサービス提供者）が、本ファンドに関して当該行為を行うと解釈されるものとします。

本ファンドは、受益者が本英文目論見書に記載されている投資目的及び戦略に基づいて共同して投資するためのファンド・オブ・ファンズ形態の投資ファンドとして構成されています。本ファンドは、有資格投資者からの本受益証券の申込みのみを受領し、申込みの全部又は一部を拒否する権利を有しています。

本ファンドについては、信託金の限度額はありません。

ファンドの特色

サン・トラステーズ（ケイマン）リミテッド（Sanne Trustees (Cayman) Limited）は、本ファンドの受託会社として、エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（Emerging Asset Management Ltd.）は、本ファンドの管理会社として、及び、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社は、本ファンドの投資運用会社として、各自の役割を担います。本信託証書に基づき、受託会社は、本ファンドの管理・運営について全般的な責任を負います。管理会社は、本信託証書に基づき、受託会社に代わって本受益証券の発行及び買戻し、並びに本ファンドの財産の投資に責任を負います。ただし、受託会社及び管理会社は、投資運用会社に対し、全ての投資運用責任を委任しており、アドミニストレーターに対し、特定の管理機能を委任しています。管理会社及びアドミニストレーターは、投資運用会社に委任された本ファンドの資産の投資について何らの責任も負いません。

米ドル建クラスR 受益証券及び日本円建クラスR 受益証券は、該当の当初募集期間において、米ドル建クラスR 受益証券については本受益証券1口当たり10米ドル、日本円建クラスR 受益証券については本受益証券1口当たり1,000円の固定価格で、また、その後の各ファンド買付日については、直前の評価時点における関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する申込価格で、募集されます。

本ファンドの各受益者の持分は、その受益者の名義で登録された本受益証券によって表章されます。各本受益証券は、本ファンドの資産及び負債に対する不可分な受益権を表章し、いかなる本受益証券も、本ファンドの特定の資産又は一部に対する権益や持分を、受益者に付与するものではありません。本受益証券は、受託会社の代わりに管理会社により、記名式でのみ発行されます。受託会社が別段の合意をしない限り、証書は発行されません。

本ファンドの本受益証券は、本信託証書に基づき、受託会社の代わりに管理会社によって異なるクラスで発行されます。受託会社は、2つのクラス、すなわち日本円建クラスR 受益証券及び米ドル建クラスR 受益証券を指定し、本英文目論見書の条件に基づき募集します。各クラスは運用通貨を除き、全ての重要な点で同一です。

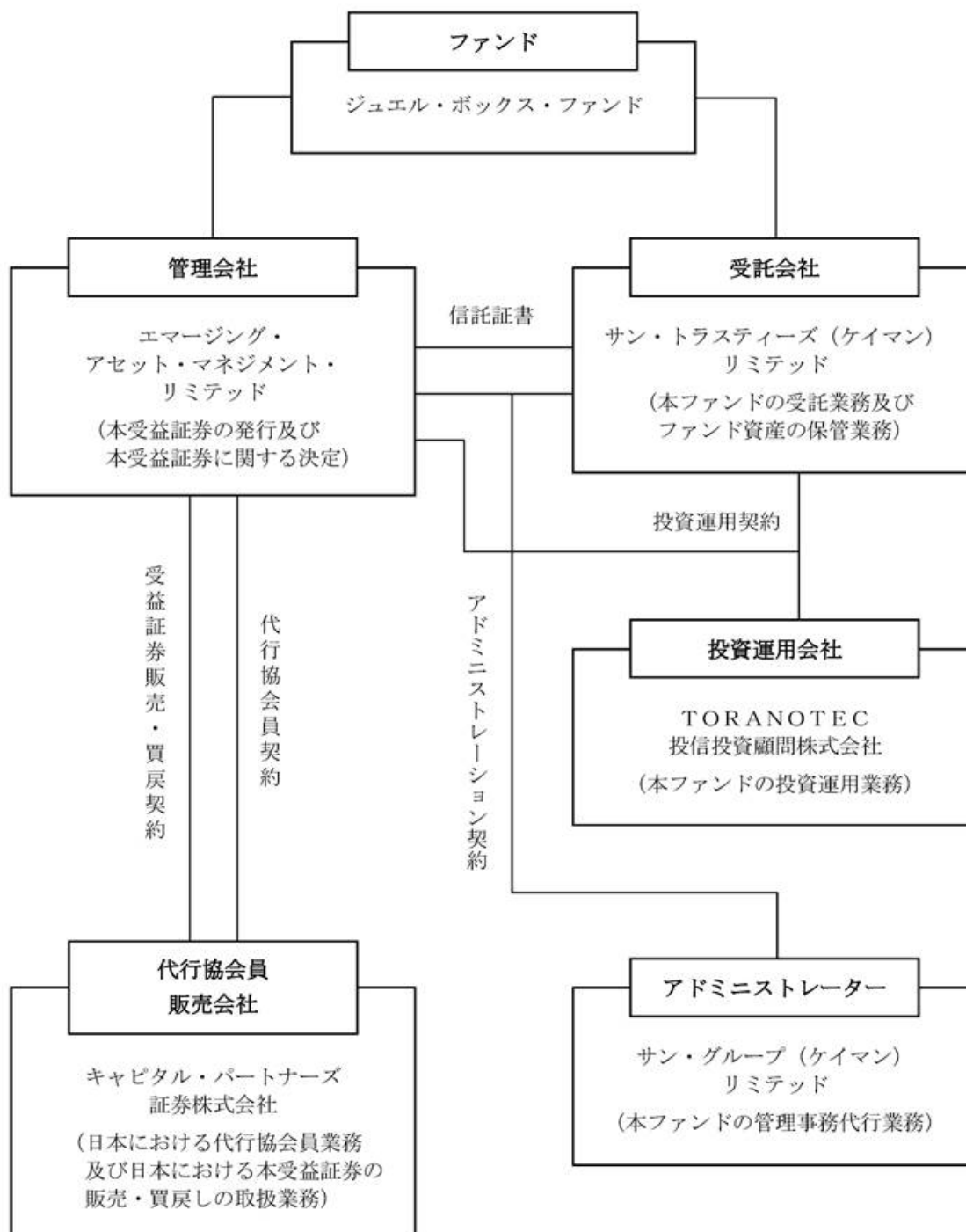
受託会社は、管理会社及び投資運用会社と協議のうえで、受益者の承認や受益者への通知なしに投資運用会社が決定するとおりに、将来、更なるクラスを異なる条件及び異なる通貨建てで募集することができます。全てのクラスは、本ファンドの単一の基本ポートフォリオに帰属します。

## （２）【ファンドの沿革】

- 2008年11月3日 管理会社設立
- 2022年3月18日 受託会社と管理会社との間で信託宣言を締結
- 2022年5月30日 受託会社と管理会社との間で修正・再表示された信託証書を締結
- 2022年10月1日 本ファンドの運用開始（予定）

## （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



本ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」方式で運用を行います。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
サン・トラステーズ (ケイマン)リミテッド (Sanne Trustees (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された本信託証書に基づき、本ファンドの運用管理について全般的な権限及び責任を有します。ただし、受託会社は、本ファンドの日々の運用には関与しません。受託会社及び管理会社は、受託会社、管理会社及び投資運用会社との間の下記の投資運用契約に基づき、本ファンドのポートフォリオの運用に関する権限及び責任を投資運用会社に委託しており、また、受託会社、管理会社及びアドミニストレーターとの間の下記のアドミニストレーション契約に基づき、本ファンドに関する一定の事務管理機能をアドミニストレーターに委託しています。
エマージング・アセット・ マネジメント・リミテッド (Emerging Asset Management Ltd.)	管理会社	受託会社との間で締結された本信託証書に基づき、受託会社に代わって本受益証券を発行及び買戻しする権限及び本ファンドの資産の投資に関して責任を負います。ただし、本ファンドの日々の運用には関与しません。投資運用契約に基づき、本ファンドの投資ポートフォリオの管理に関する権限と責任を投資運用会社に委託し、アドミニストレーション契約に基づき、本受益証券の発行及び買戻しに関する一定の事務管理機能をアドミニストレーターに委託しています。また、受託会社、及び投資運用会社との間で2022年5月31日付投資運用契約（注 <sup>1</sup> ）を締結しました。
TORANOTEC 投信投資顧問株式会社	投資運用会社	受託会社及び投資運用会社との間で2022年5月31日付投資運用契約（注 <sup>1</sup> ）を締結しました。
サン・グループ(ケイマン) リミテッド (Sanne Group (Cayman) Ltd.)	アドミニス トレーター	受託会社及び管理会社との間で2022年5月31日付アドミニストレーション契約（注 <sup>2</sup> ）を締結しました。



キャピタル・パートナーズ 証券株式会社	代行協会員 販売会社	管理会社との間で2022年6月2日付代行協会員契約（注3）を締結しました。 管理会社との間で2022年6月2日付受益証券販売・買戻契約（注4）を締結しました。
------------------------	---------------	--

（注1）投資運用契約とは、管理会社及び受託会社によって任命された投資運用会社が、定められた投資目的、投資戦略及び投資制限に従って、本ファンドの運用及び投資を行うことを約した契約です。

（注2）アドミニストレーション契約とは、受託会社及び管理会社によって任命された管理事務代行会社（アドミニストレーター）が、本ファンドの事務管理を行い、それに関連して、本ファンドのために、以下を含む（ただし、以下に限定されない）一定の指定されたサービスを提供することを約した契約です：受益者名簿の管理、帳簿及び記録の管理、投資運用会社の投資家とのコミュニケーションにおける支援、費用支払の手配、本ファンドの決算書作成及び本ファンドの登録人としての活動、本ファンド及び各クラスの純資産価額の計算、本ファンドの帳簿及び記録の作成・保管、本ファンドの受益者宛報告書のための情報の作成、本ファンドに関する受益者の質問への対応、マネー・ロンダリング/テロ資金供与防止に関する適用法令のファンドによる遵守の確保、投資者からの受益証券の申込み及び買戻請求の受理及び処理、受益者名簿の作成・保管。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券の1口当たり純資産価格の公表ならびに一定の確認書及び届出書の提出等の日本証券業協会が関連規則に定める代行業務を提供することを約した契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則及び目録見書に準拠して販売すること及び受益者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約した契約です。

### 管理会社の概要

#### （ ） 設立準拠法

管理会社は、バミューダ諸島の会社法に準拠して、バミューダ諸島において設立されました。

#### （ ） 事業の目的

管理会社の主たる目的は、運用コンサルタント業務を行うことです。

#### （ ） 資本金の額

管理会社の資本金の額は、2022年7月末日現在、462,000米ドル（約62.19百万円）です。

#### （ ） 会社の沿革

2008年11月3日 設立

#### （ ） 大株主の状況

（2022年7月末日現在）

名 称	住 所	所有 株式数	発行済 株式数に 対する比率
GCアジャイル・ インターメディアイト・ ホールディングス・ リミテッド (GC Agile Intermediate Holdings Limited.)	英国、EC2Y 5DN ロンドン、 ロンドン・ウォール 140、6階 (6th Floor, 140 London Wall, London EC2Y 5DN United Kingdom)	140株	100%

#### （4）【ファンドに係る法制度の概要】

##### 準拠法の名称

本ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「信託法」といいます。）に基づき登録されています。本ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

##### 準拠法の内容

## ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められています。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負います。その機能、義務及び責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者又はケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とならない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、及び信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

一旦設定された信託は、信託証書（又は信託宣言）の日付から149年を経過した日まで存続することができます。

免税信託は、当初手数料及び年次手数料を信託登記官に支払わなければなりません。

## ミューチュアル・ファンド法

下記「（6）監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

## （5）【開示制度の概要】

### ケイマン諸島における開示

#### （イ）ケイマン諸島金融庁（CIMA）に対する開示

本ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、本受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者が本ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報及びCIMAにより規定される情報を記載しなければなりません。目論見書は、本ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

本ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済財務書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、本ファンドに以下の事由があると知ったとき、又は以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （ ） 債務を期日に履行できない、又はその可能性があること。
- （ ） 投資者又は債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行し、若しくは遂行しようとして意図していること、又は事業の任意解散をしていること。
- （ ） 適正な監査が可能な程度の十分な会計記録を維持せずに事業を遂行し、又は遂行しようとして意図していること。
- （ ） 詐欺的又は犯罪的手法で事業を遂行し、又は遂行しようとして意図していること。
- （ ） ミューチュアル・ファンド法若しくはその下位規則、金融庁法（改正済）及びマネー・ロンダリング規則（改正済）又は免許の条件に違反する方法で事業を遂行し、又は遂行しようとして意図していること。

本ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース監査法人です。本ファンドの会計監査は、国際財務報告基準（IFRS）に基づいて行われます。受託会社は、受益者に事前の通知を行うことなく、監査人を変更することができます。

本ファンドは本ファンドの本英文目論見書の内容に重要な影響を及ぼす変更又は本英文目論見書の記載内容の変更については、その21日前までに、本英文目論見書の改訂版又は（場合により）変更後の記載内容を届出なければなりません。

本ファンドは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。本ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。本ファンドは、本ファンドの初回監査の対象期間を、運用開始（CIMAは、本受益証券が発行された最初の日と認定することができます。）から18か月を上限として延長するよう、CIMAに申請することができます。

（ロ）受益者に対する開示

毎年、受益者には、各会計年度終了後（初年に関しては上記の延長に従い）、本ファンドの監査済財務書類ならびに当該時点における受益者の本受益証券の保有状況説明書（無監査）が送付されます。また、受益者には、四半期ごとに純資産価額計算書が送付されます。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示

（ ） 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者及びその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、本ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者及びその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

（ ） 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、本ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容及び理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、本ファンドの資産について、本ファンドの毎事業年度終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、本ファンドの本信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容及び理由等を、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記の本ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法により本ファンドの代行協会員であるキャピタル・パートナーズ証券株式会社の以下のホームページにおいて提供されます。

<https://www.capital.co.jp>

## （６）【監督官庁の概要】

本ファンドは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づく「ミューチュアル・ファンド」として登録されており、従って、同法に基づく規制を受けます。ただし、本ファンドは、その潜在的投資者一人当たりの購入可能な最低持分総額を100,000米ドル又はその他の通貨建相当額と定めており、その結果、本ファンドは、同条に基づき、登録に際して、ミューチュアル・ファンド管理事務代行免許を取得することは要求されず、また免許を受けた管理事務代行会社を雇用することも要求されません。

本ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく当初の登録に関連して、本英文目論見書の写し及び本英文目論見書の一定事項をCIMAに提出しています。また本ファンドは、所定の当初登録手数料を支払済です。

ミューチュアル・ファンド法に基づく本ファンドの継続的な義務には以下が含まれます：

(a) 本英文目論見書に対する変更について所定の事項をCIMAに届出ること、(b) 承認された監査人によって監査された財務書類及び年次報告書をCIMAに提出すること、及び(c) 所定の年次手数料を支払うこと。

本ファンドは、規制対象ミューチュアル・ファンドであり、従って、CIMAによって監督されます。CIMAは、いつでも、本ファンドに対して、本ファンドの財務書類の監査を行わせ、特定の期間内にCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAからの監督上の要求を遵守しない場合、高額な罰金を課されることがあります。CIMAは、一定の事象が生じた場合、一定の措置を取る広範な権限を有しています。例えば、規制されたミューチュアル・ファンドが以下に該当するとCIMAが認めた場合、措置を取る広範な権限を有しています：

- (a) 債務を期日に履行できない場合や履行できない恐れがある場合
- (b) ミューチュアル・ファンド法又はマネー・ロンダリング防止規則（改正済）の規定に違反している場合
- (c) 投資者又は債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行若しくは遂行を意図している場合や事業の任意解散を行っている場合
- (d) 適切かつ適正な方法で管理されていない場合
- (e) 取締役、マネージャー又はオフィサーとして適切でない者をそれぞれの役職に任命している場合

CIMAの権限には、主に、以下が含まれます：

( ) 受託会社及び/又は投資運用会社の交替を要求する権限、( ) 受託会社及び/又は本ファンドの適切な運営について受託会社、及び/又は本ファンドに助言する者を本ファンドの費用で任命する権限、( ) 本ファンドの業務を支配する者（本ファンドの事業を終了させる目的を含む）を本ファンドの費用で任命する権限、及び( ) ミューチュアル・ファンド法に基づき付与されたミューチュアル・ファンドの登録を取り消す又はそれに制限を課す権限。またCIMAは、その他の改善策（その他の措置の承認をケイマン諸島の裁判所に申請する権限又は本ファンドに対してCIMAが指定する方法でファンドの事業再編を要求する権限を含む。）を実施することもできます。

CIMAは、本ファンドによる、ケイマン諸島の規制法についての所定の事項の違反（これにはミューチュアル・ファンド法、アンチマネーロンダリング規制（改訂版）を含む。）に関連して、本ファンド、また受託会社の取締役若しくは役員でその違反を承諾したか共謀したか、又はその違反がその者の懈怠に起因すると証明された者に対して、多額の行政罰を課す裁量権を有しています。当該行政罰金を本ファンドが支払う範囲において、本ファンドは当該罰金及び関連手続きの費用を負担するものとします。

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 投資目的及び投資戦略

本ファンドの投資目的は、ファンド・オブ・ファンズの形態でオルタナティブ資産に分散投資することにより、伝統的な資産クラスとの相関を低く維持しながら、中長期的な安定したリターンを追求することです。

投資目的が達成される保証はありません。

#### 投資戦略

投資目的を達成するため、投資運用会社は、本ファンドの資産を、主にプライベート・マーケット又はオルタナティブ戦略の投資先ファンドに投資します。

本ファンドのポートフォリオを組成するにあたり、投資運用会社は、本ファンドのリターンが市場変動の影響を受けることを極力避けるため、伝統的なアセット・クラス（例えば上場株式又は債券）との低相関を維持することを目指します。また、投資運用会社は、投資先ファンドの投資戦略及び投資先地域を分散することで安定的なリターンの獲得を目指します。

更に、投資運用会社は、その複雑さや専門性の高さ、またそれらのソーシング、デューデリジェンスやモニタリングに必要な専門知識を欠くために、これまで一般の投資家にとってアクセスが困難であった、高度な投資戦略へのエクスポージャーを提供するよう努めます。

投資運用会社は、本ファンドのために、世界各国の熟練したファンドマネージャー及び/又は独自の戦略を追求するファンドマネージャーを調査・特定し、それらに対して精緻なデューデリジェンスを実施します。

また、投資運用会社は、投資先ファンドに対して継続的なモニタリングを行い、その裁量で投資対象ファンドの入れ替えや配分の変更を適宜行います。

本ファンドは、それぞれの投資戦略に特化し専門知識を有する各投資先ファンドのマネージャーのスキルと経験、また、投資家のため「ゲートキーパー」として投資先ファンドのソーシング、精査、モニタリングを行う本ファンド投資運用会社の専門性から来る便益を、投資家に還元するものです。

#### レバレッジ

本ファンドは、投資目的のために借入は行いませんが、必要があれば、買戻請求又は費用支払を行う目的で借入を行うことがあります。本ファンドが投資する先のファンドは、追加のレバレッジを採用することがあり、本ファンドは当該ファンドのレバレッジの使用に制限をかけることはありません。

#### 外国為替ヘッジ取引

一般的に、本ファンドは、投資先ファンドの米ドル建てクラスに投資します（ただし、他のクラスに投資することもあります。）。米ドル建てクラス投資として募集された投資先ファンドへの投資が禁じられるものではありません。投資運用会社は、かかるポジションと日本円建ての本ファンドの運用通貨との間の外国為替リスクをヘッジすることを意図しています。その費用、利益、又は損失は、関連する円建てクラスにのみ配分されることとなります。本ファンド及び投資運用会社は、そのようなヘッジが全ての為替変動を排除すること、又はそれによる影響を軽減する目的を実際に達成することを保証するものではありません。投資運用会社は、その裁量で随時、他の為替リスクを軽減するためのポジションを取ることがあります（これらが1つ又は複数のクラスに適用され、他のクラスには適用されない場合、その費用、利益、又は損失は、関連する1つ又は複数のクラスに配分されます）。

## (2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」の項を参照のこと。

本ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する予定の投資対象（投資先ファンド）の名称、運用の基本方針、主要な投資対象、運用会社の名称及び監査法人の名称は次のとおりです。

## 主要な投資先ファンドの概要

名称	GSAコーラル・ポートフォリオ・S.C.A. SICAV-SIF、GSAコーラル・スチューデント・ポートフォリオ (GSA CORAL PORTFOLIO S.C.A. SICAV-SIF、GSA Coral Student Portfolio)	モントルー・ヘルスケア・ファンド・リミテッド (Montreux Healthcare Fund Ltd)	プリズム・SICAV-RAIF - プリズム・インカム・ファンド (PRISM SICAV-RAIF - PRISM Income Fund)	アリクサ・エンハンスト・インカム・ファンド・オフショア・フィーダー (Arixa Enhanced Income Fund Offshore Feeder)
形態	ルクセンブルグ籍 SICAV	英領ケイマン籍 免除会社	ルクセンブルグ籍 SICAV	英領ケイマン籍 ユニット・トラスト
運用の基本方針及び主要な投資対象	グローバル学生寮運営戦略 ファンド資金で学生寮を購入、寮運営にも参画することで、より多くの賃料等収入を投資家に還元することを目指しています。	英国ケアホーム運営戦略 ファンド資金をケアホームのM&Aに振り向け、ケアホームの経営効率化を図ることで、より多くの利用料収入を投資家に還元することを目指しています。	グローバル・ノンバンク向け短期ローン戦略 ファンド資金をノンバンク又は事業会社を通じた事業・個人向け貸付に振り向け、利息収入を投資家に還元することを目指しています。	米国住宅リノベローン戦略 ファンド資金を中古住宅のリノベーション向け貸付に振り向け、利息収入を投資家に還元することを目指しています。
運用会社の名称	コーラル・エス・エーアール・エル (Coral S.à r.l.)	モントルー・キャピタル・マネジメント ZUGアーゲー (Montreux Capital Management ZUG AG)	スカイバウンド・キャピタル (UK) リミテッド (Skybound Capital (UK) Limited)	アリクサ・マネジメント・エルエルシー (Arixa Management, LLC)
監査法人	アーンスト・アンド・ヤング・エスエイ	グラント・ソントン・リミティッド	デロイト・トウシュ・トーマツ	コーンレズニック
備考		上記を介した最終的な投資対象は、ザ・モントルー・ヘルスケア・ファンド・ピーエルシー (THE MONTREUX HEALTHCARE FUND PLC) です。		上記を介した最終的な投資対象は、アリクサ・エンハンスト・インカム・ファンド・エルピー (ARIXA ENHANCED INCOME FUND, LP) です。

上記は、本書作成日現在のものであり、将来的に投資運用会社の判断により予告なく投資対象ファンドから外したり、新たな投資対象ファンドに投資する場合があります。

## (3) 【運用体制】

## 投資運用会社の運用体制

本ファンドは、TORANOTEC株式会社の100%子会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社が運用します。

## ファンドの運用体制

管理会社及び受託会社は、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社を、本ファンドの投資運用会社に任命しています。

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社は、TORANOTEC 株式会社の子会社である投資運用会社であり、「すべての人を投資家に」の社是のもと、独自のスマートフォンアプリを開発し、主に若年層・投資未経験者等を対象に、少額のおつりとポイントを投資運用会社が運用するファンドに投資できるサービスを提供しています。また、主として機関投資家や富裕層・準富裕層向けに、海外の優れたオルタナティブ、プライベート・アセット運用戦略を提供しています。

投資運用会社は、1998年7月31日に設立され、TORANOTEC 株式会社による買収後の、2016年12月にTORANOTEC 投信投資顧問株式会社に商号を変更しました。

投資運用会社は、日本において、第二種金融商品取引業、投資助言代理業、及び投資運用業の登録を受けています。2022年7月末日時点において、投資運用会社の運用資産の総額は、約196億9,641万円です。

上記の運用体制は2022年7月末日現在のものであり、随時変更されます。

### （４）【分配方針】

本ファンドの投資目的は、資本増加の最大化であり、その投資から派生した収益や利得が分配金として分配されることは想定されていません。ただし、受託会社が適切と判断した場合に、分配を宣言することを妨げるものではありません。本ファンドに関して分配が宣言される範囲において、本信託証書に準拠して支払いがなされます。

### （５）【投資制限】

#### 投資制限

本ファンドの資産の投資に関して、下記の投資制限が適用され、本ファンドは、下記の投資制限に従います。

- (a) 本ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後に本ファンドの純資産価額を超えることとなる場合に、有価証券の空売りをしないこと。
- (b) 借入れの結果、借入の未返済総額が純資産価額の10%を超えることとなる場合には、借入れを行わないこと。ただし、特別な状況（他のファンド、投資ファンド又はその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られません。）においては、かかる制限を一時的に超えることができます。
- (c) 投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得しないこと。  
（注：上記の百分率の計算は、買付時点基準又は時価基準のいずれかによることができます。）
- (d) 本ファンドは、非上場又は即時に換金できない投資対象に対し、本ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られる純資産価額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得しないこと。ただし、日本証券業協会が定める外国証券の取引に関する規則第16条第1項の外国投資信託受益証券の選別基準の11に規定する価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合はこの限りではありません。（注：上記の百分率の計算は、買付時点基準又は時価基準のいずれかによることができます。）

- (e) 投資対象の買付、投資の実行又は追加により、本ファンドの純資産価額の50%超が、金融商品取引法第2条1項に定義される「有価証券」に該当しない資産を構成することになる場合は、当該買付、投資の実行又は追加を行わないこと。
- (f) 本英文目論見書に記載された本ファンドの主な投資対象以外への投資を行わない。
- (g) ( ) 管理会社自身又は管理会社の取締役を相手方として取引を行わないこと、( ) 管理会社、本ファンド若しくは受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行わないこと、又は( ) 受益者の利益を害するか、若しくは、本ファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社若しくは受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。）を行わないこと。
- (h) 同一の会社の株式又は同一の投資信託の受益証券の保有価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が、本ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合、本ファンドが当該株式又は投資信託におけるエクスポージャーをルックスルーできる（当該株式又は投資信託におけるエクスポージャー又はその上限を確認及び把握できることをいいます。）場合を除き（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）、当該株式又は投資信託の受益証券を保有しないこと。
- (i) 同一のカウンターパーティーを相手方とするデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が、本ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかるポジションを保有しないこと。
- (j) 同一の法主体によって発行され、組成され、又は引き受けられている(a)有価証券（上記(h)に記載される株式又は受益証券を除きます。）、(b)金銭債権（上記(i)に記載されるデリバティブを除きます。）及び(c)匿名組合出資持分（以下これらを「債券等エクスポージャー」といいます。）の保有価額が本ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる場合（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかる有価証券、金銭債権及び匿名組合出資持分を保有しないこと。
- (k) 同一の発行体又はカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ・エクスポージャーの合計が本ファンドの純資産価額の20%を超えることとなる場合に、当該発行体に対するポジション又は当該カウンターパーティーを相手方とするポジションを保有しないこと。
- (l) 金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引及び類似取引（新株予約権証券、権利証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引、選択権付債券売買及び商品投資等取引を含みます。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、本ファンドの純資産価額の80%を超えないこと。上記の目的において、「内部管理モデル方式（VaR方式）」及び「自己資本比率規制」は、金融庁告示に定める意味を有します。
- (m) 不動産又は現物商品への直接投資は行わないこと。
- (n) 本ファンドの指定された銀行口座以外の口座において余剰現金を保有しないこと。
- (o) 他の者に対して貸し付けを行わないこと。



- (p) 他の集団投資スキーム（又は同様の分散投資）の株式、受益証券又は他の持分への投資のみを行い、それ自体は集団投資スキーム（又は同様のもの）ではない発行体により発行された株式、債券その他有価証券への直接投資を行わないこと。
- (q) 常に（本ファンドの純資産価額が最初に20,000,000米ドルを超えた後）、最低3つの投資先ファンドに投資し、1ファンドへの割当が本ファンドによる投資又はコミットメント時点での純資産価額の50%を超えないこと。
- (r) 本ファンドは、本ファンドの純資産価額の20%を上限として現金及び現金同等物を保有することができます（投資先ファンドと本ファンドの申込及び買戻しのタイミングが合わないことにより現金又は現金同等物を保有することになる場合を除きます。）。

上記の制限は、関連する取引又は投資コミットメント日に適用されるものとし、誤解を避けるために付言すれば、上記(q)に従ったコミットメントを満たす場合、純資産価額の50%を超える投資を投資先ファンドに対して投資することができます。さらに、本ファンドのポートフォリオの変更は、価額の上昇若しくは下落、為替レートの変動又は資本の性質を有する権利、ボーナス若しくは利益の受領又は合併、再編、交換のためのスキーム若しくはアレンジメント又は関連する投資の保有者全員に影響を与えるその他の行動を理由とした結果として、上記に定められた制限のいずれかに違反したという理由だけで影響されるものではありません。上記制限のいずれかに違反した場合、投資運用会社は、受益者の利益を十分に考慮して、違反を是正するに適切と考える措置をとりますが、違反に関してそれ以上の責任を負わないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) リスク要因

本ファンドへの投資には、以下に記載されたものを含む（ただし、以下に限られません）重要なリスクを伴います。投資を予定する者は、本ファンドへの投資が自身に適切であるかを判断する際に、特に以下の要因を慎重に検討する必要があります。

#### 投資戦略に関連するリスク要因

##### 借入れ

投資運用会社は、適用される信用規制及び信託証書に基づき許容される最大限度で、担保付及び無担保の借入れにより本ファンドの運営資金を調達することが認められています。その他の形式のレバレッジと同様、借入金の利用は、借入資金で取得された資産の市場価格水準に不利な変動があった場合には資本の損失リスクを拡大させる可能性があります。

##### 投資の集中

投資運用会社は、一般的な方針として、本ファンドの資産を多くの投資対象に分散させることを追求しますが、適宜当該方針から離れて、本ファンドに関して少数の比較的多額の証券ポジションを保有することがあります。このような投資の集中の結果、かかるポジションにおける損失が純資産価額を大きく減少させることがあります。

##### 投資先ファンドへの投資

投資運用会社は、銀行口座に預託されている現金を除く本ファンドの資産を、他の投資先ファンドに投資する予定です。投資先ファンドの成功は、当該ファンドの運用会社及び専門スタッフの能力に依拠しており、本ファンドの成功は、投資運用会社が当該運用会社を特定し、成功が見込める投資セクター及び投資戦略を識別できるか否かに依拠します。

##### 複数段階の報酬

本ファンドが投資する投資先ファンドは、運用報酬及び/又は成功報酬を請求することが予想され、その結果、本ファンド（及び間接的に本ファンドの投資者）は複数段階で運用報酬を負担する

ことになり、それには成功報酬やインセンティブとなる配分が含まれることもあり、報酬の総額は、単一の運用会社が運用する投資において一般的に課される報酬を超える結果となる可能性があります。ある投資先ファンドが、その目標とする運用成績が達成された場合に支払われる成功報酬を課す場合、それは本ファンドの他の投資対象には関係なく課されるので、投資者は、本ファンドのポートフォリオ全般が下落している期間でも、成功報酬を間接的に負担しなければならない可能性があります。

#### 投資先ファンドの独立したポートフォリオ・マネージャー

一般的に、投資先ファンドの運用会社（以下「ポートフォリオ・マネージャー」といいます。）は、相互に完全に独立して投資を行います。時に、それらの運用会社は、経済的に相殺されるポジションを保有することがあります。ポートフォリオ・マネージャーが経済的に相殺されるポジションを実際に保有する範囲で、ポートフォリオは、全体としてみた場合、費用が発生しているにもかかわらず、何らの利益も損失も達成できないこととなります。複数のポートフォリオ・マネージャーを用いることには、各投資先ファンドの投資対象に関連するリスクの他にも様々なリスクがあります。これらのリスクには以下が含まれます。

- ・ **マルチマネージャー戦略** - 取引手法及び取引市場の分散化を図るために、本ファンドは、複数のポートフォリオ・マネージャーに投資を行い、各ポートフォリオ・マネージャーは、他の運用会社とは独立して投資を行います。この分散化は、利益につながる価格の動きを資本化する可能性を維持しつつ損失を相殺することを意図するものですが、本ファンドは、この戦略の結果、本ファンドに正味の損失が生じないことを保証することはできません。  
加えて、一部のポートフォリオ・マネージャーは、市場における同一のポジションに対して互いに競合する場合があります。また逆に、あるポートフォリオ・マネージャーは、同一銘柄について、別のポートフォリオ・マネージャーが保有するポジションと正反対のポジションを保有する場合があります。ポートフォリオ・マネージャーは、同一の又は関連ある市場において、同時に又はほぼ同時に、多額のポジションを取る場合があります。本ファンドが望ましいとするリスクの分散を達成することができない可能性があります。本ファンドは、複数のポートフォリオ・マネージャーの選定が、単一のポートフォリオ・マネージャーの選定より成功すると保証することはできません。
- ・ **ポートフォリオ・マネージャーからの情報の入手** - 投資運用会社は、本ファンドのために雇用する各ポートフォリオ・マネージャーに対し、ポートフォリオに関する詳細な情報を継続的に請求します。ただし、特定のポートフォリオ・マネージャーが、ある情報を機密情報であると判断した情報については、常に入手できるとは限りません。このような情報へのアクセスの欠如は、投資運用会社がポートフォリオ・マネージャーを選定し、その中で配分し、評価することをさらに難しくさせる可能性があります。
- ・ **新しいポートフォリオ・マネージャー** - 本ファンドの資産の一部は、実績が限定的である又は実績が全くない新規のポートフォリオ・マネージャーに配分される場合があります。かかる配分には、かかる新しいポートフォリオ・マネージャーのリスク/リワードの水準を評価するために有用な情報量が限定されることから、追加リスクを伴います。
- ・ **買戻請求権が存在しないことによる買戻日におけるポートフォリオ・マネージャーの資産の評価** - 本受益証券が買戻される場合、買戻価格には、ポートフォリオ・マネージャーに対する本ファンドの投資の純資産価額が反映されます。ただし、一部のポートフォリオ・マネージャーは、各買戻日に、本ファンド自身による買戻請求を認めない場合があります。かかる場合、本ファンドは、買戻を請求している受益者の本受益証券が評価される買戻日からファンド自身が当該買戻を反映するために当該ポートフォリオ・マネージャーから資金を引揚げることができる日までの間、当該ポートフォリオ・マネージャーに対する既存の投資の純資産価額の下落リスクを負うとともに、上昇による潜在的利益を有することとなります。

加えて、一部の投資先ファンドは、買戻手数料を請求する場合があります。本ファンドが所定期間の終了前にその投資の買戻を受けようとする場合に買戻手数料を請求することがあります。投資運用会社が、手数料を負担して原投資の買戻を受けるか買戻請求を充足させないかのいずれかを選択する場合、投資運用会社は、当該投資を継続することにおいて、追加の手数料が発生するかどうかではなく、本ファンドの最善の利益を第一に考慮するものとし、請求される買戻手数料は、本ファンドの一般的費用として負担されます。

- ・ **ポートフォリオ・マネージャーに対する限定的コントロール-追加費用** - ポートフォリオ・マネージャーに対する投資者として、本ファンドは、第三者であるポートフォリオ・マネージャーが選定するブローカー、保管会社及びカウンターパーティーならびに税務・会計手続に依拠しなければならないこととなります。また、通常、本ファンドは、ポートフォリオ・マネージャーのポジションに関連する取引データにアクセスすることはできず、全体的な純資産価額のみを入手することができます。

加えて、本ファンドは、ポートフォリオ・マネージャーに投資する者として、本ファンドが直接負担する費用に加えて、これらのポートフォリオ・マネージャーの費用を按分比例の割合で間接的に負担します。これら間接的に負担する費用としては、ポートフォリオ・マネージャーの投資費用（保管報酬及び売買委託手数料など）及び諸経費（賃料、人件費、設備、消耗品、運用・コンサルティング報酬ならびに類似の費用など）のうち本ファンドが案分比例の割合で負担する分が含まれます。本ファンドがポートフォリオ・マネージャーに投資する場合、当該ポートフォリオ・マネージャーは、（ ）運用報酬、及び（ ）投資エンティティ又は投資勘定の利益率に基づく成功報酬を請求する可能性があります。これらの報酬により、当該エンティティ又は当該勘定への投資に関する本ファンドの利益が減ることとなります。

本ファンドの費用（本ファンドがポートフォリオ・マネージャーに支払う報酬の支払を含みます。）の純資産総額に対する比率は、他の投資エンティティの費用比率よりも高くなる可能性があります。本ファンドが雇用する一部のポートフォリオ・マネージャーが採用する戦略は、頻繁な取引が要求され、その結果、ポートフォリオの回転率及び売買委託手数料費用が、その他の同規模の投資エンティティの当該費用を大幅に超過する可能性があります。本ファンドも、投資運用会社も、当該取引を直接コントロールすることはできません。

- ・ **ポートフォリオ・マネージャーの不正行為又は判断の誤り** - 投資運用会社は、最高水準の誠実さをもって本ファンドの資産の投資に当るポートフォリオ・マネージャーのみを選定するよう努めますが、選定されたポートフォリオ・マネージャーの日々の運用に対して本ファンドのコントロールは及びません。その結果、本ファンドは、本ファンドが委託する各ポートフォリオ・マネージャーがこの業務執行水準に適合することを保証することはできません。
- ・ **投資先ファンドの限定的な流動性及び限定的な投資可能性** - 本ファンドの構造上内在する主な不利な点及びリスクは、ポートフォリオ・マネージャーの流動性が限られていること、透明性が限られていること、及び本ファンドからの投資の受け入れが可能な投資先ファンドが限られていることにより、本ファンドの資産配分の柔軟性及びリスク・コントロールが制限されるという点です。ポートフォリオ・マネージャーが大きな損失を出した場合や、当該ポートフォリオ・マネージャーが事前に公表している取引方針・戦略から逸脱していると投資運用会社が判断した場合でも、本ファンドは、何ヶ月間も当該ポートフォリオ・マネージャーから資本を引き揚げることができない可能性があります。
- ・ **ポートフォリオ・マネージャーの成功報酬** - 通常、本ファンドは、全部又は一部のポートフォリオ・マネージャーとの間で、特定の測定期間中に勘定の価値が上昇した場合（未実現の上昇を含みます。）に当該ポートフォリオ・マネージャーに報酬を支払うという取り決め

を行います。一部の稀なケースでは、ポートフォリオ・マネージャーは、過去の測定期間に発生した損失を考慮することなく、特定の測定期間中の上昇に基づいて報酬を受領する場合があります。ただし、投資運用会社は、かかる手数料を請求するポートフォリオ・マネージャーのすべてではないにしてもその大部分は、過去の損失を考慮すると予想しています。このような実績ベースの取り決めは、それが存在しない場合よりも、ポートフォリオ・マネージャーに対して、よりリスクが高い、あるいはより投機的な投資を行うインセンティブを与える可能性があります。

### カウンターパーティーリスク及び決済リスク

投資運用会社又は本ファンドの投資先ファンドが行う一部の投資は、その性質上、取引相手方の債務履行能力に依存します。かかる当事者が、何らかの理由により債務を履行できなかった場合、本ファンドは損失を被ることがあります。そのため、本ファンドは、本ファンド又は本ファンドの投資先ファンドの取引相手方の信用リスクにさらされます。また本ファンドは、清算機関及び取引所による清算不履行リスクも負います。カウンターパーティーによる不履行又は清算の不履行は、本ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社は、信用力が高いと考えるカウンターパーティーとのみ取引を行う予定ですが、カウンターパーティーが債務不履行に陥らないという保証及び本ファンドが取引で損失を被る結果にならないという保証はありません。さらに、限定的な数のカウンターパーティーとの間に取引が集中することによって、本ファンドの損失の可能性が拡大する可能性があります。投資運用会社は、投資先ファンドが契約するカウンターパーティーに対するコントロールを有しません。

### 為替リスク

投資運用会社は、通常、各投資先ファンドの米ドル建てクラスに投資しますが、本ファンドの資産を米ドル以外の通貨建ての資産に投資する可能性があります。時に、本ファンドの資産の大部分が米ドル以外の通貨建てになる可能性もあります。加えて、本ファンドの特定の受益証券は日本円建てです。投資運用会社は、通常、為替ヘッジ取引を行い、また日本円建クラス受益証券について米ドル建て資産と報告通貨である日本円との間で生じる為替リスクの低減を追求します。本ファンドが米ドル以外の外国通貨建て資産に投資する場合、投資運用会社は、常にではないものの、適用のある米ドルと日本円との間の同様の通貨変動リスクを回避することを追求しますが、かかる回避が成功するかについては何らの保証も存在しません。当該ヘッジにかかる費用、利益、又は損失は、そのヘッジがなされたクラスにのみ配分されます。また、投資先ファンドの資産は米ドル以外の通貨で表示されている場合があり、投資先ファンドの運用通貨と投資先ファンドの投資の表示通貨との間の為替レートの変動により、投資先ファンドの運用通貨の価値が変動する可能性があります。通貨価値に影響を与える要因としては、貿易収支、短期金利の水準、異なる通貨建の類似資産の相対的価値の差、投資と値上り益に対する長期的な機会及び政治情勢などがあります。

### デリバティブ商品

投資運用会社は、様々なデリバティブ商品（先物取引、オプション取引、先渡し取引、スワップ、及びボラティリティがあり投機的なその他のデリバティブを含みます。）を利用する投資先ファンドに投資することがあります。ポジションによっては、急激かつ大きな時価の変動にさらされることがあり、その結果、損益の金額が変動します。デリバティブ商品の利用は、以下を含む様々なリスクを伴います。

- ・ **トラッキング** - ヘッジ目的で利用される場合、デリバティブ商品の価格変動とヘッジの対象である原投資資産の価格変動との間の相関性が不完全であるか又は変動の程度によっては、投資先ファンドは、意図していたヘッジ効果を得ることを妨げられ、ポートフォリオが損失リスクにさらされる可能性があります。

- ・ 流動性 - デリバティブ商品は、特に多額の取引が行われる場合、すべての状況において流動性が確保されるとは限らず、ボラティリティが大きい市場では、投資先ファンドは、損失を負うことなくポジションを手仕舞うことができない可能性があります。さらに、投資先ファンドが一部のデリバティブ取引を行う取引所においては、一日当たりの値幅制限や投機的ポジションの制限により、ポジションを即座に清算できない場合があり、ポートフォリオの潜在的な損失額が拡大する可能性があります。
- ・ レバレッジ - デリバティブ商品の取引においては、多額のレバレッジを利用する結果となる可能性があります。したがって、デリバティブ商品の取引がもたらすレバレッジ効果により、投資先ファンドがデリバティブ商品のレバレッジ特性を利用しなかった場合よりも、本ファンドに生じる利益及び損失は拡大する可能性があります。また、本ファンドの純資産総額の変動幅も大きくなる可能性があります。
- ・ 店頭取引 - ポートフォリオのために売買されるデリバティブ商品には、取引所で取引されていない商品が含まれる場合があります。店頭オプション取引は、取引所で取引されるオプションと異なり、買い手と売り手が価格その他の条件を相対で交渉する二当事者間の契約です。このような商品の債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品に付随するリスクより大きくなる可能性があります。また、投資先ファンドは、取引所で取引される商品に比べて、当該商品の処分又は当該商品を手仕舞うための取引を容易に行うことができない可能性があります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買呼値」と「売呼値」は著しく乖離する可能性があります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制の対象となっておらず、規制された環境において参加者に与えられている保護の多くが、取引所で取引されていないデリバティブ商品に関連して提供されないことがあります。

### 投資機会にとって困難な市場

魅力的な投資対象を特定、実行及び実現する行為は、高い不確実性を伴います。投資運用会社が投資目的を充足することのできる投資対象を特定し、実行し、その価値を実現できる保証、又は投資運用会社が投資戦略と一致する方法で本ファンドの資産を全額投資できる保証はありません。

### ヘッジ

投資先ファンドは、一般にリスク管理を目的として、デリバティブ、オプション、金利スワップ、スワップション、キャップ及びフロア、先物及び先渡取引等、様々な金融商品を利用することがありますが、特定のヘッジが適切である保証及び一定のリスクが正しく測定される保証はありません。さらに、一若しくは複数の投資先ファンドは、リスク軽減の目的でヘッジ取引を行う場合がありますが、かかる取引の結果、投資先ファンドが当該ヘッジ取引を行わなかった場合よりも、当該投資先ファンドの全体的なパフォーマンスが低下し、リスクが（軽減されずに）増大する可能性があります。投資先ファンド毎に異なるヘッジ戦略が採用される可能性があります。その結果、本ファンドの段階において、これらの影響が抑制又は拡大される結果となる可能性があります。

### エクイティ証券への投資

投資先ファンドの資産は、一般に、発行体の資本構成において最も下位にある普通株式及び類似のエクイティ証券に投資される可能性があります。その場合、通常、発行体の資産に対するすべての上位債権が完済された後の残余資産（もしあれば）に対して権利を有しません。普通株式の保有者は通常、発行体の業務執行等決定機関が宣言した場合にのみ、その宣言された範囲内で、発行体の上位証券の利息、配当及びその他の要求される支払が行われた後に残る充満可能な収益又はその他の資産から配当を受け取る権利を有します。ワラント及び新株購入権は、その保有者に対して、その他の持分証券を取得する権利を付与する証券であり（義務付けるものではありません。）、発行

体の資産に対する権利を表章するものではありません。その結果、ワラント及び新株購入権は、その他の種類のエクイティ証券への投資よりも投機的であるとみなされる可能性があります。

### 新規公開株への投資

投資先ファンドの資産は、新規株式公開によって発行される企業の証券に投資されることがあります。かかる証券は、多くの場合、より確立されている大手の公開株式会社よりも潜在的に高い収益及び売上の成長の可能性があり、したがって、株価が大きく上昇する可能性があります。ただし、かかる企業は、事業サイクルの初期段階にあり、業歴が限られているという点で、当該証券に付随するリスクは高くなる可能性があります。

### 市場リスク及び流動性リスク

投資先ファンドの投資プログラムの大部分の収益性は、有価証券及びその他の投資対象の将来の価格の動きを正確に評価できるかどうか、及び／又は当該評価を行う際の投資先ファンドの運用会社のパフォーマンスに大きく左右されます。投資先ファンドの運用会社が価格の動きを正確に予測できるという保証はありません。投資先ファンドは、ロング・ポジション及びショート・ポジション又はその他の方法を利用することにより、市場リスクの軽減を試みる場合がありますが、常に一定程度の（時に重大な程度の）市場リスクが存在します。さらに、投資先ファンドは、その資産が投資される商品の市場の流動性が低下した場合には悪影響を受ける可能性があり、その結果、投資先ファンドがポジションの調整を迅速に行うことができなくなる可能性があります。ポジションの規模によっては、当該商品の市場の流動性の低下の影響が拡大する可能性があります。市場全体のレバレッジの変化、プライム・ブローカーが利用可能なレバレッジ水準を引き下げる決定を行った結果としてのレバレッジの削減又はその他の市場参加者による同一又は類似のポジションの解消もまた、純資産価額に悪影響を及ぼすことがあります。投資先ファンドの一部は、活発に取引されないことがあります、かかる投資対象の評価には不確実性が伴うことがあります。かかる状況において、純資産価額は悪影響を受ける可能性があり、投資運用会社は、必要な時に投資対象を速やかに清算できなくなる可能性があります。

本ファンドは、関連する投資先ファンドが十分な流動性をもって取引することができない又は証券を売却又は取得する際において市場における十分な需要又は供給の欠如若しくは取引制限によって取引することができないことで、本ファンドが投資する投資先ファンドを通じて、流動性リスクにさらされる場合があります。例えば、投資先ファンドが、流動性のある市場に投資することができる場合であって、ポジションを清算することが不可能になるか又はそのための費用が高くなることもあり、その結果、多額の取引費用が生ずる場合があります。純資産価格が下落し損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。かかる状況における損失発生危険性に加えて、本ファンドが適時に投資先ファンドから買戻しが受けられるかは、投資先ファンドの資産の流動性の損失により影響を受けることがあります。本ファンドが、直接投資し、又は上場され又は買戻しを受ける形以外の方法で現金化される投資先ファンドに投資する場合、同様のリスクに直接さらされる場合があります。

### 空売り

投資先ファンドは、その全額がカバーされている又はカバーされていない空売りを行う場合があります。空売りした証券の市場価格が上昇を続けた場合には、理論上、空売りの損失額は無限に拡大する可能性があります。

日本を含む様々な金融規制当局が、近年、一定の証券の空売りを制限する規則を制定しています。かかる制限は、通常は一時的なものであり、一部の法域では廃止されていますが、一又は複数の規制当局が、かかる制限を延長し、修正し又は復活させる可能性があります。空売りの規制に関しては、様々な提案（競合他社にそのポジションに関する透明性を提供する案など）がなされてお

り、一又は複数のかかる提案が施行された場合、投資先ファンドがその投資戦略を成功裡に実行することを妨げられるか、本ファンドのパフォーマンスにその他の悪影響を及ぼす可能性があります。

### 小規模企業又は未成長企業

投資戦略の実施において、投資先ファンドは、時価総額が中小規模である企業の証券に投資する場合があります。かかる証券は多くの場合、著しい潜在的値上がりの可能性を提供する一方、一部の企業の証券、特に時価総額が低い企業の証券は、ある点において、大規模な企業の証券への投資よりも高いリスクを伴います。例えば、小型証券のみならず中型証券の価格でさえ、大型証券の価格よりも変動性が高くなることが多く、多くの中小規模企業の倒産リスク又は支払不能リスク（投資家に対する付随的損失を伴う）は、大規模な「優良」企業よりも高くなります。中小規模企業は、製品ライン、流通経路、財源及び経営資源が限られていることがあります。さらに、一部の小規模企業の証券の取引量は少ないため、これらの企業への投資は、相対的に流動性が低くなる可能性があります。

### 一般的なリスク要因

#### ブローカーの支払不能リスク

投資運用会社は、外国為替ヘッジ取引及び他の取引所取引の清算及び決済のために、プライム・ブローカー及び複数の清算ブローカーのサービスを利用する可能性があります。これらのブローカーのうちいずれかが支払不能に陥った場合、かかるブローカーによって保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。ブローカーには、顧客資産と自身の自己勘定資産を分離させる義務及び一定額の資金を準備金として保有する義務がありますが、顧客資産は通常、すべての顧客の利益のためにプールされた顧客勘定で保有されます。さらに、ブローカーは、かかる顧客勘定から顧客資産を移動すること又は通常の事業の過程でかかる資産を使用することができる場合があります。ブローカーの破綻の際に顧客の請求額がブローカーによって実際に保有されている顧客資産の金額を超えるような場合は、本ファンドは損失を被るおそれがあります。さらに、投資運用会社は、倒産したブローカーの破産手続が完了するまでは、当該ブローカーによって保有されていた証券の取引ができなくなる可能性があります。

#### 投資ファンドの事業リスク及び規制リスク

本ファンドの存続期間中に、ファンドに悪影響を及ぼすような法律上、税制上及び規制上の変更が行われる可能性があります。投資ファンドの規制環境は進化しつつあり、投資ファンドの規制の変更は、ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼすことがあり、投資運用会社のレバレッジ利用能力（本ファンドに関して当該変更前に利用できたレバレッジが得られなくなるなど）又は取引戦略の遂行能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、証券市場及び先物市場には、包括的な法律、規制及び証拠金要件が適用されます。規制当局、自主規制機関及び取引所は、市場に緊急事態が発生した場合に、臨時措置を取る権限を付与されています。デリバティブ取引及びかかる取引に従事する投資ファンドに対する規制は、発展途上の法分野であり、政府の規制や司法判断により変更されることがあります。将来行われる規制の変更がファンドに与える影響は、重大で不利なものとなる可能性があります。

#### クラス間債務リスク

本ファンドが複数のクラスの受益証券を発行している場合、あるクラスの負債が当該クラスの資産額を超える場合に、本ファンドの債権者による請求を充足させるために、他のクラスの資産が充

当されることがあります。そのため、支払能力のあるクラスの資産は、債務超過クラスの債務に関連したリスクにさらされ、その債務を弁済するために使用されることがあります。

### 投資運用会社及びキーパーソンへの依存

本ファンドの投資活動は、投資運用会社の本ファンドを運用する継続的な能力及び投資運用会社の一定の投資プロフェッショナルの経験及び専門性に依拠しています。いずれかの投資プロフェッショナルのサービスが失われた場合には、本ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、本ファンドの運営には関連しない可能性もありますが、投資運用会社の利益率が失われた場合には、投資運用会社が本ファンドを成功裡に運用する能力又は本ファンドの運用のための投資プロフェッショナルを呼び込む能力を低下させる可能性があります。

### 本受益証券の非流動性

本受益証券は、受託会社の承認を得ずに譲渡することはできません。また、本受益証券に流通市場が存在する見込みはありません。したがって、受益者には、買戻しを請求する以外に本受益証券を処分する方法がない可能性があります。買戻しは、一定の状況において、停止される可能性があります。

### 現物分配

買戻しを請求する受益者は、受託会社の裁量に基づき、現金と一緒に又は現金の代わりに、本ファンドが有する証券を受領する場合があります。本ファンドは、後日清算されるまで、関連する証券を保有するための清算信託、清算勘定又は清算法人を設立することがあります。分配される証券の価値は、それらの証券が売却される前に上昇又は下落することがあり、買戻しを請求する受益者は、それらの証券の売却に関連する費用を負担することになります。さらに、買戻しに関連して受益者に分配される証券は、容易に換金できるとは限りません。かかる状況下で、買戻しを請求する受益者は損失のリスク及びかかる証券の清算遅延のリスクを負担することになり、その結果、買戻日において当該本受益証券について現金のみで支払われた場合に受領できたであろう金額を下回る現金を最終的に受領することになる可能性があります。

### 限定的な運用歴

本ファンドは設立されたばかりであるので、投資予定者が本ファンドへの投資を行う前に参照できる本ファンドの運用歴はありません。投資運用会社の投資戦略の短期的若しくは長期的な見通しの評価が正確であるという保証も、本ファンドがその投資目的を達成する保証もないことを前提に、本ファンドの投資プログラムは評価される必要があります。

### 限定的な受益者の権利

受益者には、本ファンドの日常の運営に関与する権利はありません。したがって、受益者は、本ファンドの運用又は本ファンドのサービス提供会社の任命及び解任をコントロールすることはできません。

### 全体的な投資リスク

すべての有価証券の投資には、元本を失うリスクがあります。本ファンドに関して取得及び取引される有価証券ならびに利益の増加を目指して用いられる投資手法及び戦略の性質により、このリスクが増大することがあります。投資運用会社は、本ファンドのポートフォリオの運用に最善の努力を尽くしますが、本ファンドが損失を被らないという保証はありません。様々な政府機関による



措置を含む多くの予測不可能な事由ならびに国内外の政治的事由により、急激な市場変動が発生することがあります。

### 感染症の流行、その世界的拡大（エビデミック／パンデミック）

感染症の発生又は地域的・世界的拡大は、本ファンド及びその投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、本ファンドの投資目的を達成する能力に悪影響を及ぼし、本ファンドに重大な損失をもたらす可能性があります。感染症の発生が本ファンド及びその投資のパフォーマンスに与える影響の程度は、多くの要因に左右されますが、これらの要因には、感染症の発生期間及び範囲、感染症を引き起こす細菌、ウイルス、その他の生物に対する治療法やワクチンの開発及び普及、世界全体、地域的及び局所的な重要なサプライチェーン及び経済市場の混乱の程度、ならびに全体的な需要と供給、投資家の流動性、消費者の信頼感、様々な経済活動の段階が含まれますが、これらはすべて非常に不確実であり、予測することは不可能です。感染症の地域的・世界的拡大が発生している最中における本ファンド及びその投資対象の運用能力は、政府が義務づけた、あるいは企業が課した隔離、渡航制限、その他の事項によっても影響を受ける可能性があります。このような措置の中・長期的な影響は、感染症の世界的又は地域的流行が収束した後も、本ファンド及び／又はその投資対象に悪影響を引続き与える可能性があります。

本書の日付時点で報道されているように、非常に感染力の強い新型コロナウイルス（「COVID-19」）が発生し、世界の多くの国に広がっています。近年においてはSARS、H1N1/09インフルエンザ、MERSなどの同種の局所的な感染症の流行が見られました。COVID-19の継続的な影響、また過去に発生したその他の感染症が再び拡大した場合は、本ファンドのパフォーマンスに重大な影響を与える可能性があります。

### 大量買戻しの潜在的影響

本受益証券の大量買戻しが生じた場合、投資運用会社は、買戻しの資金に必要な現金を調達するために当初の想定よりも早くポジションを清算せざるを得なくなる可能性があります。投資運用会社は、有利な条件でポジションを清算することが困難となる可能性があります。その結果、損失又は純資産価額の減少が発生することがあります。ポートフォリオ資産を決済することが賢明ではないと投資運用会社が判断する場合、受託会社は、本受益証券の買戻代金の支払を行うために必要な現金を借り入れることが認められます。投資運用会社には、かかる借入れの返済の担保としてポートフォリオの資産を抵当に入れる権限が付与されています。これらの状況において、継続的な受益者は、本ファンドの資産の価額がその後下落するリスクを負います。

### その他の受益者の権利；サイドレター

適宜、本ファンド、管理会社及び／又は投資運用会社は、受益者の同意なしに、本受益証券の既存又は潜在的保有者との間で、合意書（サイドレター）を締結することができ、当該本受益証券の保有者は、本書に記載のない利益を享受することがあります。それらの既存又は潜在的受益者との間のサイドレターでは、例えば受益者に対し、（ ）本ファンド、他の投資ビークル、又は運用勘定への将来へ投資することができる特別な権利、（ ）頻度、通知期間、支払う買戻費用（割引又は割り戻しの形式を問わず）、若しくは他の条項又はこれらの組み合わせにかかる特別な買戻権、（ ）一又は複数回にわたり本ファンドから報告を受領する権利又は他の受益者に提供されない情報を受領する権利（ポートフォリオのポジションにかかるより具体的な情報が含まれますがこの限りではありません。）、及び（ ）本ファンドと当該受益者の間で合意により取り決めることのできる他の権利が付与されます。

サイドレターの条件は本ファンドの裁量によります。それらは、特に( )本ファンドの受益者の投資規模、( )受益者が長期間に渡り本ファンドに投資を行うことの合意、又は( )受益者が本ファンドに対して行う他の同種の約定をするかに基づくものとします。

### 取引費用

投資戦略は、高い水準の投資取引及び投資の回転率を伴うことがあり、多額の取引費用を発生させることがあります。本ファンドは、その取引活動が利益を生み出すか否かにかかわらず、売買委託手数料及び関連する取引手数料及びコストを負担します。運営管理費も本ファンドが負担します。受益者が保有する本受益証券の純資産価額の増加が実現されるためには、本ファンドが、これらの手数料及びコストの総額を上回る収益を達成する必要があります。かかる値上がり益が（又はいかなる値上り益も）達成される保証はありません。

### 本ファンドの投資対象の評価

本ファンドの有価証券及びその他の投資対象の評価は、不確実性を伴い、判断に基づき決定される可能性があるため、かかる評価が不正確であることが判明した場合、本受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。上場証券以外は、一部の証券及びその他の投資対象に関して独立のプライシング情報が入手できないことがあります。評価の決定は、本書の規定に従って誠実に行われるものとします。

投資運用会社は、その性質上正確な評価が困難な一部の資産に投資することがあります。かかる投資対象に割り当てられた価額が実際の価値と異なる場合、本受益証券1口当たり純資産価格は、その分過小評価又は過大評価される可能性があります。上記に鑑み、本ファンドが当該投資対象を保有する期間中に本受益証券の全部又は一部の買戻しを受ける受益者には、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を上回る場合、本来支払われるべき金額を下回る金額が支払われるリスクがあります。同様に、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を下回る場合、当該受益者には過大に支払われるリスクがあります。さらに、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を上回る場合、新規の受益者による本ファンドへの投資（又は既存の受益者による追加投資）が、他の受益者にとっての当該投資対象の価値を希薄化させる可能性があります。さらに、当該投資対象の実際の価値が割り当てられた価額を下回る場合、新規の受益者（又は追加投資を行う既存の受益者）は、本来支払うべき金額よりも多く支払っているというリスクがあります。特別な状況（受託会社が投資運用会社とアドミニストレーターに相談の上で合理的に決定されます。）を除き、本ファンドは、本受益証券の1口当たり純資産価格を遡及的に調整することはありません。

一般的には、本ファンドは他の投資ファンドに投資し、それら投資先ファンドの評価は当該投資先ファンドによって提供される純資産価額の計算書に基づいて行われます。各投資先ファンドは、本ファンドに提供される純資産価額の正確性に影響を与える可能性のある評価リスク及び不確実性（上記のリスクを含みます。）にさらされます。加えて、一部の投資先ファンドは、その運用会社又は他のサービス提供会社に対して、潜在的な利益相反を生じさせる評価プロセスへの関与を認める場合があります。

純資産価額の計算に関して誠実に使用された価格若しくは評価が、本ファンドのいずれかの資産の価格若しくは評価の誤った若しくは不正確な見積もり若しくは決定であったことが判明した場合でも、受託会社、投資運用会社又はアドミニストレーターは一切責任を負いません。

### 強制監査ホールドバックの不存在

本受益証券の買戻しの際に、買戻価格は未監査の本受益証券1口当たり純資産価格に基づくものとし、年次監査において過去の評価の調整が必要な場合であっても本信託証書はいかなるクローバックの仕組みも提供するものではありません。したがって、買戻しする受益者に対して支払われ

る買戻金額は、買戻価格が監査済みの本受益証券1口当たり純資産価格に基づくものである場合に受益者が受領することのできる金額よりも多く又は少なくなる可能性があります。買戻価格が監査済みの本受益証券1口当たり純資産価格に基づくものである場合に、受益者が受領することのできる金額よりも支払われる買戻価格が大きくなる場合、当該過剰な支払額は、本ファンドに対し不利な影響を与えることになる可能性があります。受託会社は、投資運用会社と協議の上で、買戻価格の5%を上限とする本受益証券の買戻しについて、監査ホールドバックを適用することができ、監査後の買戻価格に調整を加えることができますが、当該ホールドバックを行う義務は一切なく、一部の買戻しについてホールドバックを適用し、他には適用しないことも可能です。

### サイバーセキュリティ・リスク

ビジネスにおけるインターネット等のテクノロジーの利用の拡大により、本ファンドは、オペレーション、情報セキュリティ及び関連するリスクを受けやすくなっています。一般的に、サイバーインシデントは、意図的な攻撃又は意図されない事象から引き起こされる可能性があります。

サイバー攻撃は、第三者が資産や機密情報の不正流用、データの破壊又は業務の混乱を生じさせる目的で、デジタルシステムへの無権限のアクセスを得ようとする（例えば、「ハッキング」又は悪意のあるソフトウェアの符号化を通じて）が含まれますが、これらに限定されません。サイバー攻撃は、ウェブサイトへのDoS攻撃（Denial of Service attack）（通常の意図された利用者にネットワークサービスを利用できなくさせること）など、必ずしも不正アクセスを必要としない方法で行われることもあります。

投資運用会社及びその他のサービス提供会社（会計士、保管会社、名義書換代理人及び金融仲介業者を含みますが、それらに限られません。）に影響を与えるサイバーインシデントは、業務を混乱させ、事業の運営に影響を与えることができ、潜在的には、ファンドがその証券若しくはその他の投資対象を取引又は評価できなくなるよう妨害し、又は取引や受益者のビジネス取引の能力を損ない、適用あるプライバシー法及びその他の法律の違反を生じさせ、結果的に、財務上の損失、規制上の罰金、罰則、風評被害、補償若しくはその他の賠償費用、又は追加のコンプライアンス費用を生じさせる可能性があります。

同様の損害は、本ファンドが投資する証券の発行会社、ファンドが従事する取引のカウンターパーティー、政府その他の規制当局、取引所及びその他の金融市場運営者、銀行、ブローカー、ディーラー、保険会社及びその他の金融機関（受益者の金融仲介業者及びサービス提供者を含みます。）ならびにその他の当事者に対して影響を与えるサイバーインシデントからも発生する可能性があります。加えて、将来に、サイバーインシデントを防止するために、多額の費用が発生する可能性があります。

本ファンドのサービス提供者は、かかるサイバーインシデントが発生した場合に、当該サイバーインシデントを防止するためのリスク管理体制及び事業継続計画を構築していますが、当該システム及び計画には、事前に認識されなかったリスクが発生する可能性を含め限界があります。さらに、本ファンドは、サービス提供者又はファンド若しくは受益者に影響を与える業務を行っているその他の第三者によって運用されているサイバーセキュリティ計画及びシステムをコントロールすることはできません。

### FATCAに関するリスク

米国内国歳入法の第1471条乃至第1474条（一般に外国口座税務コンプライアンス法又は「FATCA」として知られています。）は、ファンドがFATCAを遵守しない場合には、本ファンド等の外国金融機関への一定の支払（米国の発行体の証券に係る利子・配当収益及び当該証券の売却収入総額を含みます。）に対して源泉税（現行税率30%）が課税される旨を定めています。

本ファンドは、本ファンドに課せられた義務を果たし、FATCAによる源泉課税を回避するよう努めますが、本ファンドがこれを達成し、かつ当該FATCA義務の充足を保証することはできません。FATCA制度により、本ファンドが米国の投資対象から受取る大部分の種類の所得に対して、罰則として30%のFATCA源泉課税の対象となった場合、本ファンドが受領する配当所得の純額は予想を下回ることになり、本ファンドの受益者が保有する受益証券の価値を潜在的に低下させる可能性があります。

本ファンドがFATCAを遵守できるかどうかは、各受益者が、本ファンドが要求する受益者又はその直接・間接的所有者に関する情報をファンドに提供することに依拠します。本ファンドが要求する情報を提供しない受益者による本受益証券の保有（直接保有又は実質的保有であるかを問いません）によって、本ファンドが税金を負担する、又は本ファンドが本来発生し得ない金銭的不利益を被る、又は本ファンドが負債、罰金若しくは規制上の措置の対象になり得ると受託会社が考える場合、受託会社は、当該受益者が保有する本受益証券の他の者への譲渡を要求する権利又は強制的に買戻す権利を行使することができます。かかる譲渡又は強制買戻しは、適用される法令規則に従って行われるものとし、それを行う裁量権は、誠実にかつ合理的根拠に基づき行為する受託会社によって行使されるものとしします。

本件については、後記「4. 手数料等及び税金、（5）課税上の取扱い - ケイマン諸島及びFATCA」の項にも詳述されています。

#### 投資先ファンドへの適用

上記の一般的なリスク要因の一部又は全部は、本ファンドが投資する投資先ファンドにも該当します。投資運用会社は、投資判断を行う際に、投資先ファンドがその目論見書に記載しているリスクを考慮しますが、これらは多くの要因のうちの一つに過ぎず、本ファンドは、上記に記載されるリスクを除き、投資先ファンドが記載しているリスクを受益者に通知することはありません。

#### 独立の法律顧問の不存在

オジエ法律事務所（以下「オジエ」といいます。）は、ケイマン諸島における本ファンドの法律顧問であり、狛・小野グローバル法律事務所（以下「KOG」といいます。）は、日本における本ファンドの法律顧問です。受託会社は、本ファンドの法律顧問とは別の独立した法律顧問を雇用していません。オジエ及びKOGのいずれも、本ファンドの投資者を代表するものではなく、受益者を代表する独立の法律顧問は雇用されていません。オジエ、KOGのいずれも、投資運用会社、受託会社、管理会社又は本ファンドの作為又は不作為（ガイドライン、ポリシー、制限、適用法の遵守、又は投資活動の選定、適合性、推奨度を含みます）、又は投資運用会社又は本ファンドのアドミニストレーター、会計士、プライム・ブローカー、その他のサービス提供者の作為又は不作為について責任を負いません。本英文目論見書は、受託会社、管理会社及び投資運用会社によって提供された情報に基づき作成されたものであり、オジエ及びKOGのいずれも、かかる情報を独立の立場から検証していません。

#### **日本に関する特定のリスク要因**

##### 財務情報

日本の企業に適用されている会計、監査及び財務報告要件は、米国の企業に適用される要件とは異なります（一部については大幅に異なります）。一部の日本の上場企業は、2010年3月以降、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）を採用することができますが、現在、日本の上場企業に対してIFRSを採用する強制的な義務は課されていません。日本の基準及び報告要件は、米国に比べるとずっと緩やかです。特に、日本企業の財務諸表に記載される資産及び利益は、IFRS又は米国GAAPに基づいて作成された場合に反映されるような財政状態又は営業成績を反映しない可能性が

あります。一般に、日本企業に関して入手できる情報は、米国企業について発表されている報告書及び格付よりも大幅に少なく、日本企業は、しばしば、米国の発行体にとっては一般的な財務情報その他の開示を投資家に行うことに消極的です。したがって、投資後に入手された情報が、かかる投資の価値にマイナスの影響を及ぼさないという保証はありません。

### 日本の政治・経済リスク

2008年9月の米国連邦倒産法第11章に基づくリーマン・ブラザーズの保護申請の直後に発生した世界的金融危機は、日本にも影響を与え、国内の金融市場の大幅な縮小をもたらし、日本企業が社債市場において資金を調達することが困難となりました。これ以降、一般的に、日本の企業が、公開市場において多額の長期無担保債による資金調達を行うことが困難になっています。広範な産業及び地域にわたって事業活動が大幅に縮小し、多くの企業は、主に消費者支出の大幅な減少による商品又はサービスへの需要不足ならびに金融市場における流動性の不足により深刻な困難に直面しています。失業率は大幅に上昇しています。日本政府は、景気刺激策を導入していますが、日本経済を回復させる努力が成功する保証はありません。

### 法律・規制環境

近年、日本の法令の一般的なトレンドは、外国人の投資に対する保護を強化する傾向にあり、事業の法的環境は改善されてきました。しかしながら、経済法令におけるこのトレンドが、政権の交代、社会的混乱又は日本の社会的、政治的又は経済的状况に影響を及ぼすその他の状況により失速、縮小又は後退しないという保証はありません。かかる転換は、ファンドの投資対象の価値に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

ファンドが投資する企業又は当該企業の取締役、執行役員、株主若しくは破産管財人に対して訴訟を提起するファンドの能力は限定される可能性があります。かかる企業は、日本の法律に基づき設立されている可能性が高く、実質的にすべての資産が日本に所在している可能性があります。その結果、ファンドが当該企業又はその取締役、役員若しくは管財人に対して訴状の送達を行うことが不可能な場合があります。日本国外において企業を訴えることに成功したとしても、日本における判決の執行は困難な場合があります。

### 自然災害のリスク

日本を含む一部のアジア地域は、自然災害によるシステミック・リスクが比較的高い地域であり、ファンドの資産価値に深刻な影響を及ぼす可能性があります。日本は、例えば2011年の東日本大震災で経験したように、特に地震の影響を受けやすい国です。かかる自然災害が発生した場合、広範な産業及び地域にわたって事業活動が大幅に縮小する可能性があり、企業は、消費者支出の大幅な減少による商品又はサービスの需要不足から深刻な困難に直面するおそれがあります。自然災害は、ファンドの財政状態に大幅な悪影響を及ぼす可能性があります。

### 潜在的な利益相反

管理会社、投資運用会社、アドミニストレーター、受託会社、代行協会員（及びこれらの各役員及び取締役）ならびに本ファンドに関して任命された各ブローカーは随時、本ファンドの投資目的と類似する投資目的を持つその他の集団投資スキームの販売会社、プロモーター、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、登録機関、名義書換代理人、管理事務代行会社、受託会社、保管会社、ブローカー、取締役又は私募代理人として行為する場合や当該集団投資スキームにその他の方法で関与する場合があります。又は投資目的が本ファンドの投資目的と類似する投資家に対して一任の投資運用サービス又は付随する管理事務サービス、保管サービス若しくは売買委託サービスを提供することがあります。そのため、上記のいずれの者も、その事業の過程において、本ファンドとの間に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある

投資対象を引き受ける際に、その他の顧客に対する義務を考慮しながら、当該利益相反を公平に解決するよう努力します。

投資運用会社は、一任の投資運用業に従事しています。投資運用会社は、有価証券及び金融商品の売買において、その他の投資ビークルを含む顧客投資家に助言を行い、また、本ファンドに対するサービスの提供において入手、作成又は使用する情報及び取引戦略と同一の又は異なる情報及び取引戦略を用いて、本ファンドの勘定の管理及び助言の提供に責任を負っている期間と同じ期間中にその他の勘定にも助言を行うことがあります。その他の勘定の運用/助言の提供について投資運用会社が受け取る報酬は、本ファンドの勘定の運用/助言の提供に支払われる報酬を超えることがあり、そのことは、かかるその他の勘定を優先するインセンティブとなる可能性があります。さらに、投資運用会社が、同時に、又はほぼ同時に、かかる勘定と本ファンドの勘定に係る取引の決定を行う場合、本ファンドは、同一又は類似のポジションについて、かかるその他の勘定と競合する可能性があります。投資運用会社は、すべての投資機会が本ファンドとかかるその他の勘定との間で公正かつ公平に割り当てられることを確保するために努力します。

管理会社は、本ファンドの資産の投資について全面的な責任を負っており、投資運用会社を起用し監督することでその責任を完全に免れることを想定しており、従って、個別の投資判断には責任を負いませんが、管理会社は、本ファンドの投資戦略と同様又はこれと相反する他の顧客のために行動することができます。管理会社は、本ファンド又は他の顧客から取得した秘密情報又は市場に影響を及ぼす機微情報を他の顧客又は本ファンド（他の顧客から取得した場合）と共有しないことを確認するポリシー及び手続を整えるものとします。

本ファンドは、投資運用会社によって企画立案されているため、投資運用会社の選定ならびにその任命の条件及び報酬は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。ただし、受託会社は、投資運用会社に支払われる報酬及び手数料は、ファンドと同じ種類の投資ファンドについての通常の市場レートに一致していると考えています。

投資運用会社及び/又はその関連会社は、直接又は間接的に、本ファンド及び/又は本ファンドにより買い付けられた資産に投資することができます。投資運用会社及び/又は関連会社は、当該取引又は当該取引から得られる利益について、本ファンドに対して説明し（又は本ファンドと共有し若しくは本ファンドに通知）する義務はありません。

特定の企業に関する非公開情報を入手することを防止する内部管理体制が整備されているにもかかわらず、投資運用会社は、時に、かかる非公開情報を入手することがあります。その場合、適用ある証券法の下で、投資運用会社が当該企業によって発行される組入有価証券を売買する柔軟性が制限される可能性があります。加えて、投資運用会社がかかる情報を投資目的で使用することができない結果、本ファンドの投資の柔軟性は制限される可能性があります。

受託会社及びアドミニストレーターは同一の会社グループを構成します。アドミニストレーターの起用については、投資運用会社の承諾が必要となりますが、受託会社は、本ファンドについてアドミニストレーターを起用することができ、アドミニストレーターの本ファンドに対するサービスの管理について全責任を負います。加えて、受託会社の報酬は、アドミニストレーターによって計算される本ファンドの純資産価額に基づき算出されます。さらに、管理会社は、受託会社及びアドミニストレーターにより構成される会社グループを取得する計画を発表した会社グループの一部です。

受託会社は、受益者の利益を考慮し、利益相反が公平に解決されるよう努めます。

受託会社は、他の投資ビークルの受託者を務めることがあります。また受託会社の取締役及びその他の従業員は、他の投資ビークルの取締役を務めることがあり、適用される守秘義務に従い、受託会社の取締役又はその他の従業員がファンドのためのサービスの遂行において学び、取得し、作成し、又は利用する情報を、かかる他の投資ビークルに関して使用することができます。

## ソフトダラー取引

投資運用会社は、一般的に、本ファンドのサービス提供会社から提供される物品又はサービス（例えば、投資リサーチ又はシステムへのアクセスなど、一般的に「ソフトダラー」の特徴を有するもの）を受領しません。

上記に列挙されるリスク要因は、本ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを完全に網羅しているものではなく、またそれらを完全に説明するものではありません。投資を予定する者は、本書全体を読了の上、本ファンドへの投資を決定する前に、ご自身で弁護士、税理士及びフィナンシャル・アドバイザーに相談する必要があります。

### （２）リスクに対する管理体制

投資運用会社では、本ファンド・オブ・ファンズのリスク管理に際し、投資先ファンドのマーケットリスクについてはインベストメント・デューデリジェンスの一環として、システムリスクやオペレーショナルリスク、リーガル/レギュラトリーリスク等についてはオペレーショナル・デューデリジェンスの一環として投資前に精査するほか、投資後もモニタリングを行います。その結果、問題が認められれば投資先ファンドに改善を促し、改善が認められない場合は解約し、別の投資先ファンドに入れ替える等の措置を採ります。なお、上記は投資政策委員会においても報告、審議されます。

（注１）リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２）上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

### （３）リスクに関する参考情報

## 参考情報

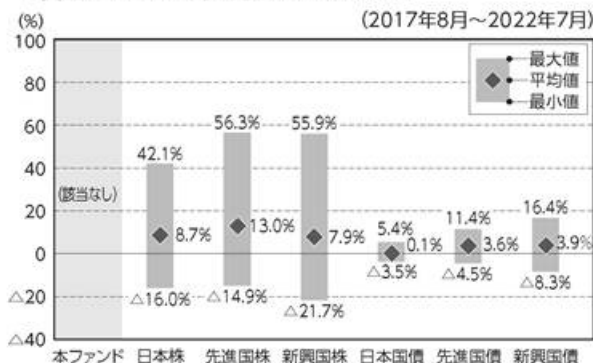
グラフは、本ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

### ファンドの1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース) ・年間騰落率の推移

本ファンドは、2022年10月1日から運用を開始するため、該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

このグラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、過去5年間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、本ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



※1口当たり純資産価格(分配金(課税前)再投資ベース)及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格及び実際の1口当たり純資産価格に基づき計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
 ※本ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出するものです。本ファンドは、2022年10月1日から運用を開始するため、運用開始から1年未満の時点では年間騰落率は算出されません。  
 ※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。  
 ※本ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間における各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。  
 ※本ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

### < 代表的な資産クラスの指数及びその著作権等について >

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 東証株価指数 (TOPIX) とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。株式会社JPX総研は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。株式会社JPX総研はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス (円ベース) ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス (円ベース) ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 NOMURA-BPI 国債とは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債及び円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI 国債は野村証券株式会社の知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス (円ベース) FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

該当ありません。

日本における申込手数料

日本における申込手数料は、3.3% (税抜3.0%) を上限とし、販売会社が定めます。

申込手数料は、本ファンド及び関連する投資環境の説明及び情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、投資者が購入時に支払うものです。



詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

発行後1年を経過していない本受益証券の買戻しについては、5%の買戻し手数料が、当該買戻しに適用される買戻価格から控除されます。

日本における買戻し手数料

発行後1年を経過していない本受益証券の買戻しについては、5%の買戻し手数料が、当該買戻しに適用される買戻価格から控除されます。

(3) 【管理報酬等】

受託会社に支払われる報酬

受託会社は、受託業務の対価として本ファンドの資産から、純資産価額の年率0.02%又は年額15,000米ドルのいずれか大きい方に相当する報酬を受領する権利を有します。当該報酬は、投資運用会社の同意を得た場合のみ、随時有効な受託会社の条件に従って増額されることがあります。加えて、受託会社は、本信託証書に基づく業務を遂行する中で適切に自ら負担した全ての費用について、本ファンドから払戻しを受ける権利を有します。

投資運用会社に支払われる報酬

投資運用契約の条件に基づき、本ファンドは、投資運用業務の対価として、下記管理報酬を、投資運用会社に支払います。

( ) 管理報酬

本ファンドは、各クラスの本受益証券に係る純資産価額（当該四半期の管理報酬を控除する前で、適用ある場合、販売会社報酬及び代行協会員報酬を控除する前のもの）の1.1%の4分の1に相当する額の管理報酬を、各四半期の最終評価日に、投資運用会社に対し支払います。

管理報酬は、四半期毎に、米ドルにより後払いで支払われます。投資運用会社が、四半期の一部の期間を投資運用会社として行為してはなかった場合、当該四半期に支払われる管理報酬は、当該四半期で投資運用会社が投資運用会社として行為した期間を反映して按分されます。

管理報酬は、各四半期の終了後合理的に可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても当該四半期の最終ファンド営業日から60日以内に、投資運用会社に対し支払われます。

適用される法令及び規則に従い、投資運用会社は、受託会社と協議の上、投資運用会社によって識別されている特定の受益者（投資運用会社の従業員又は関係会社、その親族及び特定の大規模又は戦略的な投資家を含む受益者）に関し、管理報酬を免除又は減額することができます。管理の便宜のため、本ファンドは、当該受益者に対し、別個のクラスの本受益証券を発行することができます。

本ファンドが投資を行う投資先ファンドは、管理又はその他の報酬を請求することができます。

( ) 成功報酬

パフォーマンスに基づく報酬は、本ファンドが投資するファンドが支払うことはありませんが、本ファンドのレベルでは支払いません。

管理会社に支払われる報酬

管理会社は、本受益証券の発行に関する業務その他の管理会社の業務の対価として、本ファンドの資産から年額35,000米ドルの報酬を受領する権利を有します。当該報酬は、投資運用会社の同意のみをもって、その時々有効な管理会社の条件に従い増額されることがあります。加え

て、管理会社は、その職務の遂行に際して管理会社が適切に負担したすべての立替払費用について払戻しを受ける権利を有します。

#### 販売会社に支払われる報酬

販売会社は、本受益証券の販売及び買戻しの取扱業務の対価として、本ファンドの資産から、日本円建クラスR受益証券及び米ドル建クラスR受益証券について、各クラスの純資産価額の年率0.8%の販売会社報酬を受領します。販売会社報酬は、四半期毎に、当該四半期に係る最終評価日において、当該四半期の管理報酬、販売会社報酬及び代行協会員報酬を控除する前のもので計算されます。

販売会社報酬は、各四半期の終了後合理的に可及的速やかに、かつ、一般的に当該四半期の最終ファンド営業日から60日以内に、販売会社に対し米ドルで支払われます。販売会社が、四半期の一部期間を販売会社として行為してはいなかった場合、当該四半期に支払われる販売会社報酬は、当該四半期で販売会社が販売会社として行為した期間を反映して按分されます。

日本円建クラスR受益証券及び/又は米ドル建クラスR受益証券について、複数の販売会社が任命された場合、販売会社報酬は、販売会社間で合意する割合で分けられ、増額されることはありません。

適用される法令に従い、管理会社は、受託会社と協議の上、投資運用会社によって決定された特定の受益者に関し、販売会社報酬を免除又は減額することについて販売会社と合意することができます。管理の便宜のため、本ファンドは、当該受益者に対し、別個のクラスの本受益証券を発行することができます。

販売会社は、本ファンドから支払われる販売会社報酬に加え、投資者に対し、申込金額の最大3.0%の販売手数料を直接徴収することができます。また、日本の消費税も賦課されることがあります。いずれの場合も、販売会社は、関連する投資者に対し、かかる費用及び税金を支払うか直接確認し、投資者は、当該金額を申込金額に加えて支払うことが求められます。販売会社を通じて申し込んだ投資者は、費用及び申込代金を販売会社に送金し、販売会社は、本ファンドに対し、申込代金のみを支払うことが予定されています。

追加で任命された販売会社もまた、かかる直接の費用及び手数料を請求することができます。

#### 代行協会員に支払われる報酬

代行協会員は、本受益証券についての代行協会員業務の対価として、本ファンドの資産から、本受益証券に係る純資産価額の年率0.1%の報酬を受領します。代行協会員報酬は、四半期毎に、当該四半期に係る最終評価日において、当該四半期の管理報酬、販売報酬及び代行協会員報酬を控除する前のもので計算されます。

代行協会員報酬は、各四半期の終了後合理的に可及的速やかに、かつ、一般的に当該四半期の最終ファンド営業日から60日以内に、代行協会員に対し支払われます。代行協会員が、四半期の一部期間を代行協会員として行為していなかった場合、当該四半期に支払われる代行協会員報酬は、当該四半期で代行協会員が代行協会員として行為した期間を反映して按分されます。

#### アドミニストレーターに支払われる報酬

アドミニストレーション契約の条件に基づき、アドミニストレーターは、本ファンドの管理事務代行（アドミニストレーション）業務の対価として、本ファンドの資産から、（ ）純資産価額の年率0.05%（最大料率です。本ファンドの純資産価額の増加に従い、より低い料率が適用されます。）又は年額42,000米ドルの何れか大きい方のアドミニストレーション報酬を受領します。当該報酬は、各評価日現在で計算され、四半期毎に後払いされます。また、アドミニストレーターは、本ファンドのアドミニストレーションに付随する業務（FATCA / CRS業務、AML業

務、年次財務書類作成を含みますが、それに限られません。)の対価としてその他の報酬を受領する権利、及び自らの業務を遂行する中で適切に自ら負担した全ての立替費用について、払戻しを求める権利を有しています。

#### 監査人に支払われる報酬

監査人は、本ファンドの監査済み年次財務諸表の作成のための固定報酬を受領し、また、継続的な助言に関連して、固定報酬及び時間単価で計算された報酬を組み合わせ受領します。当該報酬は、本ファンドの資産から支払われます。

#### リーガル・カウンセルに支払われる報酬

本ファンドのリーガル・カウンセルは、本ファンドの組成及び立ち上げに関連して、固定報酬及び時間単価制を組み合わせ受領し、引き続き、継続的な法令上及び規制上の助言に関連して、当該計算方法に基づく報酬を受領します。

### (4) 【その他の手数料等】

#### 初期費用

初回募集の初期費用及びそれに付随する費用（ケイマン諸島における本ファンド設立に関する費用、当事者となる各契約の交渉及び準備の費用、本英文目論見書の印刷費用、日本における募集のための有価証券届出書作成費用及び日本の関連規制当局への登録費用その他日本の投資者に対する本ファンドの募集に関する費用、並びに専門アドバイザーの報酬及び費用を含む）は、本受益証券の初回発行の手取金から支払われます。初期費用は、およそ100,000米ドルと見積もられています。

初期費用は、当初募集期間終了後の最初のファンド営業日から始まる5年の期間にわたって、定額法で償却されます。受託会社は、当該費用が償却される期間を短縮することができます。IFRSにおいては、設立費用は発生基準にて費用計上されるべきものとされており、償却はIFRSと一致するものではありません。しかしながら、受託会社は、設立費用については、発生基準で全額を費用計上するよりも償却するほうが公正であると考えており、かつ、このIFRSからの乖離が本ファンドの財務書類全体にとっては重大なものとなる可能性は低いとの意見を有しています。本ファンドで採用されている初期費用の方針がIFRSから逸脱している範囲で、本ファンドは、本ファンドの年次会計において、IFRSに準拠するため一定の調整を行うことがあります。

#### 運営費用

本ファンドは、投資プログラムに関して、次の費用を含む全ての費用を負担します。(a) 売買委託手数料、(b) 申込又は償還手数料、証券取引に関連して課せられる発行又は譲渡税を含む、有価証券の売買に関する費用、(c) 借入（プライムブローカーからの借入を含む）に係る利息、(d) 投資運用サービスの提供に関連して投資運用会社に発生した費用（調査関連費用、取引又は調査に関するコンピューターソフトウェアのライセンス費用、コンプライアンス・プログラム、審査、照会及び届出の費用を含むがこれらに限定されない規制遵守に関する費用、投資のモニタリングに関する費用並びにデューデリジェンスを実施するために発生した費用（合理的な旅費及び宿泊費を含む）を含めませんが、これらに限定されません（特定の取引が完了したか否かに関わりません））、(e) 本ファンドによって任命されたカストディアン、エスクロ・エージェントその他投資に関するサービス提供者の報酬及び費用。

また、本ファンドは、運営に関連して発生した次の費用を含む費用を負担します。( ) 本ファンドによって任命されたアドバイザー、コンサルタント及びサービス提供者の報酬及び費用、( ) 管理報酬、( ) 損害賠償費用及び潜在的な損害賠償責任に対する保険の費用、( ) 法

務、一般管理、会計、税務、監査及び保険の費用、( ) 政府又は当局に支払うべき全ての税金及び法人の費用、( ) 受益者集会の全費用並びに財務諸表その他の報告書、委任状、目論見書及び類似の文書の作成・印刷・交付の全費用を含む、投資者向けサービスに関する通信費、( ) 規制遵守に関する費用（コンプライアンス・プログラム、審査、照会及び届出の費用並びに日本での本受益証券公募実施に関連する費用を含むがこれらに限られません。）、( ) 受託会社の報酬及び費用、( ) 訴訟又はその他の特別な費用、( ) 本英文目論見書を定期的に更新するための費用。クラスに特有の費用は、関連する1つ又は複数のクラスのみによって負担されます。分離型ポートフォリオの費用は、関連する分離型ポートフォリオのみによって負担されます。

本ファンドは、投資運用会社又はその他のサービス提供者が本ファンドを代理して支払った初期費用又は運営費用に対する払い戻しを行うことができます。投資運用会社は、投資者の経費を削減するために本ファンドの経費の一部を支払うことができますが、義務ということではありません。投資運用会社が経費の支払いを行う場合、当該経費の後日の払い戻しをすることはできません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

以下は、ケイマン諸島及び日本で現在施行されている法律及び実務の一定の側面に関する本ファンドの理解に基づき、記載するものです。以下の記載は、一般的な性質のものであり、現在有効な法律、規制、ガイドライン、公表された行政判断、判決に基づいていますが、これらはいずれも変更され、又は異なる解釈の対象となる可能性があります。場合によっては遡及して適用されることがあります。かかる変更は、以下の記載内容に不利な影響を及ぼす可能性があります。本書の日付現在又は投資時点での課税上の取扱い又は想定された課税上の取扱いが無期限に有効に存続するという保証はありません。

異なる法域ごとに受益者に適用される法令が異なることを考慮すると、以下の記載は、投資者が本受益証券を購入、所有及び処分した場合のすべての税務上の影響について言及するものではありません。本ファンド、投資運用会社、受託会社、及び本英文目論見書の作成に関与したその他の者は、本ファンドの受益証券の購入、保有、及び処分に起因するいかなる税効果又は負債についても責任を負いません。投資者は、ご自身が市民、居住者、又は居住者である法域、事業を行う法域、及び本受益証券を保有する法域の法律の下で起こりうる課税上の取扱いの影響について、自身の税務専門家から助言を受けることをお勧めします。本記載は、包括的なものではなく、税務上又は法律上のアドバイスを構成するものではありません。

#### 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

#### ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの買戻し金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）又は金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益及び一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、本ファンドの買戻しについても譲渡があったものとみなされ、同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡及び買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所又は登記上の営業所若しくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

#### ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税又は申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの買戻し金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益及び一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡及び買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所又は登記上の営業所若しくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

#### ケイマン諸島 本ファンドレベル

本ファンドは、ケイマン諸島においては法人税、源泉税又はキャピタル・ゲイン税の対象ではありません。

本ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）第74条に基づき、非課税信託として登録されています。受託会社はケイマン諸島の財務長官に対して非課税証明書の取得を申請しており、申請が認められれば、本ファンドの設立日から最長50年間、ケイマン諸島でその後制定されたいかなる法律も、所得や資本資産に課される税金又は義務を課すことはありません。遺産税又は相続税といった性質の税金を課す法律は、本ファンドに含まれる財産や、本ファンドに基づいて発生する収益、又はそのような財産や収益に関し受託会社又は受益者に対しては適用されません。

ケイマン諸島では、本受益証券の発行、譲渡又は買戻しに対して資本税又は印紙税は課されません。ケイマン諸島で本ファンドに課せられる税金は、信託登録機関に支払う一定の金額及びミューチュアル・ファンド法に基づく登録料のみです。ケイマン諸島には為替管理は存在しません。

#### 受益者レベル

ケイマン諸島では、受益者は、所有する本受益証券及びその受益証券に基づいて受け取る分配金について、所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税が課されることはなく、また、ケイマン諸島の財産税又は相続税が課されることもありません。

#### ケイマン諸島及びFATCA 米国の要件

雇用回復奨励法（HIRE法）の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の規定により、本ファンドは、米国とケイマン諸島との間の政府間協定（US IGA）及びケイマン諸島で採択された施行法及び

規制の条件に従い、本ファンドの持分を直接又は間接的に保有する特定の米国人の氏名、住所、納税者番号、及び当該持分に関連するその他の情報を開示しなければなりません。本ファンドがこれらの要件に従わない場合、本ファンドへの米国源泉所得の特定の支払いに30%の源泉税が課されます。本ファンドは、この源泉徴収税の課税を回避するために課せられた義務を満たすよう努めますが、本ファンドがこうした義務を満たすことができるという保証はありません。これに関連して、本ファンドは、本ファンドが源泉徴収税を回避し、その他HIRE法を遵守するために必要又は望ましいと判断した、投資者及びその受益者に関する書類その他の情報の提供を投資者に求めることがあります。HIRE法の結果、本ファンドが源泉徴収税の対象となった場合、すべての受益者が保有する本受益証券の価値に重大な影響を与える可能性があります。ケイマン諸島の法律では、本ファンドは、ケイマン諸島税務情報交換局（ケイマンTIA）に対して年次報告を行うことが義務付けられています。本ファンドからケイマンTIAに提供された情報は、米国の内国歳入庁（IRS）と共有されます。

#### その他の政府間協定

ケイマン諸島政府は米国IGAに類似の追加の政府間協定（将来のIGAs）をその他第三国と締結し、当該第三国の財務当局への報告に関する類似の制度を導入することがあります。

#### OECD - 権限のある当局による多国間合意

OECDの税務行政執行共助に関する多国間条約に基づく税務情報の自動交換の実施のために、100カ国を超える国々が、OECDの権限のある当局による多国間協定及び共通報告基準（以下「CRS」といいます。）を締結しています。CRSは、その形式及び内容においてUS IGAと同様であり、各「参加法域」（ケイマンTIAが公表するリストに特定されます。）について適用されます。ケイマン諸島内においては、税務情報庁（国際税務コンプライアンス）（共通報告基準）規則（2018年改正）（以下「CRS規則」といいます。）の制定によって施行されました。その結果、ファンドを含むケイマン諸島の金融機関は、国際税務コンプライアンス義務が大幅に拡大され、また報告義務が大幅に拡大されることになりました。

投資者は、本ファンドに投資する（又は継続投資する）ことにより、以下の事項を承認したものとみなされます。

- ( ) 本ファンド（又はその代理人若しくは委任者）は、投資者に関する一定の秘密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）及び投資者の投資に関連する一定の情報を含まれますが、これらに限られません。）をケイマンTIAに開示することを要求される場合があること。
- ( ) ケイマンTIAは、上記の通り、米国内国歳入庁（IRS）、英国歳入関税庁（HMRC）及びその他のCRS「参加法域」の財務当局（以下「権限のある当局」といいます。）との間で自動的な情報交換を行うことを要求される場合があること。
- ( ) 本ファンド（又はその代理人若しくは委任者）は、IRS、HMRC及びその他の権限のある当局に登録するときに、また、かかる当局が追加的な照会のために本ファンド（又はその代理人若しくは委任者に直接）に連絡してきた場合、かかる当局に対して一定の秘密情報を開示することを要求される場合があること。
- ( ) ファンド（又はその代理人）は、本ファンドがケイマンTIAに対して開示が要求される追加情報及び/又は書類の提供を投資者に対して要求する場合があること。
- (v) 投資者が要求された情報及び/又は書類を提供しない場合、及び/又は投資者が適用ある要件を遵守しない場合、それが実際に本ファンドの法令遵守違反や、本ファンド若しくは本ファンドの投資者が関係法令若しくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに発展するかどうかに関わらず、本ファンドは、自らの判断で、あらゆる措置を講じる権利及び/又はあらゆる

る救済策を追求する権利を留保していること（対象となる投資者の受益証券の強制買戻し又は取り消しを含むがこれらに限られません）。

- ( ) 米国IGA、CRS規則又は国際財務の透明性の確保及び／又は拡充の目的でケイマン諸島が締結又は施行する将来の追加IGA、合意、法令規則を遵守するために、本ファンドによって、又は本ファンドの代理人によって取られる措置又は追求される救済策の結果として生じるいかなる形態の損害若しくは負債についても、当該措置若しくは救済策の影響を受ける投資者は、本ファンド（又はその代理人若しくは委任者）に対して何らの請求権も有さないこと。

#### その他の法域

本ファンドが特定の国の源泉から受け取る配当金、利息及びその他の収入は、当該国で課される源泉徴収税の対象となる可能性があります。また、本ファンドが証券の売買やその他の事業を行っている一部の国では、キャピタル・ゲイン税やその他の税金が課される可能性があります。各国で投資される本ファンドの資産額は不確定であるため、支払われる税率を事前に予測することは不可能です。

## 5 【運用状況】

本ファンドは、2022年10月1日に運用を開始するので、該当事項はありません。

### (1) 【投資状況】

該当事項はありません。

### (2) 【投資資産】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

該当事項はありません。

### (4) 【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### (1) 海外における販売

##### 本受益証券の募集

本受益証券は有資格投資者にのみ販売されます。

##### 有資格投資者

本受益証券の各申込者は、特に以下の事項を本ファンドに表明し保証する必要があります。

- ( ) 国、規制機関、政府当局の法律又は要件に違反することなく、本受益証券を取得及び保有することができること、( ) 本ファンドへの投資に関連するリスクを評価するための財務に関



する知識、専門性及び経験を有していること、( )本ファンドが投資する資産の種類及びこれらの資産の保有及び/又は取引方法への投資に固有のリスクを認識していること、( )本ファンドへの全投資額の損失に耐えられること。

管理会社又は投資運用会社の見解において、本ファンド又はいずれかの受益者に税務、規制、その他の悪影響を及ぼす過度のリスクを引き起こす、又はその可能性がある状況では、本受益証券はいかなる者にも発行又は譲渡されることはありません。

上記に加えて本ファンドは、( )米国の市民又は居住者、( )米国の州、領土、連邦、領地で組織化され若しくは存在するパートナーシップ、又は米国若しくはその州、領土、連邦、領地で法律に基づいて組織化され若しくは存在する法人、信託、その他の団体、又は執行者若しくはアドミニストレーターが当該個人、法人、団体で事業体、( )ケイマン諸島の市民若しくは居住者、又はケイマン諸島に居住する個人若しくは事業体（ケイマン諸島で設立された免税事業体又は非居住者事業体を除く）、( )欧州連合の市民若しくは居住者、( )前述の( )、( )又は( )に記載された個人又は事業体のカストディアン、ノミニー、又は受託会社からの申し込みを受け付けず、また、これらの個人、法人、事業体への本受益証券の譲渡を許可しません。( )~( )のいずれかに該当する個人、法人又は団体は有資格投資者にはあたりません。受託会社は、自らの裁量により、追加の適格性の要件を決定することができます。

### 申込価格

米ドル建クラスR受益証券及び日本円建クラスR受益証券は、関連する当初募集期間において、(a)米ドル建クラスR受益証券については本受益証券1口当たり10米ドル、及び(b)日本円建クラスR受益証券については本受益証券1口当たり1,000円の固定価格で、また、その後の各ファンド買付日については、直前の評価時点における関連するクラスの本受益証券1口当たり純資産価格に相当する申込価格で、募集されます。

### 最低投資額

各クラスに対する申込者1人当たりの最低初回投資額は、100,000米ドル（又は他通貨による相当額）、又は受託会社が一般的に、又は特定のケースで決定するそれ以下の金額です。ただし、その金額は、本ファンドが随時改正されるミューチュアル・ファンド法第4条(3)に基づいて登録されることと矛盾しないことを条件とします。

各クラスの追加募集の最低金額は、10,000米ドル（又は他通貨による相当額）です。

### 申込手続

当初募集期間中に本受益証券を申し込む者は、当初募集期間の最終日の翌ファンド営業日（2022年9月20日）の午後5時（日本時間）までに、記入済のサブスクリプション契約をアドミニストレーターが受け取るように送付しなければなりません。

当初募集期間終了後（「継続募集期間」）、本受益証券の申込者及び追加の本受益証券の申込を希望する受益者は、適用されるファンド買付日の関連評価日の少なくとも10ファンド営業日前、又は管理会社が受託会社及び投資運用会社と協議の上で決定するそれ以下の日数前に到来するファンド営業日の午後5時（日本時間）までに、記入済のサブスクリプション契約をアドミニストレーターが受け取るように、送付しなければなりません。

当初募集期間中に申し込まれた本受益証券は、当初募集期間終了の翌月の第1ファンド営業日に発行され、その後は該当するファンド買付日に発行されます。

申込みは、本英文目論見書、本信託証書及びサブスクリプション契約の条件に従います。

有資格投資者のみが本受益証券を申し込むことができます。本受益証券は、企業、パートナーシップ、又は個人の名前でのみ発行されます。18歳未満の者のために買い付けられた本受益証券は、親又は法定後見人の名前で登録しなければなりません。

本受益証券の申込は、サブスクリプション契約の形で行う必要があります。サブスクリプション契約に記載された住所（電子メールアドレスを含みます）で、アドミニストレーターに送付し、そのコピーを投資運用会社に送付しなければなりません。

申込書は、電子メール（スキャンして署名したコピー）又は郵送にて送付することができます。受託会社、管理会社、投資運用会社、アドミニストレーターのいずれも、電子メールで送信された申込書の不受領や判読不能に起因する損失、あるいは、適切な権限を持つ人物から発信されたと善意で信じられた電子メールによる指示の結果として取られた行動に関する損失について、一切の責任を負いません。電子メールで送信された申込書は、送信された時点ではなく、アドミニストレーターが受領した時点で提出されたものとして扱われます。

本受益証券は1口単位で発行されます。1口に満たない本受益証券の端数が生じた場合は切り捨てられ、関連する申込金は本ファンドの利益のために留保されます。

管理会社は、その裁量又は受託会社又は投資運用会社の指示により、理由を示すことなく、申込みの全部又は一部を拒否することができます。申込みが拒否された場合、支払われた申込金又はその残額は、場合によっては、申込者のリスクとコストで、関連する運用通貨で可及的速やかに無利息にて返却されるものとします。

記入済みのサブスクリプション契約をアドミニストレーターが受領した時点で、そのサブスクリプション契約は取消不可となります。発行された本受益証券の詳細を記載した書面による確認は、該当するファンド買付日の後、実務上可能な限り速やかに申込ができた者に送付されます。

## 払込み

当初募集期間中に申し込まれた本受益証券については、2022年9月20日の午後5時（日本時間）までに、本ファンドの口座に即時利用可能な資金が払込まなければなりません。

継続募集期間中は、適用されるファンド買付日の関連評価日の少なくとも10ファンド営業日前、又は管理会社が受託会社及び投資運用会社と協議の上で決定するそれ以下の日数前に到来するファンド営業日の午後5時（日本時間）までに、本ファンドの口座にて、即時利用可能な資金を受領しなければなりません。

本受益証券の払込みは、銀行手数料を控除した上で、電信送金により現金で行う必要があります。申し込んだ本受益証券のクラスの運用通貨建の決済性資金で払込む必要があります。払込みは、サブスクリプション契約に記載されている銀行の詳細に基づいて行われなければなりません。すべての申込金は、申込者本人の名義の口座から支払われなければなりません。第三者による支払いは認められません。電信送金にかかる銀行手数料は、申込者が、投資者により支払われる申込金の中から負担し、控除後の純額が本ファンドに投資されます。

本受益証券は、当初募集期間終了後の翌月第1ファンド営業日又は該当のファンド買付日まで発行されませんが、申込金は直ちに本ファンドの口座に入金され、無利息で保管されます。本受益証券の発行に先立ち、アドミニストレーターは、関連するファンド買付日の終了直後のファンド営業日に投資が可能となるように、申込金を放出することができます。申込手取金は通常、本ファンドの投資対象である投資先ファンドの口座に（当該ファンドの申込手続きの要件を満たすように）送金され、本受益証券がまだ発行されていない場合でも通常は取消することができます。投資運用会社、受託会社及びアドミニストレーターのいずれも、このような状況で申込金が送金された結果、申込者が被る可能性のあるいかなる損失に対しても責任を負いません。

## マネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリング防止及びテロ防止対策に関して適用ある法定の要件の遵守を確保するため、アドミニストレーター、受託会社、管理会社及び／又は投資運用会社（それらの任命する、当該法域の内外の受任者、復受任者若しくは代理人を含む）は、申込者の身元及び資金源ならびに申込者の実質的所有者の身元の確認を要求します。

受託会社、管理会社及び投資運用会社は、アドミニストレーターに対して、本ファンド、管理会社又は投資運用会社に代わって、申込者の身元及び住所、税務リスク特性及び資金源を確認するため、及び／又は管轄法域の法令規則を遵守するために、アドミニストレーターが必要と考える情報及び書類を請求する権限を付与しています。

申込者から入手した情報、又は申込者、本ファンド又はその事業に関して入手した情報は、本ファンド又はアドミニストラターの業務遂行の過程において、本ファンド、管理会社又はアドミニストレーターによって、法域内外の第三者（主に、関係会社、サービス提供会社及び／又は規制・司法・税務・行政当局を含む）に対して開示されることがあります。

各申込者は、アドミニストレーター（又は受託会社、管理会社、若しくは投資運用会社）が要求した情報及び書類を提供しなかった場合又は当該情報及び書類の提供が遅れた場合、当該申込者の申込書の処理の遅延又は拒絶、あるいは買戻代金の支払いの遅延に起因して生じるいかなる損失に対しても、管理会社、受託会社、投資運用会社及びアドミニストレーターを免責することを承認し、それに同意するものとします。

通常、アドミニストレーターは、投資者が最初に本受益証券を申し込む際に、顧客のデューデリジェンス書類を要求します。ただし、規制上の変更の結果として、又は買戻しに関連して、あるいはその他の理由で、アドミニストレーターは継続的なデューデリジェンスの実施を要求することがあり、したがってアドミニストレーターは、受益者又は本受益証券の実質的所有者の身元を確認するのに必要な情報をいつでも要求する権利を留保しています。アドミニストレーターは、受託会社、管理会社及び／又は投資運用会社に代わって、本受益証券の譲受人に対しても当該本人確認の証拠書類を要求することができます。

申込者又は譲受人からの本人確認証拠書類の提出が遅れる場合や当該書類が提出されなかった場合、受託会社、管理会社、投資運用会社又はこれらを代理するアドミニストレーターは、申込みの受諾又は当該譲渡の登録を拒否し、当該申込者の保有ポジションを強制的に買戻すことができます。その場合、受領した資金は、当初の振込元の口座宛に利息を付さずに銀行手数料を差し引いた上で返還されるか、受託会社、管理会社又はアドミニストレーターによって、適用されるマネー・ロンダリング防止制度を遵守して取り扱われます。

申込者は、申込者の情報が、管理会社、受託会社、投資運用会社、アドミニストレーター及びそれらの各代理人、子会社又は関連会社によって、ケイマン諸島内外におけるマネー・ロンダリング防止及び反テロ資金供与対策ならびに類似の事項に関連して政府機関、規制当局及びその他の関係機関等からの要求に応じて開示されることについて、申込みを行うことにより同意するものとします。

管理会社、受託会社、投資運用会社及びアドミニストラターのいずれかが、本ファンドに対する支払い（申込みの場合又はそれ以外の場合）に犯罪行為の収益が含まれている、又はいずれかの取引がマネー・ロンダリング又はテロ資金供与に何らかの関連があるとの疑いを持った場合、管理会社、受託会社、投資運用会社及び／又はアドミニストレーターは、法律により、かかる疑いのある支払及び取引を報告することが要求されます。かかる報告は、法令その他によって課される情報開示制限の違反とはみなされません。

ケイマン諸島の居住者は、あるケイマン諸島の居住者が犯罪行為を行っているか、テロ活動若しくはテロリストの財産に係わっていることを知った場合又はその疑いを持った場合又はかかる認識若しくは疑いを持つ合理的な根拠がある場合で、かつ、かかる認識若しくは疑いに関する情報を、規制事業部門の業務の過程で、又はその他の事業、職業若しくは雇用において認識するに

至った場合には、（ ）それが犯罪行為若しくはマネー・ロンダリングに関係する場合には、ケイマン諸島の金融報告庁（以下「FRA」といいます。）又は指定の役人（ケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）に従って任命されます）に対し、又は（ ）それがテロ活動若しくはテロリスト金融若しくはテロリスト財産に関係している場合には、ケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に従ってFRA又は警察官若しくは指定された役人に対し、かかる認識若しくは疑いを報告する義務を負います。かかる報告は守秘義務の違反又は法律その他によって課される情報開示制限の違反とはみなされません。

管理会社、受託会社及びアドミニストレーターは、受託会社、管理会社、アドミニストレーター又は投資運用会社が受益者への買戻代金の支払いが、関係法域のいずれかの者による反マネー・ロンダリング法又は反テロリズム法の違反につながる可能性があるとの疑いを持っている場合又はその旨の助言を受けている場合、又はファンド、受託会社、管理会社、投資運用会社、アドミニストレーター又はそれらの関連会社、子会社又は関係会社が当該法域の反マネー・ロンダリング法又は反テロリズム法を遵守するために必要である場合には、当該受益者への買戻代金の支払いを拒否することができます。

本受益証券の各申込者は、マネー・ロンダリング防止プログラムに関連して本ファンドが要求する表明を行うことが要求されます。さらに、本受益証券の申込みを行うことにより、各申込者は、米国財務省の外国資産管理局（OFAC）及び国連及び英国の枢密院勅令によりケイマン諸島に拡大された欧州連合の制裁リストを含む適用ある制裁リスト（随時更新されます。以下「制裁リスト」といいます。）に記載されている、禁止された国、地域、個人又は事業体ではないこと、いずれかの制裁リストに記載されている国、地域、個人又は事業体と直接的又は間接的に関連する者ではないこと、国連、欧州連合、英国による制裁措置が適用される国や地域に事業拠点や住所を置いていないこと、また申込代金が、マネー・ロンダリング防止に関する法令規則を含む、米国の連邦・州、ケイマン諸島又はその他の国際的な法律・規則に違反する可能性のある活動から直接的又は間接的に派生するものではないことを表明するものとします。また、各申込者は、申込代金が、マネー・ロンダリング防止に関する法令規則を含む、ケイマン諸島、米国の連邦・州又はその他の国際的な法律・規則に違反する可能性のある活動から直接的又は間接的に派生するものではないことを表明することが要求されます。

受託会社、管理会社、投資運用会社及びアドミニストレーターの各々（並びにそれらの各受任者、関係会社、子会社、従業員若しくは代理人）は、申込者が要求された情報及び書類を提供しなかった場合におけるサブスクリプション契約書又は買戻請求書の処理の遅延若しくは不処理の結果として生じるいかなる損失に対しても免責されるものとします。申込者からの本人確認情報の提供が遅れるか、当該情報が提供されなかった場合、管理会社、受託会社又はそれらを代理するアドミニストレーターは、申込みの受諾を拒否するか、かかる情報の提供を条件として発行されている受益証券を強制的に買戻すことができます。申込者から必要情報の提供が遅れたことや当該情報が提供されなかったことに起因してファンドが被った経費、損失又は費用は、当該申込者が負担するものとします。受託会社、管理会社、投資運用会社又はアドミニストレーター（又はそれらの各受任者、関連会社、子会社、従業員若しくは代理人）は、いかなる場合も、申込みの拒絶又は買戻代金の支払の拒絶若しくは遅延の結果申込者が被った損失につき責任を負わないものとします。

#### AMLオフィサーの任命

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則及びCIMAが発行したガイダンスに従い、本ファンドは、反マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告オフィサー、副マネー・ロンダリング報告オフィサー（以下、併せて「AMLオフィサー」といいます。）に自然人を任命することが要求され、AMLオフィサーをそれぞれ任命しています。

A M L オフィサーの身元に関する詳細な情報（英文のみ）は、受託会社に連絡することにより入手可能です。

### 受益証券の形式

すべての本受益証券は、記名式で発行されます。すなわち、受益者の権原は、本ファンドの受益者名簿への登録によって証明されるものとし、本受益証券の券面は発行されません。本受益証券の券面は、受託会社が別段の決定を行う場合を除き、発行されません。管理会社は、本信託証書に基づき、受託会社に代わって、本受益証券の発行者として任命され、かつ授權されています。

本受益証券は、単一の名義で、又は最大4名の共同名義で登録することができます。共同名義で登録される場合、共同保有者は、当該受益証券の全部若しくは一部の譲渡又は買戻しに関して、共同保有者のうちいずれか1名の単独の書面による指示に基づいて行為する権限をアドミニストレーターに付与することができます。かかる授權がない限り、アドミニストレーターは、共同保有者全員の書面による指示に基づいてのみ行為します。

### 新規発行証券への投資

ファンドが投資する投資先ファンドによっては、ファンドが、米国金融業界規制機構（FINRA）の規則5130及び5131の目的上「制限された投資家」であるか否かを判断することを要求することがあります。FINRAの同規則は、制限された投資家による一定の新規公開株式への投資に対して一定の制限を課しています。

ファンドのある投資者又は投資者のグループが、ファンドを「制限された投資家」に分類させる原因となる場合、ファンドは、制限された投資家による投資を制限している投資先ファンドに参加しない（又は「制限された投資家」として参加する）新たなクラスを作って、当該投資者の受益証券を当該新規クラス（以下「制限付受益証券」といいます。）に転換させる権利を留保しています。同じ投資目的、投資戦略及び投資制限が各クラスに適用されますが、除外された投資先ファンドに関する利益及び損失は制限付受益証券には配分されないものとし、又は制限付受益証券の保有者は、当該投資先ファンドの「制限された投資家」のクラス持分の利益及び損失に参加しないものとします。かかる場合、管理会社及び受託会社は、制限された者及び制限された投資家が保有する受益証券を、対応する新しいクラスの制限付受益証券に強制的に転換させることができます。制限付受益証券の各クラスは、対応する非制限受益証券クラスと同じ権利及び義務を有するものとし、本書中、「クラス」という場合、それに対応する制限付受益証券のクラスも含むものとします。

非制限受益証券の保有者が、当該受益者の地位の変更、FINRAの規則の変更又は法律・規制によるその他の要件により、新規発行証券への参加資格を失うことになった場合、受託会社及び管理会社は、非制限受益証券を対応するクラスの制限付受益証券に強制的に転換させることができます。

### （2）日本における販売

日本においては、前記「第一部 証券情報（7）申込期間」記載の申込期間に、同証券情報に従って、販売会社により取扱いが行われます。

販売会社は、「外国証券取引口座約款」及び当該約款の変更契約（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定のための申込書を提出します。

本受益証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、申込価格の支払後、販売会社から取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、本ファンドの純資産価格が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に本受益証券が適合しなくなったときは、日本における受益証券の販売を行うことはできません。

## 2 【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し

#### 受益証券の買戻し

本受益証券の買戻しを希望する受益者は、アドミニストレーターに対し、買戻請求書に指定される住所宛に、署名された買戻請求書を交付する必要があります。完成された買戻請求書は、本受益証券が買戻しを受ける該当する買戻日の関連評価日の少なくとも95暦日前のファンド営業日（又は管理会社が受託会社及び投資運用会社と協議の上で、一般的に若しくは特定のケースにおいて承諾するそれより後の日）の午後5時（日本時間）までに、アドミニストレーターが受領する必要があります。ただし、いかなる場合であっても、買戻請求が該当する評価日の評価時点後にアドミニストレーターにより受領された場合には、当該買戻請求が当該買戻日付で取り扱われるために受諾されることはないものとします。

買戻請求書は、電子メール又は郵送によりアドミニストレーターに対し交付することができます。受託会社、投資運用会社及びアドミニストレーターのいずれも、電子メールの送信エラー、電子メールにより送信された買戻請求書の判読不能又は適切に授権された者から発せられたと誠実に信じられる当該電子メールによる指示の結果として行われた行為に起因して生じた一切の損失については責任を負いません。

買戻請求により、要件を充足するものの、本受益証券の最低保有額未満の受益者が生じる場合に、受託会社は、当該買戻請求を、最低保有額を上限とする一部買戻しの要求として取扱うことができ、又は当該受益者の全本受益証券を買戻しすることができます。

10,000米ドル（又はその日本円相当額）未満の本受益証券1口当たり純資産価格の合計額の買戻しにかかる請求又は受託会社が定めたこれより低い額の買戻請求については、一般的に又は特定のケースにおいて、拒絶することができます。

アドミニストレーターは、マネー・ロンダリング防止要件又は類似事項に関連して請求された書類がアドミニストレーターによりまだ受領されていない場合には、買戻代金を保留することができます。受託会社、投資運用会社、アドミニストレーター又はそれらの代理人若しくは関連会社のいずれも、買戻代金の支払の実行の遅延又は拒否の結果として発生した損失について責任を負うことはありません。

受益者は、一旦提出した買戻請求を、受託会社が純資産価額の決定を停止する後述の場合又は投資運用会社が合意するその他の場合を除き取消すことはできません。

#### 買戻手数料

発行後1年を経過していない本受益証券の買戻しについては、5%の買戻手数料が、当該買戻しに適用される買戻価格から控除されます。

#### 買戻代金

本受益証券は、該当する買戻価格で買戻しが行われます。本受益証券の買戻価格は、該当する買戻日の直前の評価日の評価時点における該当する本クラスの本受益証券1口当たり純資産価格に相当する金額となります。該当する本クラスの直近の買戻価格は、アドミニストレーターからの要求に基づき提供されます。

#### 決 済

買戻代金は、通常、買戻日後45ファンド営業日以内に、又はこれより遅い場合はアドミニストレーターが要求したすべての未提出の書類が受領されてから速やかに、受益者のリスク及び費用負担で、電信送金により現金で支払われます。現金による支払いは、買戻される本受益証券の運用通貨建で行われます。いかなる場合も、買戻代金の第三者への支払又は第三者の口座への振込みは行われません。

受託会社、投資運用会社、又はアドミニストレーターのいずれかが、ある受益者に対する買戻代金の支払い若しくは金銭の分配によって、いずれかの関係法域におけるいずれかの者による適用あるマネー・ロンダリング防止等又はその他の法令規則違反を引き起こす可能性があるとの疑いを持つか又はその旨の助言を受けた場合、又は本ファンド、受託会社、投資運用会社及びアドミニストレーターが関係法域において当該法令規則を確実に遵守するために必要若しくは適切であるとみなす場合、受託会社及び/又はアドミニストレーターは、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒否する権利を留保します。

投資先ファンドが、当該投資先ファンドからの買戻代金の決済を遅延又は延期する権限を行使する場合、本ファンドは支払を遅らせることができます。

受益者が本受益証券の95%以上を買戻しする場合、本ファンドは、適用ある買戻価格の合計額の最大5%に相当する額を当該買戻日に関して計算される純資産価額の変更に対するリザーブとして保留することができます。受託会社は、投資運用会社と協議の上で、買戻価格を留保するか、何パーセント留保するかについて決定します。かかる留保は、買戻価格の減額とはみなされません。

投資先ファンドからの買戻代金の決済に制限や遅延が生じている場合、又は資産の流動性が低下している場合や不利な市場環境にある場合を含む特定の状況下においては、受託会社は、買戻金額の全部又は一部の支払いを、現物資産の譲渡（清算を行おうとしている信託、口座又は団体に当該資産を移転することにより実行され、買戻しを行う受益者の利益のために売却又はその他の方法で換金されます。）によって行うことができます。譲渡される資産は、本英文目論見書に記載されている評価規定に従って、該当する買戻日に評価されます。買戻しを行う受益者が受領する現金手取額は、当該資産が売却又は換金された日の当該資産の価値を反映します。清算を行おうとしている信託、口座又は団体の運営費用及び資産の管理、売却その他の換金の費用は、買戻しを行う受益者に対し支払われる買戻代金から控除されます。

### 指定投資

投資運用会社は、管理会社の同意を得た上で、1つ又は複数の投資対象を、特定投資として指定することができます。指定された場合、特定投資への各受益者の参加を表章する分離されたクラスの受益証券が指定されます。これらの受益証券は、指定された投資対象が実現するまでは、買戻しはできません。

### 買戻しの繰延べ

ある買戻日について、受領した買戻請求の全部を充足すると合計で、本ファンドの純資産価額の25%（又は管理会社が一般的に又は特定の買戻日について決定するこれより高い割合）（以下「買戻閾値」という。）を超える本受益証券にかかる買戻請求を受領した場合、管理会社は、当該買戻日に本受益証券の買戻しを請求している受益者の間で当該買戻請求を按分比例により縮減し、買戻閾値を上限とする合計額の買戻しのみを実施することができます。完全に充足されていない買戻請求は、翌買戻日に繰り越され、他の買戻請求に対して優先権を有しません。本受益証券は、買戻しがなされる買戻日の実勢買戻価格で買戻されます。買戻請求は、4回を超えて繰延べされることはありません。

現時点で、買戻請求は4連続買戻日を超えて繰延されることはないものと想定されます。したがって、受託会社が別段の決定をしない限り、買戻請求書が提出された本受益証券は、当該請求について4回の買戻日の繰延がなされた場合、買戻されることとなります。

### 強制買戻し

受託会社は、理由の有無にかかわらず、受益者に書面で通知することによって、受託会社が指定する日に、当該受益者の本受益証券の全部又は一部を買戻しすることができ、又は管理会社に当該本受益証券の買戻しを行わせることができます。ただし、通知は、当該買戻しの5日以上前に行われるものとします。

受託会社が、( )受益者が有資格投資者でなくなったこと、( )受益者がいずれかの国、規制当局、政府機関の法令若しくは要件に違反して本受益証券を保有していること、又は( )受益者による本受益証券の継続的な保有により、受託会社の判断で、本ファンドや他の受益者に税務上、規制上又はその他の不利な結果となる過度のリスクをもたらすか又はその可能性があることのいずれかを認識した場合、直ちに当該受益者が保有する本受益証券を買戻しすることができます。受益者は、自らが上記のいずれかの状況に該当することを認識した場合にはいつでも、直ちに受託会社、投資運用会社及びアドミニストレーターに通知することが要求されます。

特定の受益者を理由に、本ファンドの資産からフィー、支払金、源泉徴収又は控除の支払いが必要になった場合、受託会社は、当該金額を支払うために、当該受益者の本受益証券の一部を買戻しすることができます。かかる場合、当該買戻代金は、受託会社から関連する第三者に対し直接支払われ、当該受益者には支払われない場合があります。

### 本受益証券の譲渡

本受益証券は、投資運用会社と協議の上、受託会社及び投資運用会社による書面による事前の同意がない限り譲渡することはできません。かかる同意は、受託会社又は投資運用会社のいずれかにより、その完全な裁量に基づき留保される場合があります。

受託会社は、そうする理由がない限り、譲渡にかかる登録を拒絶することができます。譲渡の結果、譲渡人が有する本受益証券又は譲受人の名義で登録される本受益証券が最低保有額未満の場合は、譲渡は登録されません。

本受益証券の譲渡は、適用されるマネー・ロンダリング防止方針及び手続きに従うことを条件に行うことができます。譲受人は、サブスクリプション契約を締結することが要求され、本ファンドの有資格投資者の要件を充足することが要求されます。

### 他のクラスの本受益証券への転換

下記3(1)「純資産価額の計算及び/又は取引の一時停止」に規定された状況下で本受益証券の発行及び買戻しの繰延がなされた場合を除き、受益者は、日本円建クラスR受益証券を米ドル建クラスR受益証券に(その逆も可能)に転換することができますが、クラスR受益証券を他のクラスの受益証券に(他のクラスの受益証券をクラスR受益証券に転換することも含みません)転換することはできません。但し、そのような転換が適用ある日本国の法令において認められる場合はその限りではありません。かかる許される転換は、保有するクラスの買戻日に効力を生じるものとし、かかる日を取得するクラスのファンド買付日(以下「転換取引日」といいます。)とします。但し、あるクラスの本受益証券のみが転換される場合には各クラスの該当する最低保有量を維持するものとし、取得される本受益証券については適格要件を充足しなければなりません。



転換は、あるクラスの本受益証券の買戻し及び他のクラスの本受益証券の同時申込（直近の申込価格による）により効果を生じることになります。したがって、本受益証券の買戻し及び申込に関する一般条項及び手続きが適用されます。買戻代金は、適用がある場合は、アドミニストレーターに提供される為替レートにて算定される関連する運用通貨建に転換され、転換費用は他のクラスの申込に充当される金額から控除されます。買戻手数料はかかりません。

本受益証券の転換を希望する受益者は、アドミニストレーターから提供された書式に従い、完成された転換請求を行い、転換取引日前の、少なくとも30ファンド営業日（又は受託会社が一般的に又は特定のケースにおいて認めるより短い期間）前のファンド営業日の午後5時（日本時間）までにアドミニストレーターをして受領させる必要があります。受託会社が別途定めた場合を除き、当該時間の後に受領された買戻請求は、翌転換取引日に繰り越され処理されます。

## （2）日本における買戻し

日本における受益者は、販売会社を通じ、アドミニストレーターに対し、その保有する本受益証券の買戻しを請求することができます。

本受益証券は、該当する買戻日において、該当する買戻価格で買い戻されます。買戻し単位は、1口以上1口単位です。

当該買戻しが実行される買戻日の関連する評価日の少なくとも95暦日前のファンド営業日（又は管理会社が受託会社及び投資運用会社と協議の上で、一般的に若しくは特定のケースにおいて承諾するそれより後の日）の午後5時（日本時間）までに販売会社が受け付けた買戻請求を、本ファンドの当該月の受付分として取り扱い、当該日の販売会社の営業終了時刻を過ぎて受領される買戻請求は、翌四半期の受付分として取り扱います。

通常、該当する買戻日から45ファンド営業日以内に、販売会社に対して、本ファンドから買戻代金が現金で支払われます。販売会社は、本ファンドから買戻代金を受領したことを確認し次第、速やかに投資者に対して買戻代金を支払います。

買戻代金は、口座約款に従い、日本円又は米ドルで支払うものとします。日本円で支払われた場合における米ドルへの換算は東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものとします。

なお、前記「（1）海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがあります。受益証券の買戻しに関する照会先は、前記「証券情報（8）申込取扱場所」に記載する販売会社です。

## 3 【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

#### 純資産価額の決定

本ファンドの純資産価額、各クラスの純資産価額、本受益証券1口当たり純資産価格は、アドミニストレーターが、本信託証書、定款及びNAV計算方針に従い、以下のとおり要約される評価規定に従って、各評価日の評価時点において計算します。

クラス及び本ファンドの純資産価額を決定するために、各クラスに関して、本ファンドの帳簿に独自に明確に指定された別個の記録が設定されます。各本受益証券の発行手取金に相当する金額が、当該クラスの記録に計上されます。純資産価額の増減（この目的においては、新規申込による純資産価額の増加、買戻し又は分配金の支払いによる純資産価額の減少及び指定調整（以下に記載）を除きます。）は、直前の評価日現在に各記録が表す純資産価額のそれぞれの割合（新規申込、買戻し及び分配金の支払いにつき調整したもの）に基づいて、各クラスの記録に割り当てられます。その後、各クラスの記録には、受託会社はそのクラスにのみ関連すると判断したコスト、費用、損失、分配金、利益、利得及び収益（基準通貨以外の通貨で建値されたクラスの外

貨エクスポージャーをヘッジするためのコスト及び利益を含みます。)である指定された調整が割り当てられます。

各クラスは、通常、本受益証券1口当たり純資産価格が異なります。クラスに関して算出された管理報酬は、そのクラスの純資産価額から控除されます。特定のクラスに関連する報酬及び費用は、当該クラスの純資産価額を計算する際に、当該クラスに対して請求されます。その他の報酬及び費用は、それぞれの純資産価額に応じてクラス間で比例配分されるか、又は受託会社が公平と判断するその他の方法により配分されます。

評価日における本受益証券1口当たり純資産価格は、該当クラスの純資産価額を該当する評価時点現在で発行済みの当該クラスの本受益証券口数で除して算出され、結果として出た金額は、小数点第7位まで算出され、小数点第5位を切り捨てとします。切り捨てられたことによる利益は、本ファンドの利益のために留保されます。

### 資産の評価

本ファンドの資産は、以下の原則に従って評価されます。

- ( ) 取引所で取引されていない集団投資スキームへの投資は、当該集団投資スキームの株式又は受益証券の入手可能な直近の純資産価額で評価されます。集団投資スキームに関してアドミニストレーターが採用している価格設定のヒエラルキーは以下のとおりです（優先順位の高い順）：(1)当該集団投資スキームの管理事務代行会社からの最終的な価格の採用、(2)投資先である集団投資スキームの運用会社からの最終的な価格の採用、(3)投資先である集団投資スキームの管理事務代行会社が決定した見積額の採用、(4)投資先の投資運用会社が決定した見積額の採用、(5)従前の最終的な価格の採用。見積額が採用される場合には、当該スキームの純資産価額がその後変動しても、当該見積額が最終的かつ決定的なものとします。当該集団投資スキームが本ファンドに適用される可能性のある償還手数料を課す場合、当該手数料は、発生基準で純資産価額に含まれますが、確定されていない場合は含めないものとします。
- ( ) 証券取引所に上場又は建値されている有価証券は、関連評価日の関連市場の公式終了時前の最終取引価格で評価されますが、当該日に取引が行われなかった場合、入手可能な最終取引価格で評価されます。特定の有価証券について複数の取引所で価格が入手できる場合、価格は当該有価証券の主たる市場を構成する取引所における最終取引価格とします。取引所が閉鎖されている場合、その取引所に上場又は建値されている有価証券は、取引所閉鎖前の取引日の最終取引価格で評価されます。
- ( ) 証券取引所で取引されていない債券は、定評あるベンダーが提供するフィードを利用して、実現可能見込額の最善の見積額で評価されます。当該フィードは、主要な変数（報告された取引価格、ブローカー/ディーラーの相場、ベンチマーク利回り、発行者のスプレッド、ビッド、オファー及びその他の参照データ、又は金利イールドカーブ、債券スプレッド、クレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドを考慮した割引キャッシュフロー・モデルが含まれますが、これらに限定されません。）を使用して、マトリックス・アプローチを適用して価格を決定します。利息は、当該証券を取得した日から計上されます。
- ( ) 証券取引所において上場又は建値されていない証券は、ブローカー又は受託会社が投資運用会社と協議の上当該目的のために承認するその他の適格者によって、慎重かつ誠実に見積もられた実現可能見込額で評価されます。
- ( ) 取引所又は市場において取り扱われる又は取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所又は市場における該当する決済価格で評価されます。かかる価格が入手できない場合、当該投資の価額は、受託会社が当該目的のために任命する適格者によって、慎重か

つ誠実に見積もられた実現可能見込額とします。取引所又は市場において取り扱われていない又は取引されていないデリバティブ商品は、当該取引のカウンターパーティーから入手した直近の評価に基づいて評価されます。

- ( ) 現金預金は、額面金額に経過利息を加えた額で評価され、コマーシャルペーパー及び短期国債は、額面金額に経過利息を加えた額で評価されます。
- ( ) 基準通貨（米ドル）以外の通貨建ての価額（有価証券又は現金であるかを問いません。）は、投資運用会社が関連あると考えるプレミアム若しくは割引及び為替費用等を考慮しつつ、投資運用会社が当該評価時点の営業終了時において適用あるとみなすレート（公式であるか否かを問いません。）で基準通貨に換算されます。

上記の評価方法に従って特定の資産の評価を行うことが不可能又は非現実的な場合、受託会社及びその委任者は、当該資産の適切な評価を行うために、一般に認められた他の評価方法を使用する権利を有します。

上記にかかわらず、投資対象の価値を計算するにあたり、受託会社又はその委託者（アドミニストレーターを含むがこれに限定されません。）は、その絶対的な裁量で決定する自動プライシング・サービスに依拠することができます。そのような自動プライシング・サービスから価格が得られない投資対象については、受託会社又はその委託を受けたアドミニストレーターは、その絶対的な裁量により、他の適切な独立した情報源、独立したブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介者又は第三者から提供された情報を使用することができます。アドミニストレーターは、通常、本ファンドが投資する投資先ファンドの純資産価額で、そのファンドのアドミニストレーターから提供されるものに依拠します。投資運用会社は、当該投資先ファンドから提供される純資産価額計算書を検討し、当該評価に対する異議を提起する責任を負うが、アドミニストレーターは、投資運用会社が提起した異議が投資先ファンドのアドミニストレーターによって受け入れられない限り、これを取り入れません。受託会社、投資運用会社、又は受託会社の委任を受けたアドミニストレーターのいずれも、いかなる状況においても、かかるプライシング・サービス、ブローカー、マーケット・メーカー又はその他の仲介者によって提供された情報が不正確であることに起因する投資対象の価値の計算における誤りを理由として被る損失に対して責任を負わないものとします。

受託会社又はその委託者であるアドミニストレーター（及び受託会社のその他の委託者）は、その裁量により、投資運用会社と協議の上、他の評価方法が投資対象の価値をよりよく反映し、適正な会計慣行に従っていると考えられる場合には、その評価方法の使用を許可することができます。

本ファンドが投資することのできる投資先ファンドの資産は、容易に観察可能な市場価格を持たないことがあり、したがって、本ファンドに提供される純資産の評価の一部又は全てが、重大な観察不能インプット、複雑なモデル及び仮定に依拠する可能性があります。また、投資先ファンドの投資運用会社がファンドの評価に重要な役割を果たす可能性があり、これが利益相反となる場合があります。さらに、ほとんどの投資先ファンドは直ちには換金することができず、換金される場合には換金日時時点で評価されるため、本ファンドの純資産価額に利用される価値と本ファンドが実際に換金できる価値とが度々異なる可能性があります。

投資運用会社が本ファンドの評価を引き受けることは予定されていませんが（上記の通り、投資先ファンドの評価に異議を述べる場合を除きます。）、本ファンドの資産が、上場廃止、純資産価額計算の停止、流動性の低下その他により評価が困難になった場合、投資運用会社は、当該状況及び投資運用会社がそれらの資産の評価に関与する場合はその旨を、直ちに受益者に開示するものとします。

純資産価額（又はその一部）がアドミニストレーター以外により計算される場合、当該評価がその時点で有効な本ファンドの評価方針に従って実施されていたとしても、CIMAはファンドに対し、監査人又は他の独立した第三者による当該評価の検証を要求することができます。

本ファンドの年次財務書類は、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されます。ただし、上記の評価方針は、必ずしもIFRSに従っているわけではありません。

本ファンドが適宜採用する評価基準がIFRSから逸脱する場合、IFRSを遵守するために、年次財務書類に必要な調整が行われる場合があります。必要に応じて、IFRSに従って決定された年次財務書類に記載された価額を、上記の評価方針を適用して得られた価額とを調整するために、年次財務書類に調整についての注記が含まれる場合があります。悪意又は明白な誤りがない限り、本書に定められる本ファンドの資産及び負債の価額の決定は、すべての受益者に対して最終的かつ決定的なものとし、ます。いかなる場合も、またいかなる状況においても、受託会社、アドミニストレーター又は投資運用会社は、本ファンドの純資産価額の決定に関して誠実に行われた決定、提供した助言又は自己のその他の作為若しくは不作為に対して、個別に債務又は責任を負うことはありません。

上記は、NAV計算方針の概略です。NAV計算方針の写し（英文のみ）は、請求により入手することができます。

#### 純資産価額の公表

本ファンドの純資産価額及び関連するクラスの本受益証券の1口当たり純資産価格は、四半期ごとにアドミニストレーターが電子メールで発行する投資者向け報告書によって、受益者に報告されます。本ファンドの純資産価額及び関連する本受益証券の1口当たり純資産価格は、通常、純資産価額の計算完了後速やかに、投資者に対する報告用に利用可能となります。

#### 純資産価額の計算及び/又は取引の一時停止

受託会社は、以下の期間の全部又は一部について、管理会社、投資運用会社及びアドミニストレーターと協議の上いつでも、（ ）一若しくは複数のクラスの純資産価額の計算、（ ）一若しくは複数のクラスの本受益証券の発行、又は（ ）一若しくは複数のクラスの本受益証券の買戻しのうち一又は複数を一時的に停止することができ、かつ、別個の独立した権利として、本受益証券若しくは該当するクラスの買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払いを延期又は停止することができます。

- (a) 本ファンドが保有する投資対象の重要部分が取引されている証券取引所が通常の休日以外に閉鎖している期間又は当該取引所における取引が制限若しくは停止されている期間
- (b) 本ファンドが投資する投資先ファンドが、その形式を問わず支払の遅延又は繰延べ（決済の遅延、制限又は停止条項を含む）を実行している期間
- (c) 緊急事態を構成する状況が存在しており、その結果として、（ ）本ファンド又は本ファンドが投資する投資先ファンドが所有する投資対象の重要部分の処分が合理的に実行不可能であり、受益者の利益を著しく損なう可能性がある場合、又は（ ）本ファンドがその純資産価額を公正に決定することが合理的に実行不可能である場合
- (d) 本ファンドが、すでに受理されているいずれの買戻請求も、該当するクラスの運用通貨をもって合法的に充足させることができない期間
- (e) 本ファンドの投資対象の重要部分の価格の決定に際し通常用いる通信手段に故障が生じている期間
- (f) 疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、社会不安、暴動、ストライキ若しくは天災により、又はこれに起因して、管理会社、投資運用会社又はアドミニストレーターの本ファンド又は本ファンドが投資する投資先ファンド（投資先ファンドに対する主なサー

ビспロバイダーの事業運営を含む。)に関する業務の運営が、実質的に中断又は閉鎖されている期間

(g) 受託会社が、本ファンドの解散を決議した場合

アドミニストレーターは、かかる停止に関する宣言を受益者に通知するものとし、かつ、当該停止期間の終了した時も受益者に通知を行うものとし、

## (2) 【保管】

すべての本受益証券は登録形式で発行され、本ファンドの受益者名簿への登録がその所有の証拠となります。本受益証券の券面は、原則として発行されません。

日本の投資者が販売会社を通じて取得した本受益証券は、日本における販売会社又はその保管機関の名義で受益者名簿に登録されます。

## (3) 【信託期間】

本ファンドは、2022年3月18日（本信託宣言の日付）から149年が経過した日に終了します。

ただし、本ファンドは、後記「(5) その他 本ファンドの終了」に定めるいずれかの事由が発生した場合には終了されます。

## (4) 【計算期間】

本ファンドの計算期間は、各年の12月の最終暦日に終了します。ただし、最初の計算期間は、2023年12月31日に終了します。

## (5) 【その他】

本ファンドの終了

信託期間は、以下の事由のうちいずれかが最初に発生した時点で終了するものとし、

- ・ 本ファンドを継続することも、別の法域へ本ファンドを移転させることも、違法となるか、実行不可能、賢明とは言えないか若しくは受益者の利益に反すると受託会社が判断した場合
- ・ 受益者が受益者特別決議によって決定した場合
- ・ 本ファンドが設立された日（2022年3月18日）から開始し、当該日から149年が経過した日に終了する期間が終了した場合
- ・ 受託会社が投資運用会社と協議の上、本ファンドを終了させることを決定し、当該決定を受益者に通知した場合。その終了は、受託会社による通知の送付日又は受託会社が当該通知に明記したそれより後の日から5ファンド営業日以内に開始されます。
- ・ 受託会社が辞任する意思を書面で通知した場合又は受託会社が強制もしくは任意清算に入る場合で、かかる通知又は清算開始から90日以内に、受託会社の後任として受託会社の職務を引き受ける用意がある他の企業が任命されない場合

また、すべての受益者の本受益証券の買戻しが行われ、よって、本信託証書に従い本ファンドの資産を換価した後に信託の受益者が一人もいなくなる場合にも、本ファンドは終了されることがあります。

信託証書の変更

受託会社は、いかなる目的であれ、当該目的のために適切であると判断する方法及び範囲で、証書により本信託証書の規定を修正、変更又は追加することができます。いかなる修正、変更又は追加も、受益者全体の利益が影響を受けるのであれば、受益者決議による承認を得た上でなければ行われません。ただし、当該修正、変更又は追加が以下に該当するものであると受託会社が判断し、その旨を書面で証明する場合はこの限りではありません。

- (a) 受益者の利益を著しく害せず、受託会社又はその他の者を受益者に対する責任から重要な程度で免責する効果を有しないもの
- (b) 会計上、法律上又は公的な要件（法的拘束力の有無を問いません。）を遵守可能とするために必要となるもの
- (c) 明らかな誤りを正すために行われるもの
- (d) 追加の若しくは代替の管理会社の選任又は受託会社に代わって本受益証券を発行することができる他の者の選任が必要な場合、又は管理会社が解任され又は退任した場合

#### 別の法域への移転

受託会社は、受益者の最善の利益に沿うものであると判断した場合、他の国若しくは場所にある別の法域に本ファンドを移転させることができます。かかる移転には、受益者決議が要求されます。

#### 受託会社の解任

受託会社は、受益者決議の可決により、受益者により、いつでも解任されます。受託会社は、90日以上前にすべての受益者に書面で通知することにより任意で退任することができますが、退任と同時に、受託会社又は受益者によって選任された後任の受託会社が、本信託証書に定める方法に従い、新しい受託会社となるものとします。

#### 管理会社の解任

本信託証書に基づき、受託会社は、追加又は後任の管理会社を任命し、後任を任命することなく管理会社を解任することができます。管理会社は5ファンド営業日前に通知することで退任することができます。受託会社は、これらについて変更することができ、受益者の承諾なく、かかる変更を反映するため、本信託証書を変更することができます。

#### その他の関係法人の変更

投資運用会社を除き、ファンドに関して任命されたサービス提供会社を変更する場合に受益者の同意は要求されません。受託会社は、管理会社を含むいずれのサービス提供会社も変更することができます。

#### 条件の変更

本信託証書の規定に従い、受託会社は、投資運用会社と協議の上で、潜在的投資者（又は既存の受益者）と書面による契約を締結し、当該潜在的投資者（又は既存の受益者）との間で、かかる者に関して、本ファンドに関する本書の募集条件の一部又は本信託証書の規定の適用を放棄又は修正すること（他の受益者に適用される条件及び本書に規定される買戻しの一般的条件と異なる条件に基づく報酬及び買戻請求権を定めることを含む）に合意することができます（以下「サイドレター」といいます。）、当該受益者に対して本ファンドの別のクラスの本受益証券を発行することを決定できます。かかる書面による取決めにおいて、本書に定める条件よりも有利な条件が定められることがあります。そうした条件とは、例えば、将来本ファンドに投資を行うための特別な権利、回数、通知、手数料の減額又はリベート及び/又はその他の条件に関する特別な買戻権、本ファンドに関する報告書をより頻繁に受け取る権利、ならびに当該受益者と合意することのあるその他の権利を定めることができます。修正は、受託会社の単独の裁量により行われ、特に、関連する受益者の本ファンド又は関連投資事業体への投資の規模、本ファンドへの当該投資を相当期間維持するとの受益者による合意、又は受益者によるその他のコミットメントに基づいて行われることがあります。

適用法に従い、受託会社は、受益者の承認を得ることなく、本書を修正して、以下のいずれかの方法で、いずれかの受益証券に適用される募集条件を変更することができます。

- (a) 重要な点において受益者に悪影響を与えないと受託会社が考える変更を行うこと。
- (b) 関連ある規制当局、管轄裁判所、政府又は政府機関（税務当局を含む）の意見、指令、命令、法令、判決又は規則に含まれる要件、条件又はガイドラインを満たすために必要又は望ましい変更を行うこと。但し、当該変更は、受益者への悪影響を実務上可能な限り最小化する方法で行われるものとする。

受託会社は、受益者決議による受益者の同意を得た上で、いずれかの本受益証券に適用される募集条件を変更するために本書を変更することができますが、当該変更は、受益者を差別するものにならないことを条件とします。かかる変更を検討するために招集される集会には、通常、本信託証書中の総会に関する規定が準用されるものとします。受託会社が受益者から当該承認を求める場合、変更案の通知を行った後、受託会社は変更案に対する賛否の回答を求めるものとします。受益者からの回答がない場合、受託会社は、当該受益者は変更案に同意したものとみなします。

#### ファンド資産の保管

本信託証書に基づき、受託会社は、本ファンドの各投資対象を、各投資対象の所有者として、受託会社の名義で登録することにより、ファンドの投資対象を信託で保有し、信託証書の権限と規定に従い、受益者の利益のために投資対象を保管することに責任を有します。

かかる保管業務を提供するに当たって、受託会社の義務は、各投資対象を受託会社の名義で信託財産の一部として保有することに限定され、受託会社は、各投資対象が受託会社の名義で登録されることを確保する責任をアドミニストレーター又はその他の者に委任することにより、その義務を完全に履行することができます。本信託証書に基づき、受託会社は、当該受任者の作為若しくは不作為に関して責任を負いません。

#### ケイマン諸島のデータ保護

ケイマン諸島の2017年データ保護法（随時行われる改正を含め、以下「データ保護法」といいます。）の目的上、受益者に関して提供される個人データならびに本ファンドに関して個人データが提供される受益者の各代表者、取締役、役員、代理人又は実質的所有者の個人データについてのデータ管理者は受託会社とします。個人データは、申込契約書に記載されているケイマン・プライバシー通知に従って取り扱われるものとします。ケイマン・プライバシー通知は、当該個人データが取り扱われる目的、当該データが開示又は転送される可能性のある状況、当該データに関する受益者の権利及びその他の事項を定めています。

本ファンドは、データ保護法で定義されるデータ取扱者としてアドミニストレーターを雇用しています。アドミニストレーション契約に従い、アドミニストレーターは、データ取扱者として、以下を行うことが認められています（但し、以下に限られません）：アドミニストレーション契約に基づくサービスを提供し、マネー・ロンダリング防止関連の審査及び関連行為を行うために個人データ（データ保護法及びアドミニストレーション契約に定義されます。）を取り扱うこと、サービス提供のために個人データをその関連会社、従業員、代理人、受任者、下請業者、信用照会機関、専門アドバイザー又は管轄当局に開示又は転送すること、及び税務上及び規制上の情報を管轄機関又は当局に報告すること。

アドミニストレーターは、データ取扱者として、特に、適用法によって妨げられる場合又は別段の要求がある場合を除き、受託会社の文書化された指示に従うことを条件として、当該個人データに基づき行為し、それらを取り扱うものとし、個人データにアクセスするすべての者が適切な守秘義務を負うことを保証するものとします。アドミニストレーション契約の終了時には、

本ファンドの選択により、当該個人データは破棄されるか、ファンドに返却されますが、適用法によって当該個人データの返却又は消去が妨げられる場合はこの限りではありません。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続

##### 投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより、又はいずれかの当事者が支払い不能となり若しくは重大な契約違反が生じ通知後30日以内に違反を治癒できない場合に直ちに書面による通知を行うことにより終了することができます。投資運用契約は、ケイマン諸島の法律に準拠します。

##### アドミニストレーション契約

アドミニストレーション契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知を行うことにより、又はいずれかの当事者が支払い不能となり若しくは重大な契約違反が生じ通知後30日以内に違反を治癒できない場合に直ちに書面による通知を行うことにより終了することができます。アドミニストレーション契約は、ケイマン諸島の法律に準拠します。

##### 代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面で通知することにより終了します。但し、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社により後任の代行協会員が指定されることを条件とします。代行協会員契約は、日本の法律に準拠します。

##### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も、3ヶ月以上前に書面で通知することにより受益証券販売・買戻契約を終了することができます。受益証券販売・買戻契約は、日本の法律に準拠します。

#### 4 【受益者の権利等】

##### (1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社及び受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社に本受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社及び受託会社に対して直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

本受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

##### 分配金請求権

受益者は、受託会社が管理会社と協議の上で分配することを決定した場合には、決定された額の分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

##### 償還請求権

受益者は、買戻日において、本受益証券の買戻しを、アドミニストレーターに請求する権利を有します。

##### 残余財産分配請求権

本ファンドが終了した場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて信託財産の分配を請求する権利を有します。



## 議決権

受益者集会は、受託会社が随時決定する場所で開催されます。各集会について、集会の開催場所・日時及び集会で提案される決議案の内容を明記した書面による通知が、15日前（通知送付日を含みますが、集会日を除きます。）までに、受託会社（又はその代理人）により、各受益者に対して送付されるものとします。

定足数は、合算して（それぞれ、本ファンド又は、適用ある場合、クラスの）（ ）受益者決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の50%、又は（ ）本ファンド又はクラスについて受益者特別決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の75%以上を代表する本受益証券を合計で保有する2名以上の受益者とします。議決権を有するすべての受益者及び議決権を有する受益者の各代理人は、保有する各本受益証券1口につき1議決権を有し、保有する本受益証券の端数については、1議決権のうち当該端数に対応する議決権を有するものとします。

本信託証書に従って受益者によって可決された決議は、当該集会への出欠を問わず受益者全員を拘束するものとし、各受益者及び受託会社は、本信託証書に含まれる補償に関する規定に従い、かかる決議を実施する義務を負うものとします。

本信託証書の規定に従い、受益者集会に提案することのできる受益者決議事項は、受益者の書面決議として提案することができ、合算して全発行済受益証券の50%超を代表する2名以上の受益者の賛成票を受託会社（又はその受任者）が受領した場合に可決されます。受益者特別決議事項は、受益者の書面決議として提案することができ、合算して全発行済受益証券の75%超を代表する2名以上の受益者の賛成票を受託会社（又はその受任者）が受領した場合に可決されます。

### （2）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本ファンドの本受益証券の分配金、買戻手取金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

### （3）【本邦における代理人】

狛・小野グローバル法律事務所

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社又はファンドに対する、法律上の問題及び日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本における受益証券の募集販売及び買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人及び金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 山中 真人

弁護士 山崎 創生

弁護士 西村 早紀子

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング

狛・小野グローバル法律事務所

です。

### （4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

#### 1 【財務諸表】

本ファンドは、当初募集終了後2022年10月1日から運用を開始する予定であり、同日まで何ら資産を保有していません。本ファンドの計算期間は毎年12月31日に終了し、最初の計算期間は2023年12月31日に終了します。

本ファンドの会計監査は、プライスウォーターハウスクーパースが行います。

#### 2 【ファンドの現況】

##### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

### 第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 サン・グループ(ケイマン)リミテッド

取扱場所 3階、シトラス・グローブ 106ゴアリング・アベニュー、私書箱492、  
ジョージ・タウン、グランド・ケイマンKY1-1106、ケイマン諸島

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合には日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

#### (2) 受益者集会

受益者集会は、受託会社が随時決定する場所で開催されます。各集会について、集会の開催場所・日時及び集会で提案される決議案の内容を明記した書面による通知が、15日前（通知送付日を含みませんが、集会日を除きます。）までに、受託会社（又はその代理人）により、各受益者に対して送付されるものとします。

定足数は、合算して（それぞれ、本ファンド又は、適用ある場合、クラスの）（ ）受益者決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の50%、又は（ ）本ファンド又はクラスについて受益者特別決議を審議する集会の場合は全発行済受益証券の75%以上を代表する受益証券を合計で保有する2名以上の受益者とします。議決権を有するすべての受益者及び議決権を有する受益者の各代理人は、保有する各本受益証券1口につき1議決権を有し、保有する本受益証券の端数については、1議決権のうち当該端数に対応する議決権を有するものとします。

本信託証書に従って受益者によって可決された決議は、当該集会への出欠を問わず受益者全員を拘束するものとし、各受益者及び受託会社は、本信託証書に含まれる補償に関する規定に従い、かかる決議を実施する義務を負うものとします。

本信託証書の規定に従い、受益者集会に提案することのできる可能性のある決議事項は、受益者の書面決議として提案することができ、合算して全発行済受益証券の50%超を代表する2名以上の

受益者の賛成票を受託会社（又はその受任者）が受領した場合に可決されます。受益者特別決議事項は、受益者の書面決議として提案することができ、合算して全発行済受益証券の75%超を代表する2名以上の受益者の賛成票を受託会社（又はその受任者）が受領した場合に可決されます。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

本受益証券は、受託会社及び投資運用会社が、投資運用会社と協議の上、書面で事前に同意した場合を除き譲渡することはできません。かかる同意は、受託会社又は投資運用会社により、その絶対的な裁量で留保されることができません。

本受益証券の譲渡は、適用されるマネー・ロンダリング防止方針及び手続きに従うことを条件に行うことができます。譲受人は、申込契約を締結することが要求され、本ファンドの有資格投資者の要件を満たすことが要求されます。

## 第三部 【特別情報】

### 第1 【管理会社の概況】

#### 1 【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額（2022年7月末現在）

株式資本（140米ドル）及びその他の資本の合計額 462,000米ドル（6,218万9,820円）

発行済株式総数 普通株式140株（1株1米ドル）。

管理会社が発行する株式総数には上限はありません。

過去5年間において、管理会社は、株式資本の増減を行っていません。

##### (2) 会社の機構

管理会社は、バミューダ会社法の要件に従い、毎年、取締役会が定めた日時・場所にて、年次株主総会を開催します。取締役は、適切と考えるときはいつでも、臨時株主総会と呼ばれる年次株主総会以外の総会を招集することができ、バミューダ会社法で義務付けられている場合は招集しなければなりません。特別総会は、取締役が招集しなかった場合には、バミューダ会社法に従って、招集要求権者によって招集されることがあります。

株主総会では、定足数が出席しない限り、議事を進行することができません。直接又は代理で出席し、管理会社の議決権の50%以上を有する、少なくとも2人の株主が直接又は委任状により出席することが全ての議題の審議との関係で定足数となります。但し、管理会社に1人の社員しかいない場合、その社員が直接又は委任状により出席することが、あらゆる議題との関係で定足数を構成します。

取締役は、当初は管理会社の法定の会議において管理会社の会員により選任され、その後は毎年選任されます。株主総会は、株主総会で充足できなかった数の空席を満たす権限を取締役会に対して授権することができます。

バミューダ会社法及び管理会社の附属定款に別途定めがある場合を除き、かつ株主総会で管理会社からなされた指図を前提に、取締役会は、管理会社の事業を管理し、管理会社の発起及び設立に際して負担した全ての費用を支払うことができ、資金を借りる権限を含むがこれに限定されない管理会社の全ての権限を行使することができます。

管理会社の附属定款の変更及びその旨の指図は、その変更が行われなかった場合又はその指図が与えられなかった場合にそれぞれ有効であったであろう取締役の以前の行為を無効にするものではありません。定足数が出席する有効に招集された取締役会は、取締役会に与えられている、又は取締役会が行使できる全ての権能、授権、及び裁量を行使する権限を有するものとします。

#### 2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、バミューダ1981年会社法に基づき、2008年11月3日にバミューダで設立されました。管理会社は、バミューダ、ケイマン諸島及び米国に所在する投資ファンドに対して、ファンド・マネジメント業務、管理サービス及びリスク監視業務を提供しています。管理会社は、米国商品先物取引委員会（「CFTC」）にコモディティー・プール・オペレーター及びスワップ・ファームとして登録されており、全米先物取引協会（「NFA」）の会員です。管理会社の管理している資産の額は、10億米ドル超です。管理会社は、エイペックス・グループ・リミテッドのグループの一員です。

管理会社は、本信託証書に基づき、本受益証券の発行及び買戻し並びに本ファンドの資産の投資に責任を負っています。但し、管理会社は、本ファンドの日常的な運営には関与せず、かつ、本信託証書の下で行使可能な権限に基づき、本ファンドの投資ポートフォリオの管理に関する権限と責任を投資運用会社に委任し、本受益証券の発行及び買戻しに関する一定の事務遂行権限をアドミニストレーターに委任しています。

管理会社は、受託会社とともに、投資運用会社及びアドミニストレーター（以下「受任者」といいます。）のパフォーマンスを定期的に見直しますが、受任者の行為又は不作為を理由に発生した本ファンドの損失については、管理会社に受任者の任命における詐欺行為又は故意若しくは過失がない限り、責任を負いません。

管理会社又は受託会社ではなく投資運用会社が、本書に記載された投資目的、戦略、制限に従って本ファンドを管理・投資する責任を負っています。

2022年7月末日現在、管理会社は、次の6つの投資スキーム・投資ファンドの投資マネージャーとして活動しています。

- エマージング・マネージャー・プラットフォーム・リミテッド
- エマージング・マネージャー・プラットフォーム（2）リミテッド
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エスピーシー
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム（2）エスピーシー
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム（3）エスピーシー
- ローレンス・パーク・クレジット・ストラテジーズ・マスター・ファンド・エルエルシー

## 3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度（2020年1月1日から同年12月31日まで及び2021年1月1日から同年12月31日まで）の日本語の財務書類は、国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けている。当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には2022年7月29日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=134.61円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## (1)【貸借対照表】

## エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド

## 財政状態計算書

2021年12月31日現在

注記	2021年12月31日現在		2020年12月31日現在		
	米ドル	千円	米ドル	千円	
<b>資産及び負債</b>					
<b>非流動資産</b>					
子会社への投資	9	600	81	500	67
		600	81	500	67
<b>流動資産</b>					
売掛金及びその他の債権	11	425,513	57,278	279,850	37,671
現金及び現金同等物	16	27,868	3,751	78,219	10,529
		453,381	61,030	358,069	48,200
<b>資産合計</b>		453,981	61,110	358,569	48,267
<b>流動負債</b>					
買掛金及びその他の債務	12	73,432	9,885	112,170	15,099
その他の金融負債	13	44,592	6,003	35,781	4,816

<b>負債合計</b>		118,024	15,887	147,951	19,916
<b>純資産</b>		335,957	45,223	210,618	28,351
<b>資本</b>					
株式資本	14	140	19	140	19
その他の資本	15	361,860	48,710	361,860	48,710
累積損失		(26,043)	(3,506)	(151,382)	(20,378)
資本合計		335,957	45,223	210,618	28,351

本財務書類は、2022年8月19日に取締役会によって承認され、発行が認められ、以下が代表して署名した。

(署名)

取締役 ウィリアム・デヴィッド・ウィギン

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

## (2) 【損益計算書】

### エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド

#### 損益その他包括利益計算書

2021年12月31日に終了した事業年度

	注記	2021年		2020年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益	5	955,537	128,625	857,760	115,463
その他の営業利益	6	271,509	36,548	208,880	28,117
		1,227,046	165,173	1,066,640	143,580
<b>営業費用</b>					
人件費	8	397,360	53,489	402,081	54,124
その他の営業費用	7	504,347	67,890	398,579	53,653
費用合計		901,707	121,379	800,660	107,777
<b>当期利益/当期包括利益/損失合計</b>		325,339	43,794	265,980	35,804

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

## エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド

## 株主持分変動計算書

2021年3月31日に終了した事業年度

	株式資本		その他の資本		累積損失		資本合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>2019年1月1日</b>	140	19	361,860	48,710	(77,362)	(10,414)	284,638	38,315
当期利益 /								
当期包括利益合計	-	-	-	-	265,980	35,804	265,980	35,804
分配金（注10）	-	-	-	-	(340,000)	(45,767)	(340,000)	(45,767)
<b>2020年1月1日</b>	140	19	361,860	48,710	(151,382)	(20,378)	210,618	28,351
当期利益 /								
当期包括利益合計	-	-	-	-	325,339	43,794	325,339	43,794
分配金（注10）	-	-	-	-	(200,000)	(26,922)	(200,000)	(26,922)
<b>2021年12月31日</b>	140	19	361,860	48,710	(26,043)	(3,506)	335,957	45,223

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

## エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド

## キャッシュ・フロー計算書

2021年12月31日に終了した事業年度

注記	2021年		2020年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>営業活動から生じた キャッシュ・フロー</b>				
当期包括利益合計	325,339	43,794	265,980	35,804
売掛金及びその他の債権の変動	(145,663)	(19,608)	(8,216)	(1,106)
買掛金及びその他の債務の変動	(38,738)	(5,215)	51,434	6,924
その他の金融負債の変動	8,811	1,186	12,419	1,672
<b>営業活動から生じた ネット・キャッシュ</b>	149,749	20,158	321,617	43,293



**金融活動で使用された****キャッシュ・フロー**

一般株主への分配金支払い	(200,000)	(26,922)	(340,000)	(45,767)
--------------	-----------	----------	-----------	----------

**金融活動で使用された****ネット・キャッシュ**

ネット・キャッシュ	(200,000)	(26,922)	(340,000)	(45,767)
-----------	-----------	----------	-----------	----------

**投資活動で使用された****キャッシュ・フロー**

子会社への追加投資	(100)	(13)	-	-
-----------	-------	------	---	---

**投資活動で使用された****ネット・キャッシュ**

ネット・キャッシュ	(100)	(13)	-	-
-----------	-------	------	---	---

**現金及び現金同等物の純増減**

現金及び現金同等物の純増減	(50,351)	(6,778)	(18,383)	(2,475)
---------------	----------	---------	----------	---------

**現金及び現金同等物の期首残高**

現金及び現金同等物の期首残高	78,219	10,529	96,602	13,004
----------------	--------	--------	--------	--------

**現金及び現金同等物の期末残高**

現金及び現金同等物の期末残高	16	27,868	3,751	78,219	10,529
----------------	----	--------	-------	--------	--------

財務書類の注記は、財務書類の不可欠な一部をなしている。

## エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド

## 財務書類に対する注記

2021年12月31日

**1. 一般的な情報**

エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド(以下「当社」という。)は、バミューダで2008年11月3日に設立された。当社は、バミューダ1981年会社法に基づき設立された。

当社は、新興のファンド・マネージャーが低コスト・低リスクの方法で事業を始められるよう、プラットフォームにファンド・マネジメント・サービスを提供する。

報告日現在、当社は、次のプラットフォーム及びファンドの投資マネージャーとして活動していた。

- エマージング・マネージャー・プラットフォーム・リミテッド
- エマージング・マネージャー・プラットフォーム(2)リミテッド
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エスピーシー
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム(2)エスピーシー
- ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム(3)エスピーシー
- ローレンス・パーク・クレジット・ストラテジーズ・マスター・ファンド・エルエルシー

加えて、当社が完全に所有する子会社イーエーエム(ユーエスエー)リミテッドは、次のプラットフォームの管理マネージャーとして活動している。

- エマージング・マネージャー・プラットフォーム・エルエルシー

## 2. 作成の基準

これらの非法定財務書類は、当社の個別の非法定財務書類を表象する。当社の取締役は、当社のグループの子会社が見直しに基づき期中活動せず、従って当グループの財務結果が当社のものと著しい差がないことから、当グループについて、国際会計基準27 - 連結財務諸表と個別財務諸表で要求される2021年12月31日末日の年度の連結財務書類を作成しないことを選択した。

その他の全てに関し、個別の非法定財務書類は、国際財務報告基準及び取得原価基準に従って作成された。採用した重要な会計方針は下記の通りである。

### 見積もり及び判断の使用

IFRSsに準拠した財務書類を作成するにあたり、経営者には、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告金額に影響を与える判断、見積り及び仮定を行うことが要求される。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。

見積り基礎となる仮定は継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、当該見積りの修正が行われる期間及び影響を受ける将来の期間について認識する。

取締役の意見によれば、財務書類を作成する過程で行われた会計上の見積もり及び判断は、IAS第1号（改訂）の要求に関して重要かつ重大と見なされるほどに到達が困難であったり、主観的であったり、又は複雑であったりはしない。

## 3. 重要な会計方針

### 有形固定資産

当社の有形固定資産は、次の資産のクラスによって構成される：コンピューター設備

有形固定資産は、当初取得原価で測定される。取得後支出は、その項目に関連する将来の経済的利益が当社に流入する蓋然性があり、かつその項目の費用が信頼性をもって測定できる時点で、資産の帳簿価額に含まれる。有形固定資産の修繕・保守にかかる支出は、発生した時点で費用として認識される。

有形固定資産は、処分により又はその使用若しくは処分による将来の経済的利益が見込まれなくなった時点で認識を中止する。認識の中止により発生した損益は、純処分手取金（もしあれば）と帳簿価額との差額を表象し、認識を中止している期間の純損益に含まれる。

### 減価償却

減価償却は、償却可能な資産が使用可能となった時点から開始し、取得原価／評価額から見積もり残存価額を控除した額を、次の基準により、見積もり耐用年数にわたって、定額法により償却することにより、純損益に計上される。

#### コンピューター設備 3期間

減価償却法が適用された場合、残存価額及び耐用年数は、必要に応じて、各報告期間の最後に再検討及び調整される。

#### 子会社への投資

子会社とは、当社によって支配されている事業体である。当社は、当社が投資先への関与によって変動するリターンにさらされている又はその権利を有している場合で、投資先への権限によりそのリターンに影響を与える能力を有しているときに、投資先をコントロールする。

子会社への投資は、直接資本持分にに基づき会計処理され、取得原価から減損損失累計額を控除して表記されている。投資からの配当は純損益に認識されている。

#### その他の金融商品

金融資産及び金融負債は、当社が金融商品の契約条項の当事者となった時点で認識される。金融資産及び金融負債は、純損益を通じた公正価値で分類されない全ての金融資産及び金融負債について、公正価値に直接起因する取引費用を加えて当初認識される。

金融資産及び金融負債は、当社が認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有する場合で、純額基準で決済すること又は資産の実現と負債の決済を同時に行うことのいずれかを意図しているときに、相殺され、純額は財政状態計算書に表示される。

金融資産は、金融商品からのキャッシュ・フローへの契約上の権利が失効した時点又は事業体が金融資産を移転し、その移転が認識中止の要件を満たした時点で、認識を中止される。

金融負債は、消滅した時点で認識を中止される。これは、契約で特定された債務が免責、取り消し、又は消滅した場合に発生する。

資本性金融商品とは、当社の全ての負債を控除した後の当社の資産に対する残存持分を証する契約である。資本性金融商品は、受領した手取金を、直接発行費用を控除して計上される。

#### a) 金融資産

当社は、金融資産を、次の両方に基づき、償却原価で事後測定する方法とFVTPLで測定する方法で分類している。

- ・ 金融資産を管理する事業体のビジネス・モデル、及び
- ・ 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性

その結果、認識された全ての金融資産は、その全体を償却原価又は公正価値のいずれかで事後測定される。

#### 償却原価による金融資産

金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的としたビジネス・モデルにより保有され、その契約条件が特定日に元本及び未払元本額にかかる利息の支払のみのキャッシュ・フローを生じさせる場合、償却原価で測定される。償却原価で測定される金融資産は、売掛金及びその他の債権（契約済みで期末までに交付されない取引の未収入額を表す）並びに現金及び現金同等物が含まれる。

金融資産の管理のためのビジネス・モデルの評価は、金融資産の分類において基礎的である。当社は、特定の事業目的を達成するために、どのように金融資産グループがまとめて管理されるかを反映するレベルでビジネス・モデルを決定する。

償却原価による金融資産について、予想信用損失（以下「ECLs」）に関する当社の会計方針に従って、ECLsに対する適切な引当金が純損益で認識されている。

#### b) 金融負債及び持分

##### ( ) 買掛金及びその他の債務

買掛金及びその他の債務は、流動負債に分類され、額面価額で表記される。

##### ( ) 当社発行の株式

当社によって発行された普通株式は、資本性金融商品として分類される。

#### 減損

当社は、ECLsに対する損失評価引当金を、次の通り認識する - 償却原価による金融資産。

IFRS第9号に基づき、損失評価引当金は、次の基準のいずれかで測定される。

- ・ 12か月ECLs：報告日後12か月間に起こりうる全てのデフォルト事象に起因するECLsである。
- ・ 残存期間ECLs：予想残存期間に起こりうる全てのデフォルト事象に起因するECLsである。

当社は、次の12か月ECLsで測定されるものを除き、残存期間ECLsと同額で損失評価引当金を測定する。

- ・ 報告日において低い信用リスクを有すると決定された金融資産、及び
- ・ 当初認識から信用リスク（金融商品の予想残存期間中に発生する不履行リスク等）が著しく増大していない他の金融資産

金融商品は、 ) 金融商品が低い不履行リスクを有する場合、 ) 借主が短期的に契約上のキャッシュ・フロー債務を果たす強い能力を有している場合、及び ) 長期的な経済状況・事業環境の悪化が、借主の契約上のキャッシュ・フロー債務を履行する能力を低下させる可能性があるものの、必ずしも低下させるわけでない場合、低い信用リスクを有すると決定される。当社は、世界的に理解されている定義により、金融資産が「投資適格」の内部又は外部の信用格付を有する場合、低い信用リス

クを有すると考える。適用される限度で、当社は、次の金融資産の分類に低い信用リスクの仮定を適用してきた - 銀行預金。

当初認識から金融資産の信用リスクが著しく増大したがどうか決定する時及びECLsを見積もる時、当社は、関連性がある過度な費用又は労力を要せずに入手可及な合理的かつ裏付け可能な情報を考慮する。この点に関し、当社は、相手方当事者を適宜分析する内部信用評価システムを導入している。当該信用評価システムは、当社の過去の経験及び情報に基づく信用評価に基づく定量的・定性的な情報及び分析の両方を考慮し、また、相手方当事者のマクロ経済的な状況も考慮している。

当社は、金融資産が支払期日を30日超過した場合に金融資産の信用リスクが著しく増大したと仮定することにより、IFRS第9号の反証可能な推定を選択している。

さらに、低い信用リスクの仮定が適用されていない限り、相手方当事者が信用スコア評価に基づき2段階（又はそれ以上）格下げとなった場合、当社は、金融資産の信用リスクが著しく増大したとみなす。

さらに、当社は、次の場合、金融資産が不履行となったと考える。

- ・ 借主が当社に対する信用債務を、当社による担保実行（もし保有している場合）等の措置の遡及なしに全額支払う見込みがない場合、又は
- ・ 金融資産が支払期日を90日超過した場合

ECLsが見積もられる時に考慮された最大期間は、当社が信用リスクにさらされる最大の契約期間である。

金融資産は、当該金融資産の将来キャッシュ・フローの見積もりに悪影響を及ぼす一つ以上の事象が発生した場合、信用が毀損する。金融資産の信用が毀損している証拠は、次の事象に関する観察可能なデータを含む：著しい財政難、契約違反（債務不履行や支払期日を超過する等）、借主の貸主による、借主の財政難に関連した経済的若しくは契約上の理由により、そうでなければ貸主が考えないような借主への譲歩の供与、借主が破産若しくは財政的な更生に入る可能性が高まったこと、又は財政難を原因とした当該金融資産の活発な市場の消滅。

当社は、相手方当事者が深刻な財政難に陥っており、現実的な回収の見込みがないことを示す情報がある場合、例えば、相手方当事者に清算が実行された場合又は破産手続に入った場合、金融資産を償却する。金融資産において、信用損失とは、契約に従って当社に支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社が受領すると見込む全てのキャッシュ・フローとの差額を、当初の実効金利で割り引いたものである。ECLsは、関連する債務不履行発生リスクをウェイトとした信用損失の加重平均を表象する。

#### 収益の認識

当社の収益源は、主に投資ファンドに対する投資運用サービスを含む。契約の大半は、固定報酬で規定している。

収益は、付加価値税その他売上税を控除した取引価格で測定される。

取引価格は、各履行義務の個別の販売価格に基づき各履行義務に配分される。収益は、当社の履行義務が充足され、次の基準が満たされた時点で認識される。

- ・ 契約の当事者が契約を承認した場合
- ・ 当社が、移転されるサービスに関して、各当事者の権利を識別できる場合
- ・ 当社が、移転されるサービスに対する支払条件を識別できる場合
- ・ 契約に商業的実質がある場合
- ・ 当社が移転されたサービスの対価を回収する可能性が高い場合。

当社は、期間の定めのない契約を通じて、資産運用サービスを提供する。

当該サービスは、サービスが提供されるに伴い、時間をかけて充足される履行義務として認識される。「必要に応じて」提供される一定の履行義務があるが、業務の大半は、定期的に履行され、履行義務間で費用の内訳はない。

収益は、顧客がサービスを提供されると同時にサービスを受領し消費するとみなされるため、契約期間にわたって均等に（月次ベース等）認識される。

収益は、当社が履行義務を充足した時点（月次ベースで）、認識される。

## 税金

現在のバミューダ法に基づき、当社は、収益、キャピタル・ゲインのいずれについても、バミューダに税金を支払うことを要求されていない。当社は、バミューダの財務大臣から、少なくとも2035年まで当該税金を免除するとの確約を得ている。その結果、経営者は、財務書類において、バミューダ法から発生する所得税について引当金を設けていない。

当社は、英国の歳入関税庁に対して支払うべき法人所得税を計上している。法人所得税は、英国に所在する当社の従業員が生み出す所得に対する貢献に基づく。その結果、経営者は、財務書類において、英国に支払うべき所得税についての引当金を設けている。

## 為替換算

当社の財務書類は、当社が事業を行っている主要な経済環境の通貨である米ドルを機能通貨として、表示されている。機能通貨以外の通貨建ての取引は、取引日に使用される為替レートで換算されている。機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産及び負債は、期末に使用される為替レートで機能通貨に再換算されている。貨幣性項目の決済及び再換算で発生する為替差額は、純損益その他の包括利益の計算書で処理されている。

為替差損益（純額）はその他の営業費用として分類される。

## 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、要求払預金により構成されている。

## 配当金

資本性金融商品の保有者に対する配当金は、宣言された期間に負債として認識され、資本に直接借方記入される。

### 4 a . 国際財務報告基準の当初適用

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board）が発表した、現行基準の以下の改訂は、当年において効力が発生している。

金利指標改革 - フェーズ2（IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の改訂）

プロジェクトのフェーズ2では、現行金利ベンチマークが置き換えられた際に財務報告に影響を与える問題点を取り上げている。

この変更は、金融資産、金融負債並びにリース負債の修正、特定ヘッジ会計の基準及び修正並びにヘッジ会計に関する改訂に伴うIFRS第7号の適用に関する開示基準に関連するものである。

金融資産、金融負債並びにリース負債の修正に関して、IASBは、金利指標改革によって要求される修正における実務上の便宜を紹介している（ここに言う修正とは、ORの改革の結果として直接に要求され、かつ経済的に同等となるようになされる修正のことを言う）。これらの修正は、有効な金利を更新することにより行われる。その他全ての修正についても、現行のIFRS基準を用いて行われる。IFRS第16号が適用される借手の会計処理についても同様の実務上の便宜が提案されている。

上記改訂の当初適用は、当社の財務書類に重要な影響を与えなかった。

### 4 b . 発行済みでまだ効力の発生していないIFRS

当社は、発行済みであるがまだ効力の発生していない新しい及び見直されたIFRSを、まだ適用していない。

#### IAS第1号の改訂 - 負債の流動又は非流動の分類

改訂は、財政状態計算書における負債の表示にのみ影響する - 資産、負債、収益、若しくは費用の認識の額や時期又はそれらの項目について事業体が開示する情報には影響しない。改訂は、

- ・ 負債の流動又は非流動の分類は、報告期間の終了時に存在する権利に基づくべきであることを明確にし、影響を受ける全ての条項における、決済を少なくとも12か月延期する「権利」を指す文言を調整し、「報告期間の終了時」に存在する権利のみが負債の分類に影響することを明示的にする。
- ・ 分類が、事業体が負債の決済を延期する権利を行使するかどうかについての予想に影響されないことを明確にする。

- ・ 決済が、現金、資本性金融商品、その他の資産又はサービスを相手方当事者へ移転することを指すことを明白にする。

#### IFRS第9号の改訂 - 金融商品

金融負債を受け入れるか否かを評価する「10%テスト」を適用する際に、事業がいかなる費用を含めるかについて、この改訂が明確にしている。

#### IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号 - 会計方針の開示

この改訂は、いかなる会計方針が財務書類において開示されるかを定めるにあたっての手助けとなるように行われたものである。この改訂は、IAS第1号を以下のように改訂したものである。

- ・ 事業体は、現在、重要な会計方針に代えて、重要な会計方針に係る情報を開示することが求められている。
- ・ 事業体がいかに重要な会計方針に係る情報を特定するかを説明し、かつ、会計方針に係る情報が重要である可能性が高い場合における事例を提供することに関して、数段落が追加されている。
- ・ 会計方針に係る情報は、関連する金額が重要でなくとも、その性質上において重要になる場合があることについて、この改訂が明確にしている。
- ・ 事業体の財務書類を使用する者にとって財務書類におけるその他の重要な情報を理解するために会計方針に係る情報が必要となる場合には、当該情報は重要であるということにつき、この改訂が明確にしている。そして、
- ・ 事業体が重要でない会計方針に係る情報を公開した場合、当該情報によって重要な会計方針に係る情報が不明瞭となることがあってはならないということにつき、この改訂が明確にしている。

加えて、IFRS実務記述書第2号は、IAS第1号の改訂を支えるべく、会計方針に係る情報について「4段階の重要性プロセス」を適用することを説明し実証するガイダンス及び事例を追加する形で修正を行った。

#### IAS第8号の改訂 - 会計上の見積もりの定義

この改訂は、事業体が、会計方針と会計上の見積もりとを区別することの手助けとなるように行われたものである。IAS第8号への変更は、全体として会計方針に焦点を当てており、以下の内容を明確にしたものである。

- ・ 会計上の見積もりの変更についての定義は、会計上の見積もりの定義に置き換えられる。新しい定義では、会計上の見積もりは、「測定の不確実性が伴う財務書類上の金銭的金額」とされている。
- ・ 会計方針により、財務書類上の事項を、測定の不確実性を含む方法で測定することが求められた場合、事業体は会計上の見積もりを作成する。



- ・ 新たな情報や新たな作成の結果として生じる会計上の見積もりの変更は、誤謬の訂正ではないということにつき、審議会が明確にしている。加えて、会計上の見積もりを作成するにあたって用いられるインプットや測定技法の変更による影響は、これらの影響が過年度の誤謬の訂正によらない場合には、会計上の見積もりの変更となる。
- ・ 会計上の見積もりの変更は、当期損益又は当期及び将来双方の損益にのみ影響を与えうる。当期に関連した変更による影響は、当期の収支として認識される。将来期間における影響がある場合、当該将来期間の収支として認識される。

## 5. 収益

収益は、期中に提供したサービスに対する受取金を表象し、次の通りである。

	2021年 米ドル	2020年 米ドル
マネジメント・プラットフォーム報酬	955,537	857,760

## 6. その他の営業利益

	2021年 米ドル	2020年 米ドル
ファンドの組成報酬	264,027	167,522
ファンドのクロージング報酬	7,482	41,358
	271,509	208,880

## 7. その他の営業費用

	2021年 米ドル	2020 米ドル
監査役報酬	6,000	4,366
銀行手数料	8,607	7,104
第三者への業務委託料	-	619
法人手数料	94,607	96,005
ファンドのクロージング費用	1,616	14,274
ファンドの組成費用	188,894	114,362
グループ間のリチャージ	20,000	9,667
健康保険	24,684	7,566
弁護士費用	574	-

賠償責任保険	43,625	24,707
賃料含む事務所費	23,594	30,391
専門家報酬	67,783	67,481
純外国為替損失ノ（利益）	406	(1,075)
税金及びその他の経費	19,314	6,600
労働許可及びリクルート費用	597	2,324
その他の営業費用	4,046	14,188
	<u>504,347</u>	<u>398,579</u>

## 8. 人件費及び従業員の情報

	2021年 米ドル	2020年 米ドル
人件費：		
賃金・給料及び税金	363,534	361,286
裁量賞与	33,826	40,795
	<u>397,360</u>	<u>402,081</u>

常務取締役を含めた従業員の平均数は4名であった（2020年4月）。

## 9. 金融資産

期中において当社は、ケイマン諸島のプライベート・ファンド法の下で、ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム（3）エスピーシーという新たなプラットフォームを組成した。2021年12月31日時点において、当社は、5つの事業体に投資を行っており、その主な活動は、新興のファンド・マネージャーが業界に参入するためのプラットフォームとして機能することである。当社はまた、その主な活動が米国に所在するプラットフォームの投資及び管理運営である唯一の子会社への投資も行っている。

帳簿価格	投資金額 米ドル
2020年12月31日時点	500
追加	100
2021年12月31日時点	<u>600</u>

直接保有する当社の関連会社及び子会社は、次の通りである。

	設立場所	所有率（％）
エマージング・マネージャー・プラットフォーム・リミテッド	バミューダ	100

エマージング・マネージャー・プラットフォーム2・リミテッド	バミューダ	100
ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム・ エスピーシー	ケイマン諸島	100
ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム(2) エスピーシー	ケイマン諸島	100
ケイマン・エマージング・マネージャー・プラットフォーム(3) エスピーシー	ケイマン諸島	100
イーエーエム(ユーエスエー)リミテッド	バミューダ	100

## 10. 配当金

報告期間中、当社は、年間を通じて、取締役の承認を得た通り、20万米ドル(2020年 - 34万米ドル)の配当金を支払った。

## 11. 売掛金及びその他の債権

	2021年12月31日	2020年12月31日
	米ドル	米ドル
関連当事者が支払うべき金額	233,479	204,494
前払金	191,063	62,356
その他の債権	971	13,000
	<u>425,513</u>	<u>279,850</u>

関連当事者に支払うべき金額の条件は、注記17に開示されている。

## 12. 買掛金及びその他の債務

	2021年12月31日	2020年12月31日
	米ドル	米ドル
買掛金及びその他の債務	<u>73,432</u>	<u>112,170</u>

買掛金及びその他の債務に利息はかからない。

## 13. その他の金融負債

	2021年12月31日	2020年12月31日
	米ドル	米ドル
関連当事者に支払うべき金額	600	500

関連会社に支払うべき金額	43,992	35,281
	44,592	35,781

関連当事者に支払うべき金額の条件は、注記17に開示されている。

#### 14. 株式資本

	普通株式 2021年 米ドル	普通株式 2020年 米ドル
2019年12月31日 / 2020年12月31日発行済	140	140

2021年12月31日及び2020年12月31日において、授権株式資本は、額面価額 1 米ドルの普通株式140株で構成されていた。全株式が発行され、払い込まれた。

#### 15. その他の資本

	2021年12月31日 米ドル	2020年12月31日 米ドル
その他の資本	361,860	361,860

2017年8月29日に、当社の全株式は、新しい直接親会社であるジーシー・アジュール・インターメディアイト・ホールディングス・リミテッドによって取得され、これにより当時の既存の優先株主からの未収金は349,960米ドルにまで解消されることとなった。

その他の資本のうちの11,900米ドル（2020年 - 11,900米ドル）に相当する部分は、株主からの資本拠出を表象している。当該金額は、無担保かつ無利子であり、専ら当社の選択により返済される。

#### 16. 現金及び現金等価物

キャッシュ・フロー計算書に含まれる現金及び現金同等物は、財政状態計算書において次の金額を構成する。

	2021年12月31日 米ドル	2020年12月31日 米ドル
銀行預金及び手許現金	27,868	78,219

銀行預金は、銀行の預金金利に基づく変動金利で利息がつく。

#### 17. 関係当事者の開示

当社の直接親会社は、ジーシー・アジュール・インターメディアイト・ホールディングス・リミテッドであり、その最終的な親会社はジェンスター・ジーピーである。

注記13に開示されている関連当事者に支払うべき金額には、管理下にある基礎的プラットフォームに支払うべき金額と、会社間のリチャージのために関連会社に支払うべき金額が含まれている。

当年度中、当社は、次の通り、関係当事者と取引を行った。

	自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日 米ドル	自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日 米ドル
<i>収益:</i>		
管理下のプラットフォームとの関連当事者の取引	955,537	857,760
<i>その他の営業利益:</i>		
管理下のプラットフォームとの関連当事者の取引	271,509	208,880
<i>その他の営業費用及び人件費:</i>		
関連会社との関連当事者の取引	450,735	440,849
管理下のプラットフォームとの関連当事者の取引	120,434	115,170

## 18. 金融資産及び金融負債の公正価値

2021年12月31日及び2020年12月31日、流動資産及び流動負債に分類される金融資産及び金融負債の帳簿価額は、それぞれの資産及び負債の短期での満期のため、公正価値に近似している。

## 19. 金融リスク・マネジメント

リスクにさらされること及びリスクの発生の仕方は、リスクを管理し測定するための当社の目的、方針及びプロセスとともに、以下により詳細に開示されている。

金融リスクを管理するための目的、方針及びプロセス並びに当該リスクを測定するために使用される方法は、継続的な改善及び発展が条件となる。

適用のある場合、当社の金融リスクへのエクスポージャー又はこれらのリスクを管理及び測定する方法における重要な変更は以下に開示される。

可能である場合、当社は、リスクの集中を低減し、コントロールすることを目指す。金融リスクの集中は、類似した特性の金融商品が経済的又はその他の要因の変化によって同じ方向に影響を受けることにより発生する。類似の特性を共有する金融商品に関連するリスク・エクスポージャーの金額は、財務書類の注記においてより詳細に開示されている。

### 信用リスク

当社に潜在的に信用リスクの集中をさせる金融資産は、主に債権及び銀行預金で構成される。

債権は、貸倒引当金を控除して表示している。重要な会計方針で開示されている通り、IFRS第9号の条件により、当社は、ECLモデルを適用している。債権に関する信用リスクは、与信管理手続により限定されている。事業の性質及び売掛債権残高が発生する結果から、債権に関する信用リスクは継続的に監視されている。

財務書類に計上されている売掛債権の帳簿価額（減損損失控除後）は、当社がまだ回収可能であると考え引当していない、支払期日を超過したと考えられる当社の売掛債権を表象する。

当社は、財政状態及び過去の経験を考慮して、顧客の信用力を評価する。期中において、売掛債権に対する貸倒引当金は認識されていない（2020年 - 米国ドル0）。

銀行預金は、ノーザン・トラスト・インターナショナル・バンキング・コーポレーションに所在している。この金融機関は、スタンダード・アンド・プアーズによるA+（2020年：A+）の信用格付を有している。

#### 通貨リスク

外貨取引は、主にユーロ及び英国ポンドで構成されている。外貨取引により発生するリスクは、関連する為替レートの定期監視及び為替レートの重要な変動に対する経営者の対応により管理されている。通貨リスクは、財政状態の日において、重要でないと考えられている。

#### 金利リスク

金利リスクとは、当社が保有する金融資産及び負債から生じる利息に関する金利の変動に関連するリスクである。銀行残高は、現在の市場金利で利息を得ながら保有する短期残高を表象し、取締役会は、当社の金利リスクに対するエクスポージャーが重要でないと考えている。

#### 流動性リスク

当社は、予測及び実績のキャッシュ・フローを監視することにより、ファンドの資金不足に対するリスクを監視し管理している。流動性リスクは、財政状態の日において、重要でないと考えられている。

#### キャピタル・リスク管理

資本を管理するときの当社の目的は、継続企業としての前提を保護すること及び負債と資本のバランスを最適化することにより、ステークホルダーへのリターンを最大化することである。

当社の資本構成は、注記16で開示されている現金及び現金同等物並びに財政状態計算書の資本の部に表示されている項目で構成されている。

当社の取締役は、当社の資本構造を管理し、経済状況や関連する法律の変更に照らして、調整を行う。資本構成は、継続的に見直されている。

## 20．保証

当社の間接的な親会社であるエイペックス・グループが前年度中に締結した信用供与に関連して、当社の全ての資産は、エイペックス・グループの貸主のため、担保に供されている。

## 21．報告日後の事象

2022年2月下旬、ロシアによるウクライナへの軍事的侵攻が開始され、東欧の地政学的情勢が激化した。政治的事象や制裁措置は継続して変化しており、世界各地で異なっている。現在のところ、会社の業績、財政状況及びキャッシュ・フローに重大な影響を与える兆候は見られない。全てのステークホルダーの利益が安全に守られることを保証するべく、経営陣は引き続き状況を注視していく。

**Emerging Asset Management Ltd.****Statement of financial position**

31 December 2021

	<i>Notes</i>	31 Dec 2021 USD	31 Dec 2020 USD
<b>ASSETS AND LIABILITIES</b>			
<b>Non-current assets</b>			
Investments in subsidiaries	9	600	500
		<u>600</u>	<u>500</u>
<b>Current assets</b>			
Trade and other receivables	11	425,513	279,850
Cash and cash equivalents	16	27,868	78,219
		<u>453,381</u>	<u>358,069</u>
<b>Total assets</b>		<u>453,981</u>	<u>358,569</u>
<b>Current liabilities</b>			
Trade and other payables	12	73,432	112,170
Other financial liabilities	13	44,592	35,781
<b>Total liabilities</b>		<u>118,024</u>	<u>147,951</u>
<b>Net assets</b>		<u>335,957</u>	<u>210,618</u>
<b>EQUITY</b>			
Share capital	14	140	140
Other equity	15	361,860	361,860
Accumulated losses		(26,043)	(151,382)
<b>Total equity</b>		<u>335,957</u>	<u>210,618</u>

These financial statements were approved by the board of directors, authorised for issue on 19 August 2022 and signed on its behalf by:

*William David Wiggin*  
Director

The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.



**Emerging Asset Management Ltd.****Statement of profit or loss and other comprehensive income**

Year ended 31 December 2021

	<i>Notes</i>	<b>2021 USD</b>	<b>2020 USD</b>
Revenue	5	<b>955,537</b>	857,760
Other operating income	6	<b>271,509</b>	208,880
		<u><b>1,227,046</b></u>	<u>1,066,640</u>
<b>Operating expenses</b>			
Staff costs	8	<b>397,360</b>	402,081
Other operating expenses	7	<b>504,347</b>	398,579
		<u><b>901,707</b></u>	<u>800,660</u>
<b>Profit/total comprehensive income/loss for the year</b>		<u><b>325,339</b></u>	<u>265,980</u>

*The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.*

**Emerging Asset Management Ltd.****Statement of changes in equity**

Year ended 31 December 2021

	Share capital USD	Other equity USD	Acumulated losses USD	Total USD
<b>Balance at 1 January 2019</b>	140	361,860	(77,362)	284,638
Profit/total comprehensive income for the year	-	-	265,980	265,980
Payment of dividend (note 10)	-	-	(340,000)	(340,000)
<b>Balance at 1 January 2020</b>	140	361,860	(151,382)	210,618
Profit/total comprehensive income for the year	-	-	325,339	325,339
Payment of dividend (note 10)	-	-	(200,000)	(200,000)
<b>Balance at 31 December 2021</b>	<b>140</b>	<b>361,860</b>	<b>(26,043)</b>	<b>335,957</b>

*The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.*

**Emerging Asset Management Ltd.****Statement of cash flows**

Year ended 31 December 2021

	2021 USD	2020 USD
<b>Cash flows from operating activities</b>		
Total comprehensive income for the year	325,339	265,980
Movement in trade and other receivables	(145,663)	(8,216)
Movement in trade and other payables	(38,738)	51,434
Movement in other financial liabilities	8,811	12,419
<i>Net cash from operating activities</i>	<u>149,749</u>	<u>321,617</u>
<b>Cash flows used in financing activities</b>		
Dividend payments to ordinary shareholders	(200,000)	(340,000)
<i>Net cash used in financing activities</i>	<u>(200,000)</u>	<u>(340,000)</u>
<b>Cash flows used in investing activities</b>		
Additional investment in subsidiary	(100)	-
<i>Net cash used in investing activities</i>	<u>(100)</u>	<u>-</u>
<b>Net movement in cash and cash equivalents</b>	<b>(50,351)</b>	<b>(18,383)</b>
<b>Cash and cash equivalents at the beginning of the year</b>	<b>78,219</b>	<b>96,602</b>
<b>Cash and cash equivalents at the end of the year (note 16)</b>	<b><u>27,868</u></b>	<b><u>78,219</u></b>

*The notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.*

# Emerging Asset Management Ltd.

## Notes to the financial statements

31 December 2021

---

### 1. General information

Emerging Asset Management Ltd. (the ‘Company’) was incorporated in Bermuda on 3 November 2008. The Company was incorporated under the Bermudian Companies Act 1981.

The Company provides fund management services to platforms to allow emerging fund managers to get started in the industry in a low-cost and low-risk way.

As at the reporting date, the Company acted as investment manager for the following platforms and Fund:

- Emerging Manager Platform Limited
- Emerging Manager Platform 2 Limited
- Cayman Emerging Manager Platform SPC
- Cayman Emerging Manager Platform (2) SPC
- Cayman Emerging Manager Platform (3) SPC
- Lawrence Park Credit Strategies Master Fund LLC

In addition, the Company’s wholly owned subsidiary, EAM (USA) Ltd., acts as Administrative Manager for the following platform:

- Emerging Manager Platform LLC

### 2. Basis of preparation

These non-statutory financial statements represent the separate non-statutory financial statements for the Company. The directors of the Company have elected not to draw up consolidated financial statements for the year ended 31 December 2021 as required by International Accounting Standard 27 – *Consolidated and Separate Financial Statements* for its group as the group’s subsidiaries did not operate during the year under review and accordingly the group’s financial results are not materially different from those of the Company.

In all other respects, these separate non-statutory financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards and on a historical cost basis. The significant accounting policies adopted are set out below.

# Emerging Asset Management Ltd.

## Notes to the financial statements

31 December 2021

---

### 2. Basis of preparation (continued)

#### *Use of estimates and judgements*

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of accounting policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates.

Estimates and underlying assumptions are reviewed on an on-going basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised and in any future periods affected.

In the opinion of the directors, the accounting estimates and judgements made in the course of preparing these financial statements are not difficult to reach, subjective or complex to a degree which would warrant their description as significant and critical in terms of the requirements of IAS 1 (revised).

### 3. Significant accounting policies

#### *Property, plant and equipment*

The Company's property, plant and equipment consist of the following classes of assets: computer equipment.

Property, plant and equipment are initially measured at cost. Subsequent costs are included in the asset's carrying amount when it is probable that future economic benefits associated with the item will flow to the Company and the cost of the item can be measured reliably. Expenditure on repairs and maintenance of property, plant and equipment is recognised as an expense when incurred.

Property, plant and equipment are derecognised on disposal or when no future economic benefits are expected from their use or disposal. Gains or losses arising from de-recognition represent the difference between the net disposal proceeds, if any, and the carrying amount, and are included in profit or loss in the period of de-recognition.

#### *Depreciation*

Depreciation commences when the depreciable assets are available for use and is charged to profit or loss so as to write off the cost /revalued amount, less any estimated residual value, over their estimated useful lives, using the straight-line method, on the following bases:

Computer equipment	3 periods
--------------------	-----------

The depreciation method applied, the residual value and the useful life are reviewed, and adjusted if appropriate, at the end of each reporting period.

# Emerging Asset Management Ltd.

## Notes to the financial statements

31 December 2021

---

### 3. Significant accounting policies (continued)

#### *Investments in subsidiary*

A subsidiary is an entity that is controlled by the Company. The Company controls an investee when the Company is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the investee and has the ability to affect those returns through its power over the investee.

Investment in subsidiary is accounted for on the basis of the direct equity interest and is stated at cost less any accumulated impairment losses. Dividends from the investment are recognised in profit or loss.

#### *Other financial instruments*

Financial assets and financial liabilities are recognised when the Company becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Financial assets and financial liabilities are initially recognised at their fair value plus directly attributable transaction costs for all financial assets or financial liabilities not classified at fair value through profit or loss.

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when the Company has a legally enforceable right to set off the recognised amounts and intends either to settle on a net basis or to realise the asset and settle the liability simultaneously.

Financial assets are derecognised when the contractual rights to the cash flows from the financial assets expire or when the entity transfers the financial asset and the transfer qualifies for de-recognition.

Financial liabilities are derecognised when they are extinguished. This occurs when the obligation specified in the contract is discharged, cancelled or expires.

An equity instrument is any contract that evidences a residual interest in the assets of the Company after deducting all of its liabilities. Equity instruments are recorded at the proceeds received, net of direct issue costs.

# Emerging Asset Management Ltd.

## Notes to the financial statements

31 December 2021

---

### 3. Significant accounting policies (continued)

#### *Other financial instruments (continued)*

##### *a) Financial assets*

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVTPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets; and
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset.

Consequently, all recognised financial assets are subsequently measured in their entirety at either amortised cost or fair value.

#### *Financial assets at amortised cost*

A financial asset is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding. Financial assets measured at amortised cost include trade and other receivables (representing amounts receivable for transactions contracted for but not yet delivered by the end of the period) and cash and cash equivalents.

An assessment of business models for managing financial assets is fundamental to the classification of a financial asset. The Company determines the business models at a level that reflects how groups of financial assets are managed together to achieve a particular business objective.

For financial assets at amortised cost, appropriate allowances for expected credit losses ("ECLs") are recognised in profit or loss in accordance with the Company's accounting policy on ECLs.

##### *b) Financial liabilities and equity*

###### *(i) Trade and other payables*

Trade and other payables are classified with current liabilities and are stated at their nominal value.

###### *(ii) Shares issued by the Company*

Ordinary shares issued by the Company are classified as equity instruments.

# Emerging Asset Management Ltd.

## Notes to the financial statements

31 December 2021

---

### 3. Significant accounting policies (continued)

#### *Impairment (continued)*

The Company recognises a loss allowance for ECLs on the following – financial assets at amortised cost.

Under IFRS 9, loss allowances are measured on either of the following bases:

- 12-month ECLs: these are ECLs that result from possible default events within the 12 months after the reporting date; and
- Lifetime ECLs: these are ECLs that result from all possible default events over the expected life of a financial instrument.

The Company measures loss allowances at an amount equal to lifetime ECLs, except for the following, which are measured as 12-month ECLs:

- Financial assets that are determined to have a low credit risk at the reporting date; and
- Other financial assets for which credit risk (i.e. the risk of default occurring over the expected life of the financial instrument) has not increased significantly since initial recognition.

A financial instrument is determined to have low credit risk if i) the financial instrument has a low risk of default, ii) the borrower has a strong capacity to meet its contractual cash flow obligations in the near term and iii) adverse changes in economic and business conditions in the longer term may, but will not necessarily, reduce the ability of the borrower to fulfil its contractual cash flow obligations. The Company considers a financial asset to have low credit risk when it has an internal or external credit rating of “investment grade” as per globally understood definitions. To the extent applicable, the Company has applied the low credit risk assumption for the following classes of financial assets – cash at bank.

When determining whether the credit risk of a financial asset has increased significantly since initial recognition and when estimating ECLs, the Company considers reasonable and supportable information that is relevant and available without undue cost or effort. In this regard, the Company has an internal credit scoring system in place that analyses the credit quality of the counterparties accordingly. Such credit scoring system takes into consideration both quantitative and qualitative information and analysis, based on the Company’s historical experience and informed credit assessment, and also considers the counterparties’ macroeconomic context.

The Company has elected the rebuttable presumption from IFRS 9 by assuming that the credit risk on a financial asset has increased significantly if the financial asset is more than 30 days past due.

Moreover, unless the low credit risk assumption is applied, if the counterparty becomes downgraded by two notches (or more) based on the credit score assessment, the Company deems the financial asset’s credit risk to have increased significantly.



# Emerging Asset Management Ltd.

## Notes to the financial statements

31 December 2021

---

### 3. Significant accounting policies (continued)

#### *Impairment (continued)*

Moreover, the Company considers a financial asset to be in default when:

- The borrower is unlikely to pay its credit obligations to the Company in full, without recourse by the Company to actions such as realizing security (if any is held); or
- The financial asset is more than 90 days past due.

The maximum period considered when estimated ECLs is the maximum contractual period over which the Company is exposed to credit risk.

A financial asset is credit-impaired when one or more events that have a detrimental impact on the estimated future cash flows of that financial asset have occurred. Evidence that a financial asset is credit-impaired includes observable data about the following events: significant financial difficulty; a breach of contract, such as a default or past due event; the lender(s) of the borrower, for economic or contractual reasons relating to the borrower's financial difficulty, having granted to the borrower a concession(s) that the lender(s) would not otherwise consider; it is becoming probable that the borrower will enter bankruptcy or other financial reorganisation; or the disappearance of an active market for that financial asset because of financial difficulties.

The Company writes off a financial asset when there is information indicating that the counterparty is in severe financial difficulty and there is no realistic prospect of recovery, for example when the counterparty has been placed under liquidation or has entered into bankruptcy proceedings. For financial assets, the credit loss is the difference between all contractual cash flows that are due to the Company in accordance with the contract and all the cash flows that the Company expects to receive, discounted at the original effective interest rate. ECLs represent the weighted average of credit losses with the respective risks of a default occurring as the weights.

#### *Revenue recognition*

The Company's revenue streams comprise primarily of investment management services to investment funds. The majority of contracts stipulate a fixed fee.

Revenue is measured at the transaction price excluding value added tax and other sales taxes.

The transaction price is allocated to each performance obligation based on the individual selling price of each performance obligation. Revenue is recognised when the Company's performance obligations have been satisfied and the following criteria have been met:

- the parties to the contract have approved the contract;
- the Company can identify each party's rights regarding the services to be transferred;
- the Company can identify the payment terms for the services to be transferred;
- the contract has commercial substance; and
- it is probable that the Company will collect the consideration for the services transferred.

# Emerging Asset Management Ltd.

## Notes to the financial statements

31 December 2021

---

### 3. Significant accounting policies (continued)

#### *Revenue recognition (continued)*

The Company provides asset management services through contracts which have an indefinite duration.

Such services are recognised as a performance obligation satisfied over time as the services are provided. Although there are certain performance obligations provided 'when needed', the majority of the work is performed on a regular basis, and there is no breakdown of costs between performance obligations.

Revenue is recognised evenly over the contract period (i.e. on a monthly basis), as the customer is deemed to simultaneously receive and consume the services as they are provided.

Revenue is recognised when the Company satisfies the performance obligation, which is on a monthly basis.

#### *Taxation*

Under current Bermuda laws, the Company is not required to pay any taxes in Bermuda on either income or capital gains. The Company has received an undertaking from the Minister of Finance in Bermuda exempting it from any such taxes at least until the period 2035. As a result, management has made no provision for income taxes arising out of Bermuda laws in these financial statements.

The Company accrues corporate income taxes payable to HM Revenue & Customs in the United Kingdom. The corporate income taxes based on the contribution to income generated by employees of the Company based in the United Kingdom. As a result, management has made a provision for income taxes payable in the United Kingdom in these financial statements..

#### *Currency translation*

The financial statements of the Company are presented in its functional currency, the USD, being the currency of the primary economic environment in which the Company operates. Transactions denominated in currencies other than the functional currency are translated at the exchange rates ruling on the date of transaction. Monetary assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency are re-translated to the functional currency at the exchange rate ruling at period-end. Exchange differences arising on the settlement and on the re-translation of monetary items are dealt with in the statement of profit or loss and other comprehensive income.

Net foreign exchange gains and losses are classified with other operating expenses.

#### *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise of demand deposits.

#### *Dividends*

Dividends to holders of equity instruments are recognised as liabilities in the period in which they are declared, and are debited directly to equity.

# Emerging Asset Management Ltd.

## Notes to the financial statements

31 December 2021

---

### 4a. Initial application of International Financial Reporting Standards

The following amendments to the existing standards issued by the International Accounting Standards Board are effective for the current year:

*Interest Rate Benchmark Reform – Phase 2 (Amendments to IFRS 9, IAS 39, IFRS 7, IFRS 4 and IFRS 16)*

Phase 2 of the project addresses issues that might affect the financial reporting when an existing interest rate benchmark is replaced.

The changes relate to modification of financial assets, financial liabilities and lease liabilities, specific hedge accounting requirements, and disclosure requirements applying IFRS 7 to accompany the amendments regarding modifications and hedge accounting.

In respect of the modification of financial assets, financial liabilities and lease liabilities, the IASB introduces a practical expedient for modifications required by the reform (modifications required as a direct consequence of the OR reform and made an economically equivalent basis). These modifications are accounted for by updating the effective interest rate. All other modifications are accounted for using current IFRS requirements. A similar practical expedient is proposed for lessee accounting applying IFRS 16.

The initial application of the above amendments did not have a significant impact on the Company's financial statements.

### 4b. IFRSs in issue but not yet effective

The Company has not yet applied any new and revised IFRSs that have been issued but not yet effective.

*Amendments to IAS 1 - Classification of Liabilities as Current or Non-Current*

The amendments affect only the presentation of liabilities in the statement of financial position — not the amount or timing of recognition of any asset, liability income or expenses, or the information that entities disclose about those items. They:

- clarify that the classification of liabilities as current or non-current should be based on rights that are in existence at the end of the reporting period and align the wording in all affected paragraphs to refer to the "right" to defer settlement by at least twelve months and make explicit that only rights in place "at the end of the reporting period" should affect the classification of a liability;
- clarify that classification is unaffected by expectations about whether an entity will exercise its right to defer settlement of a liability; and
- make clear that settlement refers to the transfer to the counterparty of cash, equity instruments, other assets or services.

*Amendments to IFRS 9 – Financial Instruments*

The amendments clarify which tests an entity includes when it applies the '10 percent test' in assessing whether to derecognise a financial liability.

# Emerging Asset Management Ltd.

## Notes to the financial statements

31 December 2021

---

### 4b. IFRSs in issue but not yet effective (continued)

#### *Amendments to IAS 1 and IFRS Practice Statement 2 – Disclosure of Accounting Policies*

The amendments are intended to help preparers in deciding which accounting policies to disclose in their financial statements. The amendments amend IAS 1 in the following ways:

- An entity is now required to disclose its material accounting policy information instead of its significant accounting policies;
- several paragraphs are added to explain how an entity can identify material accounting policy information and to give examples of when accounting policy information is likely to be material;
- the amendments clarify that accounting policy information may be material because of its nature, even if the related amounts are immaterial;
- the amendments clarify that accounting policy information is material if users of an entity's financial statements would need it to understand other material information in the financial statements; and
- the amendments clarify that if an entity discloses immaterial accounting policy information, such information shall not obscure material accounting policy information.

In addition, IFRS Practice Statement 2 has been amended by adding guidance and examples to explain and demonstrate the application of the 'four-step materiality process' to accounting policy information in order to support the amendments to IAS 1.

#### *Amendments to IAS 8 - Definition of Accounting Estimates*

The amendments are intended to help entities distinguish between accounting policies and accounting estimates. The changes to IAS 8 focus entirely on accounting estimates and clarify the following:

- The definition of a change in accounting estimates is replaced with a definition of accounting estimates. Under the new definition, accounting estimates are "monetary amounts in financial statements that are subject to measurement uncertainty".
- Entities develop accounting estimates if accounting policies require items in financial statements to be measured in a way that involves measurement uncertainty.
- The Board clarifies that a change in accounting estimate that results from new information or new developments is not the correction of an error. In addition, the effects of a change in an input or a measurement technique used to develop an accounting estimate are changes in accounting estimates if they do not result from the correction of prior period errors.
- A change in an accounting estimate may affect only the current period's profit or loss, or the profit or loss of both the current period and future periods. The effect of the change relating to the current period is recognised as income or expense in the current period. The effect, if any, on future periods is recognised as income or expense in those future periods.

**Emerging Asset Management Ltd.****Notes to the financial statements**

31 December 2021

**5. Revenue**

Revenue represents the amount receivable for services rendered during the year, as follows:

	2021 USD	2020 USD
Management platform fees	<u>955,537</u>	<u>857,760</u>

**6. Other operating income**

	2021 USD	2020 USD
Funds' set-up fees	264,027	167,522
Funds' closing fees	7,482	41,358
	<u>271,509</u>	<u>208,880</u>

**7. Other operating expenses**

	2021 USD	2020 USD
Auditor's remuneration	6,000	4,366
Bank charges	8,607	7,104
Commission expenses to third parties	-	619
Company fees	94,607	96,005
Fund closing expenses	1,616	14,274
Fund set-up expenses	188,894	114,362
Group recharges	20,000	9,667
Health insurance	24,684	7,566
Legal fees	574	-
Liability insurance	43,625	24,707
Office expenses, including rent	23,594	30,391
Professional fees	67,783	67,481
Net foreign exchange losses/(gains)	406	(1,075)
Tax and other charges	19,314	6,600
Work permit and recruitment expense	597	2,324
Other operating expenses	4,046	14,188
	<u>504,347</u>	<u>398,579</u>

**8. Staff costs and employee information**

	2021 USD	2020 USD
<i>Staff costs:</i>		
Wages and salaries and taxes	363,534	361,286
Discretionary bonus	33,826	40,795
	<u>397,360</u>	<u>402,081</u>

The average number of employees inclusive of executive directors was 4 (2020 – 4).

**Emerging Asset Management Ltd.****Notes to the financial statements**

31 December 2021

**9. Financial assets**

During the year under review, the Company formed a new platform under the Cayman Islands Private Fund Act being Cayman Emerging Manager Platform (3) SPC. As at 31 December 2021, the Company carries investments in five entities whose main principal activity is to serve as a platform that allows emerging fund managers to get started in the industry. The Company also carries an investment in its sole subsidiary, whose principal activity is investment and administrative management of platforms domiciled in the U.S.A.

	<b>Investments USD</b>
<b>Carrying amount</b>	
At 31.12.2020	500
Additions	100
At 31.12.2021	<u>600</u>

The related entities and subsidiary of the Company held directly were as follows:

	<u>Place of incorporation</u>	<u>% ownership</u>
Emerging Manager Platform Limited	Bermuda	100
Emerging Manager Platform 2 Limited	Bermuda	100
Cayman Emerging Manager Platform SPC	Cayman Islands	100
Cayman Emerging Manager Platform (2) SPC	Cayman Islands	100
Cayman Emerging Manager Platform (3) SPC	Cayman Islands	100
EAM (USA) Ltd	Bermuda	100

**10. Dividends**

During the reporting period, the Company paid a dividend of *USD200,000* (2020: *USD340,000*) as approved by the directors throughout the year.

**11. Trade and other receivables**

	<b>31 Dec 2021 USD</b>	<b>31 Dec 2020 USD</b>
Amounts owed by related parties	233,479	204,494
Prepayments	191,063	62,356
Other receivables	971	13,000
	<u>425,513</u>	<u>279,850</u>

The terms and conditions of the amounts due to related parties are disclosed in note 17.

**Emerging Asset Management Ltd.****Notes to the financial statements**

31 December 2021

**12. Trade and other payables**

	<b>31 Dec 2021 USD</b>	<b>31 Dec 2020 USD</b>
Trade and other payables	<b>73,432</b>	<b>112,170</b>

No interest is charged on trade and other payables.

**13. Other financial liabilities**

	<b>31 Dec 2021 USD</b>	<b>31 Dec 2020 USD</b>
Amounts due to related parties	<b>600</b>	<b>500</b>
Amounts due to related companies	<b>43,992</b>	<b>35,281</b>
	<b>44,592</b>	<b>35,781</b>

The terms and conditions of the amounts due to related parties are disclosed in note 17.

**14. Share capital**

	<b>Ordinary shares 2021 USD</b>	<b>Ordinary shares 2020 USD</b>
On issue 31 December 2019/31 December 2020	<b>140</b>	<b>140</b>

At 31 December 2021 and 31 December 2020, the authorised share capital comprised 140 ordinary shares at a par value of USD1 each. All shares have been issued and called up.

**15. Other equity**

	<b>31 Dec 2021 USD</b>	<b>31 Dec 2020 USD</b>
Other equity	<b>361,860</b>	<b>361,860</b>

On 29 August 2017, all of the shares of the Company were acquired by its new immediate parent, GC Agile Intermediate Holdings Limited, which resulted in the unwinding of the amounts receivable from the existing preference shareholders at the time amounting to *USD349,960*.Other equity amounting to *USD11,900* (2020 – *USD11,900*) represent capital contribution from the shareholders. Such amounts are unsecured, interest-free and repayable exclusively at the option of the Company.

**Emerging Asset Management Ltd.****Notes to the financial statements**

31 December 2021

**16. Cash and cash equivalents**

Cash and cash equivalents included in the statement of cash flows comprise the following amount in the statement of financial position:

	<b>31 Dec 2021 USD</b>	<b>31 Dec 2020 USD</b>
Cash at bank and on hand	<b>27,868</b>	<b>78,219</b>

Cash at bank earns interest at floating rates based on bank deposit rates.

**17. Related party disclosures**

The Company's immediate parent is GC Agile Intermediate Holdings Limited and its ultimate parent is Genstar GP.

Amounts owed to related parties as disclosed in note 13, include amounts due to the underlying platforms under management and amounts due to related companies for intercompany recharges.

During the course of the year, the Company entered into transactions with related parties as follows:

	<b>1 Jan 21 to 31 Dec 21 USD</b>	<b>1 Jan 20 to 31 Dec 20 USD</b>
<i>Revenue:</i>		
Related party transactions with: Platforms under management	<b>955,537</b>	<b>857,760</b>
<i>Other operating income:</i>		
Related party transactions with: Platforms under management	<b>271,509</b>	<b>208,880</b>
<i>Other operating expenses and staff costs:</i>		
Related party transactions with: Related companies	<b>450,735</b>	<b>440,849</b>
Platforms under management	<b>120,434</b>	<b>115,170</b>

**18. Fair values of financial assets and financial liabilities**

At 31 December 2021 and 31 December 2020, the carrying amounts of financial assets and financial liabilities classified with current assets and current liabilities respectively approximated their fair values due to the short-term maturities of these assets and liabilities.



# Emerging Asset Management Ltd.

## Notes to the financial statements

31 December 2021

---

### 19. Financial risk management

The exposures to risk and the way risks arise, together with the Company's objectives, policies and processes for managing and measuring these risks are disclosed in more detail below.

The objectives, policies and processes for managing financial risks and the methods used to measure such risks are subject to continual improvement and development.

Where applicable, any significant changes in the Company's exposure to financial risks or the manner in which the Company manages and measures these risks are disclosed below.

Where possible, the Company aims to reduce and control risk concentrations. Concentrations of financial risk arise when financial instruments with similar characteristics are influenced in the same way by changes in economic or other factors. The amount of the risk exposure associated with financial instruments sharing similar characteristics is disclosed in more detail in the notes to the financial statements.

#### *Credit risk*

Financial assets which potentially subject the Company to concentrations of credit risk consist principally of receivables and cash at bank.

Receivables are presented net of an allowance for doubtful debts. As disclosed in the significant accounting policies, in terms of IFRS 9, the Company applies an ECL model. Credit risk with respect to receivables is limited due to credit control procedures. Due to the nature of the business and resulting trade receivable balances arising, credit risk with respect to receivables is monitored on an ongoing basis.

The carrying amount of trade receivables recorded in the financial statements, which is net of impairment losses, represents the Company's trade receivables that are considered to be past due for which the Company has not provided as the amounts are still considered recoverable.

The Company assesses the credit quality of its customers by taking into account their financial standing and past experience. During the year no allowance for doubtful debts has been recognised against trade receivables (2020 – USDNil).

Cash at bank is placed with Northern Trust International Banking Corporation. This financial institution has a credit rating of A+ (2020: A+) by Standard and Poor's.

#### *Currency risk*

Foreign currency transactions comprise mainly of transactions in EUR and GBP. The risk arising from foreign currency transactions is managed by regular monitoring of the relevant exchange rates and management's reaction to material movements thereto. Currency risk is not considered to be significant at the date of the financial position.

#### *Interest rate risk*

Interest rate risk is the risk associated to fluctuations in the rate of interest in relation to interest bearing financial assets and liabilities held by the Company. Bank balances represent short term balances held earning interest at the current market rates, where the directors believe that the Company's exposure to interest rate risk is not significant.

# Emerging Asset Management Ltd.

## Notes to the financial statements

31 December 2021

---

### 19. Financial risk management (continued)

#### *Liquidity risk*

The Company monitors and manages its risk to a shortage of funds by monitoring forecast and actual cash flows. Liquidity risk is not considered to be significant at the date of financial position.

#### *Capital risk management*

The Company's objectives when managing capital are to safeguard its ability to continue as a going concern and to maximise the return to stakeholders through the optimisation of the debt and equity balance.

The capital structure of the Company consists of cash and cash equivalents as disclosed in note 16 and items presented within equity in the statement of financial position.

The Company's directors manage the Company's capital structure and make adjustments to it, in the light of changes in economic conditions or relevant legislation. The capital structure is reviewed on an ongoing basis.

### 20. Guarantee

In connection with a credit facility entered by the Company's indirect parent within the Apex Group during the previous periods, all of the Company's assets have been pledged in favour of the Apex Group's lenders.

### 21. Events after the reporting date

The geopolitical situation in Eastern Europe intensified in late February 2022, with the commencement of Russia's military action against Ukraine. Political events and sanctions are continually changing and differ across the globe. There is currently no indication that there will be a significant impact on the company's financial performance, financial position and cash flows. The situation continues to be closely monitored by management to ensure that the interests of all its stakeholders are safeguarded.

#### 4 【利害関係人との取引制限】

受託会社、アドミニストレーター又は管理会社の関連会社による本ファンドの資産の取引は禁止されていません。

管理会社が、( )管理会社自身又は管理会社の取締役を相手方として取引を行うこと、( )管理会社、本ファンド若しくは受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行うこと、又は( )受益者の利益を害するか、若しくは、本ファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社若しくは受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。）を行うことは禁止されています。

投資運用会社、アドミニストレーター、販売会社、受託会社、代行協会員（及びこれらの各役員及び取締役）並びに本ファンドに関して任命された各ブローカーは、随時、本ファンドの投資目的と類似する投資目的を持つその他の集団投資スキームの販売会社、プロモーター、管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、登録機関、名義書換代理人、管理事務代行会社、受託会社、保管会社、ブローカー、取締役若しくは私募の取扱い者として行為する場合や当該集団投資スキームにその他の方法で関与する場合があります、又は投資目的が本ファンドの投資目的と類似する投資家に対して一任のファンド運用サービス若しくは付随する管理事務サービス、保管サービス若しくは売買委託サービスを提供することがあります。そのため、上記のいずれの者も、その事業の過程において、本ファンドとの間に潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

投資運用会社は、利益相反が発生する可能性がある投資対象を買付ける際に、その他の顧客に対する義務を考慮しつつ、当該利益相反を公平に解決するよう努力します。

投資運用会社は、投資運用業のうち投資一任契約に係る業務に従事しています。投資運用会社は、有価証券及び金融商品の売買において、その他の投資ビークルを含む顧客・投資家に運用サービスの提供を行い、また、本ファンドに対するサービスの提供において入手、作成又は使用する情報及び取引戦略と同一の又は異なる情報及び取引戦略を用いて、本ファンドのアカウントの管理及び助言の提供に責任を負っている期間と同じ期間中にその他のアカウントにも運用サービスの提供を行うことがあります。その他のアカウントの運用/助言の提供について投資運用会社が受け取る報酬は、本ファンドへの運用の提供に支払われる報酬を超えることがあり、そのことは、かかるその他のアカウントを優先するインセンティブとなる可能性があります。さらに、仮に投資運用会社が、同時に、又はほぼ同時に、かかるアカウントと本ファンドに係る取引の決定を行う場合、本ファンドは、同一又は類似のポジションについて、当該その他のアカウントと競合する可能性があります。投資運用会社は、すべての投資機会が本ファンドとかかるその他のアカウントとの間で公正かつ公平に割り当てられることを確保するために努力します。

本ファンドは、投資運用会社によって企画立案されており、投資運用会社の選定並びにその任命の条件及び報酬の料率は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。しかしながら、受託会社は、投資運用会社に支払われる報酬及び手数料の額は、本ファンドと同種類の投資ファンドに関する通常の市場レートに一致していると考えています。

投資運用会社及び/又はその関連会社は、直接又は間接に、本ファンド及び/又は本ファンドが買付け若しくは売却することができる投資対象に対して投資することができます。投資運用会社又はその関連会社は、かかる取引又はかかる取引から得た利益に関して、本ファンドに説明する（又は本ファンドと共有し、若しくは、本ファンドに通知する）義務を負っていません。

特定の企業に関する非公開情報を入手することを防止する内部管理体制が整備されているにもかかわらず、投資運用会社は、時に、かかる非公開情報を入手することがあります。その場合、適用ある証券法の下で、投資運用会社が当該企業によって発行される組入有価証券を売買する柔軟性が制限される可能性があります。加えて、投資運用会社がかかる情報を投資目的で使用することができない結果、本ファンドの投資の柔軟性が制限される可能性があります。

受託会社とアドミニストレーターは、同じ企業グループに属しています。アドミニストラターの任命の条件は投資運用会社によって承認されている一方で、受託会社は本ファンドに関してアドミニストレーターを任命し、最終的には本ファンドに対するアドミニストラターの役務提供の監督に責任を負います。さらに、受託会社報酬は、本ファンドの純資産価額の基準に算定されませんが、純資産価額はアドミニストレーターが算定しています。

また、管理会社は、受託会社及びアドミニストレーターが所属する企業グループを買収する計画を発表した企業グループの一員です。

受託会社は、受益者の利益を考慮し、利益相反が公平に解決されるよう努めます。

受託会社は、他の投資ビークルの受託者を務めることができます。また受託会社の取締役及びその他の従業員は、他の投資ビークルの取締役を務めることがあり、適用される守秘義務の遵守を前提に、本ファンドのための役務の遂行において認識し、取得し、作成し、又は利用する情報を、かかる他の投資ビークルに関して使用することができます。

## 5 【その他】

### (1) 定款の変更等

管理会社において、定款の変更及び解散に関して株主総会の決議が必要です。

### (2) 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

### (3) 出資の状況

該当事項はありません。

### (4) 訴訟事件その他の重要事項

2022年7月31日現在、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間の定めはありません。ただし、株主総会の決議によって解散することができます。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) サン・トラステーズ(ケイマン)リミテッド(Sanne Trustees (Cayman) Limited)

(「受託会社」)

資本金の額

2022年7月末現在、100米ドル(1万3,461円)

事業の内容

受託会社は、以前はアバロン・トラスト・アンド・コーポレートサービスズ・リミテッド(Avalon Trust & Corporate Services Ltd)として、ケイマン諸島会社法に基づき、2008年7月1日付で設立された有限責任の会社であり、ケイマン諸島金融庁(CIMA)から発行される信託業の免許を有しています。受託会社の主たる事業は、信託及びコーポレートサービスの提供です。

管理会社は、本信託証書に基づき、本ファンドのために本受益証券を発行し買戻す権限と責任を有し、本ファンドの資産の投資を行う権限と責任を有していますが、それらの場合以外については、受託会社が本ファンドの管理・運営に関する全体的な権限と責任を有しています。但し、受託会社は本ファンドの日常的な運営には関与せず、本信託証書の下で行使可能な権限に基づき、受託会社及び管理会社は本ファンドの投資ポートフォリオの管理に関する権限と責任を投資運用会社に委任し、本ファンドに関する一定の管理機能をアドミニストレーターに委任しています。

#### (2) TORANOTEC 投信投資顧問株式会社(TORANOTEC Asset Management Ltd.)

(「投資運用会社」)

資本金の額

2022年7月末現在、5億9,430万円

事業の内容

管理会社及び受託会社は、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社を本ファンドに関する投資運用会社として任命しています。

投資運用会社は、TORANOTEC 株式会社の子会社であり、「すべての人を投資家に」の社是のもと、「TORANOKO」という独自のスマートフォンアプリを開発し、主に若年層・投資未経験者等を対象に、少額のおつりとポイントを投資運用会社が運用する投資信託に投資できるサービスを提供しています。

投資運用会社は、1998年7月31日に設立され、TORANOTEC 株式会社による買収後の、2016年12月にTORANOTEC 投信投資顧問株式会社に商号を変更しました。

投資運用会社は、日本において、第二種金融商品取引業、投資助言代理業、及び投資運用業の登録を受けています。

投資運用会社は、本ファンドのポートフォリオに関する戦略的な投資アドバイスや限定的な投資運用サービスを提供するために、投資アドバイザーを随時任命することができます。

#### (3) サン・グループ(ケイマン)リミテッド(Sanne Group (Cayman) Limited)

(「アドミニストレーター」)

資本金の額

2022年7月末現在、37,500米ドル(504万7,875円)

事業の内容

アドミニストレーターは、ケイマン諸島会社法に基づき、2016年7月20日付で設立された有限責任の会社であり、ケイマン諸島金融庁(CIMA)から発行されるミューチュアル・ファンド・アドミニストレーターの免許を有しています。主たる事業は、ファンドの事務代行及びコーポレートサービスの提供です。アドミニストレーターは、世界23か国にて代替資産のグローバルプロバイダーかつコーポレートサービスを提供し、管理する資産の額が6,500億米ドルを超えるシングルグループのメンバーであります。

アドミニストレーション契約に基づき、アドミニストレーターは、特に、本ファンドに対し、受益者名簿の管理、帳簿及び記録の管理、投資運用会社と投資者とのコミュニケーションにおける支援、費用支払いの手配、本ファンドの計算書類の作成及び本ファンドの登録人としての行動を含む、アドミニストレーション・サービスを提供する責任を負っています。

(4) キャピタル・パートナーズ証券株式会社(「販売会社」及び「代行協会員」)

資本金の額

2022年3月末現在、10億円

事業の内容

1999年に設立され、20年以上の歴史を有する証券会社です。関東財務局長より第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。

(5) フィリップ証券株式会社(「販売会社」)

資本金の額

2022年3月末現在、9億5,015万円

事業の内容

1944年に設立され、75年以上の歴史を有する証券会社です。関東財務局長より第一種金融商品取引業の登録を受けています。

(6) J I A証券株式会社(「販売会社」)

資本金の額

2022年3月末現在、5億372万円

事業の内容

1944年に設立され、75年以上の歴史を有する証券会社です。関東財務局長より第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。

## 2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」

本ファンドに関する受託業務を行います。

(2) 「投資運用会社」

投資運用契約に基づき、本ファンドの投資運用に関する業務を行います。

(3) 「アドミニストレーター」

アドミニストレーション契約に基づき、本ファンドのアドミニストレーション業務(管理事務代行業務)を行います。

## (4) 「代行協会員」

代行協会員の業務を行います。

## (5) 「販売会社」

本受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

## 3【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

### 第3 【投資信託制度の概要】

#### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2021年改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在していませんでした。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していませんでしたが、ケイマン諸島内において又はケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）（以下「銀行・信託会社法」といいます。）の下で規制されており、ケイマン諸島内において又はケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社及びその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）又はケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていました。
- 1.2 多くのユニット・トラスト及びオープンエンド型ファンドが1960年代の終わり頃から設立されました。ケイマン諸島は連合王国の海外領土であり、当時は為替管理上「ポンド圏」に属していたため、それらは、概して連合王国に籍を有する投資運用会社又は投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」といいます。）として設立されていました。その後、米国、ヨーロッパ、極東及びラテンアメリカの投資顧問会社によって、又はそれらが設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社型ファンド、及びリミテッド・パートナーシップが設立されました。
- 1.3 2020年12月現在、ケイマン諸島における運用中の投資信託の数は10,700超（マスター・ファンド数2,800超を含む）でした。
- 1.4 ケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」といいます。）及び銀行・信託会社法は、ケイマン諸島における銀行・信託業の許可及び規制の責任をケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に課しています。CIMAは、オフショア・バンキング監督者グループ、カリブ・バンキング監督者グループ及び北米・中南米バンキング監督者協会のメンバーの地位を有しています。
- 1.5 ケイマン諸島はまた、カリブ金融活動作業部会（以下「CFATF」といいます。）のメンバーであり、マネー・ロンダリングに関するCFATFの1992年キングストン宣言を順守します。この宣言は、薬物不正取引に関する1988年国連ウィーン会議条約、反マネー・ロンダリング及び反薬物に関するアメリカ州政府モデル規則協会、並びに効果的な反マネー・ロンダリング及びテロ資金対策制度の国際基準であるマネー・ロンダリング防止及びテロ資金対策に関する金融活動作業部会（以下「FATF」といいます。）の40の勧告書の履行を支持するものです。

#### 2. 投資信託の規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型ファンドに対する規則及び投資信託管理者に対する規則を制定しています。クローズドエンド型ファンドは、一般的にミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではありません（ただし、2020年2月7日、ケイマン諸島政府は、プライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といいます。）を制定しました）。プライベート・ファンド法は、クローズドエンド型ファンドのCIMAへの登録の要件を定めており、これにより、一定のクローズドエンド型ファンドが、ケイマン諸島において初めて規制の枠内に入ることになりました。プライベート・ファンド法については、下記16項に詳述します。）。銀行、信託会社、保険会社及び会社のマネージャーをも監督しており金融庁法により設置された法定政府機関であるCIMAが、ミューチュアル・ファンド法及びプライベート・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられています。ミューチュアル・ファンド法及びプライベート・ファンド法は、各法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課しています。さらに、金融庁法は、反マネー・ロンダリング規則（改正済）、ミューチュアル・ファンド法及びプライベート・



ファンド法を含むケイマン諸島の一定の法律の違反に対して、CIMAに高額の罰金を課す権限を与えています。

- 2.2 ミューチュアル・ファンド（以下「投資信託」といいます。）とは、ケイマン諸島において設立された（ケイマン諸島外で設立された場合にはケイマン諸島から管理が行われる）会社、ユニット・トラスト、有限責任会社若しくはパートナーシップで、投資リスクを分散しつつ、投資対象からの収益若しくは売買益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的又は企図して投資者に買戻請求権がある受益証券を発行するものをいいます。
- 2.3 2020年2月7日、ケイマン諸島政府は、ミューチュアル・ファンド法に統合された適用ある規定とともに、ミューチュアル・ファンド法の改正法である2020年ミューチュアル・ファンド（改正）法（以下「ミューチュアル・ファンド（改正）法」といいます。）を制定し、これにより、ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されていた投資信託（投資信託の持分を保有する者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の運営者を選任又は解任することができる投資信託、並びにケイマン諸島外で設立され、ミューチュアル・ファンド法第4(4)条の目的上CIMAが指定する規制対象事業に関してケイマン諸島の証券投資業法（改正済）（以下「証券投資業法」といいます。）に基づくライセンスを保有する者を通じてその持分の申込をケイマン諸島の公衆に対して勧誘するその他一定の投資信託、以下「限定投資者投資信託」といいます。）もミューチュアル・ファンド法の規制の範囲に含まれることとなりました。ミューチュアル・ファンド（改正）法に従って、2020年2月7日現在存在するすべての限定投資者投資信託は、6ヵ月間の経過期間が認められており、2020年8月7日までにCIMAに登録しなければなりません。2020年2月8日以降に設立された新しい限定投資者投資信託は、そのローンチ前にCIMAに登録しなければなりません。

### 3. 規制を受ける投資信託の四つの形態

#### 3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託及び投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時及び毎年約4,268米ドルの手数料が納入されなければなりません。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務及び受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられます。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社及びジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求されます。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適しています（下記第3.2項参照）。

#### 3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定します。同管理者及び投資信託により作成された目論見書が、投資信託及び投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2及びMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければなりません。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務及び受益権を募る方法が適切に行われること、及び投資信託がケイマン諸島において設立又は設定されていない場合には、CIMAにより承認された国又は領土において設立又は設定されていることを満たしていることが要求されます。当初手数料及び年間手数料は約4,268米ドルです。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（若しくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、若しくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、

又はその他債権者若しくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければなりません。

### 3.3 第4(3)条投資信託

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられます。

- ( ) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- ( ) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- ( ) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
  - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、又は
  - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の( )及び( )に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料及び年間手数料を支払わなければなりません。上記の( )に分類される投資信託で、マスター・ファンドに関する別個の販売用書類が存在しない場合、マスター・ファンドは、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ約3,049米ドルの当初手数料及び年間手数料を支払わなければなりません。

(c) 第4(3)条投資信託には、運営者（取締役会、ジェネラル・パートナーなど）として行為する若しくは運営者の代わりに行為する2名以上の自然人がいなくてはならず、また、第4(3)条投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従い登録されなければなりません。

### 3.4 限定投資者投資信託

(a) 規制投資信託の第四の類型は、限定投資者投資信託です。第4(3)条投資信託とは異なり、限定投資者投資信託には、一投資者当たり100,000米ドルの最低投資額の要件はないが、限定投資者投資信託の投資者の数は15名を超えることはできず、また、かかる投資者の過半数は、投資信託の運営者を任命若しくは解任できなければなりません。

(b) 限定投資者投資信託は、以下を履行することによってCIMAに登録することが要求される：( )投資者の過半数が投資信託の運営者を任命若しくは解任できる旨を規定している投資信託の設立書類の認証付写しを提出すること、( )所定の形式により目論見書（Offering Memorandum）/募集要項/販売用資料を含むその他の情報を提出すること、及び( )年間登録手数料4,268米ドルを支払うこと。

(c) 限定投資者投資信託には、運営者（取締役会、ジェネラル・パートナーなど）として行為する若しくは運営者の代わりに行為する2名以上の自然人がいなくてはならず、また、限定投資者投資信託が会社として設立される場合には、その取締役は、ケイマン諸島の取締役登録・許認可法（改正済）に従い登録されなければなりません。

## 4. 投資信託の追加的及び継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、その持分についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書（Prospectus）（限定投資者投資信託の場合は目論見書（Offering Memorandum）/募集要項/販売用資料）を発行しなければなりません。かかる目論見書には、CIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定められる情報が記載されなければなりません。さらに、虚偽記載に対する既存の法的義務及びすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用されます。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラ

ル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っています。

- 4.2 CIMAの「2020年7月付規則 - 資産価額の計算 - 規制投資信託」（以下「NAV計算規則」といいます。）に従い、各規制投資信託は、その純資産価額の計算におけるプライシング・評価のための実務、方針及び手続きを定めた純資産価額計算ポリシー（以下「NAV計算ポリシー」といいます。）を定めなければなりません。NAV計算ポリシーは、NAV計算規則の要求事項を満たしていなければならず、規制投資信託の純資産価額が公正、完全、中立であり、重要な誤謬がなく、検証可能であることが確保されていなければなりません。NAV計算ポリシーは文書化され、ファンドの販売用書類に開示されなければなりません。
- 4.3 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任し、CIMAが承認した監査人によって毎年その会計書類を監査させ、決算終了から6か月以内に又はCIMAが認めた延長期間内にCIMAに投資信託の各会計年度に関する監査済会計書類を提出しなければなりません。ミューチュアル・ファンド法に従い、規制投資信託の会計書類は、国際財務報告基準又はアメリカ合衆国、日本、スイス又はいずれかの非高リスク法域（すなわち、金融活動作業部会によって発行された高リスク法域一覧に載っていない法域）で一般に認められている会計原則に準拠して作成されるものとします。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したとき又は該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っています。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、又はそのおそれがある場合
  - (b) 投資信託の投資者又は債権者を害するような方法で、自ら事業を行い若しくは行っている事業を解散し、又はそうしようと意図している場合
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行い又はそのように意図している場合
  - (d) 欺罔的又は犯罪的な方法で事業を行い又はそのように意図している場合
  - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島の反マネー・ロンダリング規則（改正済）（以下「反マネー・ロンダリング規則」といいます。）又は免許の条件を遵守せずに事業を行い又はそのように意図している場合
- 4.4 すべての規制投資信託は、登記上の事務所若しくは主たる事務所又は受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければなりません。
- 4.5 ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2021年改正）に従って、すべての規制投資信託は、規制投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な報告書を作成し、CIMAに提出しなければなりません。CIMAは当該期間の延長を許可することができます。報告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報及び会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負います。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各報告書をCIMAに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された報告書の正確性又は完全性については法的義務を負いません。

## 5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「無制限投資信託管理者」の免許及び「制限的投資信託管理者」の免許の二つのタイプがある。ケイマン諸島において又はケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求されます。管理とは、投資信託の資産のすべて又は実質上すべての支配を含む投資信託の運用又は管理事務を行うこと、投資信託に対して主たる事務所を提供すること、若しくは（会社であるかユニット・トラストであるかに応じて）受託会社又は投資信託の取締役を提供することとして定義されます。

- 5.2 いずれの種類の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャー又は役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければなりません。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造及びその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければなりません。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければなりません。投資信託管理者の純資産は、最低約50万米ドルなければなりません。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されません。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができます。
- 5.3 管理投資信託に関する投資信託管理者の責任は、受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することです。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができますが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要です。この類型は、ケイマン諸島に投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認めます。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができます。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていません。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）又はミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第3.4項参照）に基づき規制されていない場合は、別個に免許を受けなければなりません。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したとき又は該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っています。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、又はそのおそれがある場合
  - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者又は投資信託管理者の債権者又は投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行い若しくは行っている事業を自発的に解散し、又はそうしようとして意図している場合
  - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行い又はそのように意図している場合
  - (d) 欺罔的又は犯罪的な方法で事業を行い又はそのように意図している場合
  - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、反マネー・ロンダリング規則又は免許の条件を遵守せずに事業を行い又はそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、又は保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできます。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、又はジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要です。
- 5.8 無制限免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約24,390米ドル、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約30,488米ドルです。制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は、約8,536米ドルです。無制限免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約36,585米ドル、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約42,682米ドルです。制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は、約6,097米ドルです。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりです。

### 6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（改正済）（以下「会社法」といいます。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社です。時には、保証による有限責任会社も用いられます。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有します。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、及び内部統制条項を記載した基本定款及び定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含みます。
- (c) 存続期限のある又は存続期間が限定される会社型のファンドビークルを設立することは可能です。
- (d) 会社がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約されます。
  - ( ) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければなりません。
  - ( ) 取締役、代理取締役及び役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官に提出しなければなりません。
  - ( ) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければなりません。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所において又は希望すればその他の管轄地において維持することができます。
  - ( ) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持します。
  - ( ) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければなりません。
- (e) 会社は、取締役会を持たなければなりません。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行わなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができます。
- (g) 額面株式又は無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式及び無額面株式の両方を発行することはできません。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められます。
- (i) 株式の買戻しも認められます。
- (j) 収益又は払込剰余金からの株式の償還又は買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還又は買戻しをすることができます。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができます（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とします。
- (k) 分配金は、（会社の定款に従うことを条件として）会社の払込剰余金勘定からも利益からも支払うことができます。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができます、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければなりません。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができます。実際には、ケイマン諸島の財務秘書官が与える本約定の期間は20年間ですが、通常、期間終了時にさらに10年の更新が可能です。

- (m) 会社は、名称、取締役及び役員、株式資本及び定款の変更並びに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければなりません。
- (n) 免除会社は、会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければなりません。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によって用いられます。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者又はこれを設立する管理者及び受託者により形成されます。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けたケイマン諸島の法人受託者又は免許を受けた当該法人受託者の「被支配子会社」とします。よって、受託者（又は免許を受けたその親会社）は、両方の法律に基づきCIMAによる規制・監督を受けます。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法（2021年改正）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、受託者は、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社がこれを運用する間、一般的に受託者としてこれを保有します。各受益者は、信託資産に対する比例的割合（各受益者の受益証券の価額に基づく）に応じた権利を有します（受益証券のクラスが異なる場合には権利は異なる場合があります。）。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務及び責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請されます。その場合、信託証書及びケイマン諸島の居住者又はケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出されます。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、及び信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができます。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料及び年次手数料を支払わなければなりません。

## 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、ベンチャーキャピタル又はプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられるが、投資信託ビークルとしても用いられます。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似しています。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2021年改正）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」といいます。）です。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業又はパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているか又は同島で設立されたものでなければなりません。）及びリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成されます。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となります。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受します（つまり、免除リミテッド・パートナーシップのリミテッド・パートナーの責任は、各リミテッド・パートナーがリミテッド・パートナーシップ契約に従って免除リミテッド・パートナーシップの資産への出資を約束した金額に限定されます）。加えて、（ ）免除リミテッド・パートナーシップがキャッシュフロー・ベースで債務超過となり、かつ（ ）分配時に組合員がその債務超過を実際に知っていた場合に、リミテッド・パートナーが分配を受け又は債務を免除された場合には、出資履行額の分配のクローバックが行われることがあります。かかる場合におけるリミテッド・パートナーの責任は、支払い又は免除の日から6ヶ月間に限定されます。ジェネラル・パートナーの機能、義務及び責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載されます。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っています。また、たとえばコモンローの下での、又は免除リミテッド・パートナーシップ法の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用されます。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければなりません。
- （ ） ケイマン諸島に登録事務所を維持します。
  - （ ） 商号及び所在地、リミテッド・パートナーに就任した日並びにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国又は領域に）維持します。
  - （ ） リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持します。
  - （ ） リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法（2021年改正）に従い税務情報庁による指示又は通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態又はその他の媒体により登録事務所において入手可能にします。
  - （ ） リミテッド・パートナーの出資額及び出資日並びに当該出資額の引出額及び引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国又は領域に）維持します。
  - （ ） 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持します。
  - （ ） 適用ある場合、以下に関する契約及び請求書を含む重要な基礎的書類を含む適正な会計帳簿を維持します：（ ）免除リミテッド・パートナーシップによって受領され、支出されたすべての金額、及び支出の受領が発生した事項；（ ）免除リミテッド・パートナーシップによる物品のすべての売却及び購入、及び（ ）免除リミテッド・パートナーシップの資産及び負債。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従うことを条件として、リミテッド・パートナーシップの持分はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができます。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従うことを条件として、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの事業と財務状況について完全な情報を求める権利を有します。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができます。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更及びその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければなりません。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定報告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければなりません。

## 6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の2016年有限責任会社法は、2016年6月に制定され、2016年7月8日付で施行され、その後、ケイマン諸島の有限責任会社法（2021年改正）（以下「LLC法」といいます。）によって改正され、置き換えられました。LLC法は、ケイマン諸島において、比較的新しい種類の法人組織である有限責任会社（以下「LLC」といいます。）についての準拠法フレームワークを提供します。
- (b) LLCは、有限責任会社登記官（以下「登記官」といいます。）に登録届出書を提出することで設立されます。LLCには、LLCのメンバー間で文書によるLLC契約を締結することが要求されますが、登記官に提出することは求められません。
- (c) LLCの名称には、「LLC」又は「有限責任会社」を含めることができますが、義務ではありません。当初の登録料及び登録届出書を受領次第、登記官はLLCを登録し、通常3乃至5営業日（追加手数料により24時間に短縮可）以内に登録証明書を発行します。
- (d) LLCは、独立した法人格を有します。したがって、LLCの場合、免除リミテッド・パートナーシップとは対照的に、一つのピークルだけが組成され維持されることが必要です。
- (e) 一般的に、LLCのメンバーの責任は、LLC契約に従い各メンバーがLLCの資産に拠出することを引受けた額に制限されます。
- (f) LLC法では、有限責任に関する重要な例外の一つとして、分配のクローバック（払戻し）規定が定められており、当該規定に従い、(i) LLCがキャッシュフロー・ベースで支払不能に陥り、かつ( )メンバーが分配時においてかかる破産状態を実際に認識していた場合に、メンバーが分配を受領するか、債務を免除される場合、分配のクローバックがある場合があります。クローバックについて時効はありません。
- (g) LLCの経営は、メンバーによって遂行されることができ、取締役（又はLLC法のもとでは「マネージャー」と呼ばれる）を任命することは要求されません。
- (h) LLCのマネージャー若しくは経営陣の義務は、免除会社の取締役が負う義務に比べて著しく負担の少ないものとなっています。免除会社の取締役は、適切な注意、スキル及び努力を払って行為すべき衡平法上の受託者義務及びコモン・ロー上の義務を負っていますが、LLCのマネージャーには、誠実に行為する義務以外にLLCに対して負う義務（受託者義務やその他の義務等）はありません。ただし、かかる誠実義務は、LLC契約により拡大することも制限することもできます。
- (i) LLCは、株式資本を持ちません。その代わりに、メンバーには、持分又は持分クラスが発行されます。
- (j) メンバーは、メンバー間相互の合意により、LLCの利益及び損失の配分方法並びに分配方法及び分配時期を決定することができ、それらは按分比例配分以外によることができます。LLCが活動していない場合、LLC法では、利益及び損失の分配は拠出された出資金に基づいて配分されなければならない旨規定しています。
- (k) LLC分配の点において、分配を行う能力を制限するような資本維持要件はありません。ただし、LLC契約の下で認められていることを条件として、LLCは、分配、義務の免除及び出資金の払戻し等の種々の方法により、メンバーに対して現金又は資産を返還することができます。
- (l) LLC法は、LLCで規定されるとおりに分配が行われるような現金ベースの支払能力テストを課しています。ただし、LLCが、通常の事業の過程において期限が到来する債務を支払うことができることを前提とします。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督



- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できます。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社又はジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金及び所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられます。かかる場合、CIMAは、規制投資信託の運営者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 7.3 ある者がケイマン諸島において又はケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報又は説明をCIMAに対して提供するように指示できます。
- 7.4 CIMAが与える第7.3項に記載する指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 7.5 CIMAからの指示により第7.3項に記載する情報又は説明を提供する者は、それが虚偽である又は誤解を招くものであることをみずから知っている場合又は合理的に知るはずである場合にこれをCIMAに提供してはなりません。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島において又はケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるかそれを企図しており、そのように行っていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、ケイマン諸島の（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」といいます。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を付与する権限を有しています。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為又はすべての行為を行うことができます。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
  - (b) 規制投資信託がその投資者若しくは債権者に有害な方法で業務を行っているか若しくは行おうとしている場合、又は自発的にその事業を解散する場合
  - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法又は反マネー・ロンダリング規則（改正済）のいずれかの規定に違反した場合
  - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
  - (e) 規制投資信託の指導及び運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
  - (f) 規制投資信託の取締役、マネージャー又は役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、又は発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとします。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
  - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
  - (c) 所定の年間許可料又は年間登録料を支払うこと

(d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、又は監査済会計書類をCIMAに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとします。

- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）又は第4(4)(a)条（限定投資者投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可又は登録を取り消すこと
- (b) 投資信託に対して条件を付し、又は条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者又は運営者の入替えを求めること
- (d) 業務の適切な遂行について投資信託に助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の業務管理者を選任すること

7.10 CIMAが第7.9項に記載する行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者及び債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行い及びその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができます。

7.11 CIMAは、そうすることが必要又は適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置又は行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとします。

7.12 第7.9(d)項又は第7.9(e)項に記載するCIMAにより選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとします。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払います。

7.13 第7.9(e)項に記載するCIMAにより選任された者は、投資信託の投資者及び債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有します。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含みます。

7.15 第7.9(d)項又は第7.9(e)項に記載する投資信託に関しCIMAにより選任された者は、以下の行為を行うものとします。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供します。
- (b) 選任後3か月以内又はCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行います。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供します。

7.16 第7.9(d)項又は第7.9(e)項に記載するCIMAにより選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、又はCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。

7.17 投資信託に関する第7.15項に記載する情報又は報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができ、

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てることができ、また、CIMAは、第7.9(d)項又は第7.9(e)項に基づき選任される者の選任又は再任に関して適切と考える行為をとることができます。

- 7.18 CIMAが第7.17項に記載する措置をとった場合、CIMAは、投資信託の投資者及び債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置及び同項又は第7.9項に記載するその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができます。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に記載する投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなされま
- す。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に記載される申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができます。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこと若しくは行おうとすることを終了し又は清算若しくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）又は第4(4)(a)条（限定投資者投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可又は登録をいつでも取り消すことができます。

## 8. 投資信託管理に対するCIMAの規制及び監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができます。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられます。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報又は説明をCIMAに対して提供するように指示できます。
- 8.4 第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報又は説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、又は知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはなりません。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、免許投資信託管理者に対して、最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申し立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有します。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、又はその業務を行っており、かつ
- (b) その者がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこと若しくは行おうとすることを終了し又は清算若しくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができます。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができます。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法又は反マネー・ロンダリング規則（2020年改正）の規定に違反した場合
  - (c) 会社法のパートXVIIA、ケイマン諸島の有限責任会社法（2021年改正）のパート12又は有限責任パートナーシップ法（2021年改正）のパート8に定義される「コーポレートサービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が当該パートに違反した場合
  - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者又は投資信託管理者の債権者又は投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行い若しくは行っている事業を解散し、又はそうしようと意図している場合
  - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行い又はそのように意図している場合
  - (f) 免許投資信託管理業務の指示及び管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
  - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャー又は役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
  - (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配し又は所有する者が、当該支配又は所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、又は発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとします。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
    - ( ) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
    - ( ) CIMAの命令に従い、保証又は財政上の援助をし、純資産額を増加すること
    - ( ) 投資信託、又はファンドの設立計画推進者又は運営者に関し、条件が満たされていること
    - ( ) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
    - ( ) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
    - ( ) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
    - ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと
    - ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
  - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
  - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
  - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分され又は取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りです。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
  - (b) その投資信託管理者免許に関し条件及び追加条件を付し、またかかる条件を変更し又は取り消すこと
  - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員又はジェネラル・パートナーの交代を請求すること
  - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
  - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項に記載する措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができます。

- 8.12 第8.10(d)項又は第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとします。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となります。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者及び管理者の債権者及びかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有します。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含みます。
- 8.15 第8.10(d)項又は第8.10(e)項に記載する権限に基づき免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとします。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供します。
- (b) 選任後3か月以内又はCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行います。
- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供します。
- 8.16 第8.10(d)項又は第8.10(e)項に記載する権限に基づき選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、又は
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高10万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高100万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項に記載する情報又は報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができます。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること、又は、
- (c) 及び、第8.10(d)項又は第8.10(e)項に記載する権限に基づき選任される者の選任に関してCIMAが適切と考える措置を行うこと
- 8.18 CIMAが第8.17項に記載される措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者及びかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができます。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができます。
- (a) 免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うこと又は行おうとすることをやめてしまっていると判断した場合
- (b) 免許の保有者が、解散又は清算に入った場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に記載されるとおりその投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされます。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法によりCIMAによっても規制され監督されます。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものです。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができます。
- (a) 規制投資信託
  - (b) 免許投資信託管理者
  - (c) 規制投資信託であった者、又は
  - (d) 免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類及び9.1(a)項から9.1(d)項に規定された者又はそれらの各債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付されます。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下を行うことができます。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された者の債権者集会に出席すること
  - (b) 仲裁又は取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
  - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMA又はインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか若しくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMA又は警察官及びその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができます。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
  - (b) それらの場所又はその場所にいる者を搜索すること
  - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
  - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、又は行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
  - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、又は行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、又はCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができますが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとします。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはなりません。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられます。かかる場合、CIMAは、かかる者に対して、個人の場合は最高5万ケイマン諸島ドル、法人の場合は最高10万ケイマン諸島ドルの過料を課す権限も有しています。

## 10. 金融庁法に基づくCIMAによる開示

- 10.1 下記10.2項及び金融庁法第50(3)条に定める事項を条件として、金融庁法に基づき、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人若しくは顧問人である者が、その者の職務の過程で、又は金融庁法若しくはその他の法律に従いCIMAの機能を執行する中で取得した以下に関する情報を開示する場合は犯罪となり、即決の有罪判決の場合は10,000ドルの罰金及び1年の禁固刑、起訴による有罪判決の場合は50,000ドルの罰金及び3年の禁固刑が課せられます。
- (a) CIMAに関する事柄
  - (b) 規制法に基づきCIMA又は政府に対して行われた申請
  - (c) 免許を受けた者に関する事柄

- (d) 免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアント若しくは被保険者又は免許を受けた者によって管理される会社若しくは投資信託に関する事柄
  - (e) 海外の規制当局との間で共有されるもの、又はそれに関する通信
- 10.2 上記10.1項に記載する事項は、以下の開示には適用されないものとします。
- (a) ケイマン諸島内の管轄権裁判所により合法的に要求された、又は認められた開示
  - (b) CIMAがミューチュアル・ファンド法、その他の法律又は当該法律の関係規則により付与された機能を執行する際にCIMAを援助するために行われる開示
  - (c) 当該情報に関する免許を受けた者、又は免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアント若しくは被保険者又は免許を受けた者によって管理される会社若しくは投資信託に関する事柄で、場合により、免許を受けた者、顧客、メンバー、クライアント、被保険者、会社又は投資信託の権限で、自発的な同意が与えられて行われる開示
  - (d) ミューチュアル・ファンド法若しくは当該法律の関係規則に基づき、内閣に付与された機能を執行することを可能にするため若しくは援助するため、又はCIMAが当該法律若しくはその他の法律に基づく機能を執行する際の内閣とCIMAとの間の取引に関連する開示
  - (e) 開示される情報が、その他の情報源から公に取得可能である、又は取得可能であった場合における開示
  - (f) 開示される情報が、当該情報に関する免許を受けた者、又は免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアント若しくは被保険者又は免許を受けた者によって管理される会社若しくは投資信託の身元が明かされないような方法で表示された要約若しくは統計による場合
  - (g) ( ) 刑事訴訟の提起に関して、又は刑事訴訟の目的で、ケイマン諸島の公訴局長官又は法執行機関に対して行われる開示、( ) 反マネー・ロンダリング規則に基づく者に対して行われる開示、又は( ) 金融庁法第50(3)条に基づいて行われる開示
  - (h) 免許を受けた者の解散若しくは清算、又はその任命若しくは職務に関連する法的手続を目的として行われる開示

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生することがあります。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課しています。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的又は黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にすることがあります。

### 11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、又は意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じることがあります。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら又は表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されません。

### 11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

(a) 契約法(改正済)の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができることがあります。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りではありません。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものです。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めています。

- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（又は受託会社）とのものであるため、ファンド（又は受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者又はアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなります。

#### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができます。
- ( ) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
  - ( ) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら又は表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されます。だます意図があったこと又は欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はありません。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、又は欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的若しくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりえます。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生させることがあります。
- (e) 事実の表明とは違い、意見又は期待の表明は、本項の責任を生じることにはないことがあります。表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありえます。

#### 11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（又は受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し又は損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナー又は取締役に対し訴えを提起することができます。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（又は受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、又は助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（又は受託会社）です。

#### 11.6 隠された利益及び利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはなりません。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りではありません。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属します。

### 12. ケイマン諸島の投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

#### 12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）（以下「刑法」といいます。）第257条

- (a) 法人又は（法人格のない）任意団体の役員である者（又はかかる者として行為しようとする者）が、当該法人若しくは団体の事項について当該法人若しくは団体の株主又は債権者を欺罔する意図のもとに、重要な点につき誤解を招く内容、虚偽的若しくは欺罔的内容の表明又は説明を書面にて発行するか、又は発行に協力することは犯罪であり、7年間の拘禁刑に処せられます。
- (b) 本項において、法人ないし団体の利益のために保証人となる者は、その債権者とみなされます。
- (c) 法人ないし団体の経営がそのメンバーによって遂行される場合、メンバーがその経営上の役割に関して発行するか、又は発行に協力する表明に対しては、当該メンバーが当該法人又は団体の役員であるかのごとくに本項が適用されるものとします。



## 12.2 刑法第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、又は他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われると共に5年間の拘禁刑に処せられます。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられます。この目的上、彼が所有権、占有又は支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得又は第三者をして取得若しくは確保を可能にすることを含みます。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者若しくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含みます。

## 12.3 ケイマン諸島の2016年秘密情報開示法（以下「CIDL法」といいます。）の第3(1)条

守秘義務を負う者が、CIDL法の第3(1)(a)条乃至第3(1)(j)条に従い行う秘密情報の開示は、守秘義務の違反を構成することはないと見なされ、いかなる者の訴訟においても違法行為として起訴されないものとします。

## 13. 清算

### 13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、ケイマン諸島の2018年会社清算規則及び会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、又は債権者、出資者（すなわち、株主）又は会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものとあります。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもあります。CIMAも、投資信託又は投資信託管理会社である会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有します（参照：上記第7.17(b)項及び第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配されます。

### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠します。CIMAは、受託会社が投資信託である信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっています。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配されます。

### 13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法及びパートナーシップ契約に準拠します。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有しています。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配されます。ジェネラル・パートナー又はパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っていません。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナー又はパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければなりません。また免除リミテッド・パートナーシップ法に従い、ジェネラル・パートナー若しくは清算人が署名した解散通知が免除リミテッド・パートナーシップの登記官に提出されるまでは、パートナーの決議等があったとしても、免除リミテッド・パートナーシップを解散することはありません。

### 13.4 有限責任会社

有限責任会社の清算（解散）は、有限責任会社法（2020年改正）、会社法のパート 、ケイマン諸島の2018年会社清算規則及びLLCのLLC契約（もしあれば）に準拠します。清算は、LLC契約に規定された事由の発生した場合などは任意で行われ、債権者、出資者（すなわち、組合員）又は LLC自体の申請により裁判所によって強制的に行われる場合もあります。任意解散がその後に裁判所の監督下に置かれることもあります。また、CIMA は、投資信託であるLLCの清算を裁判所に申請する権限を有しています（上記7.17.2項及び8.17.2項を参照）。

### 13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税又は為替管理はありません。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対して又はよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していません。免除会社、受託会社、及びリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができます（上記第6.1(l)項、第6.2(g)項及び第6.3(i)項参照）。

## 14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。ミューチュアル・ファンド法の下で、「ミューチュアル・ファンド」とは、投資リスクの分散並びに投資対象の取得、保有、運用若しくは処分からの収益若しくは利益をミューチュアル・ファンドの投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的若しくは効果としてエクイティ持分を発行する会社、ユニット・トラスト若しくはパートナーシップを意味します（ただし、銀行・信託会社法（2021年改正）若しくは2010年保険法（2010年法32号）の下で免許を受けた者又はビルディング・ソサエティー法（2020年改正）又はフレンドリー・ソサエティー法（1998年改正）の下で登録されている者は含まれません。）。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、又は販売されることが予定されている投資信託をいいます。2003年11月17日現在存在しており、日本国内で既に証券の公募を行っている投資信託又は同日現在存在しており、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれません。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能です。）をすることができます。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばなりません。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券に付随する権利及び制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額及び証券の募集価格及び償還価格又は買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡又は転換の条件、証券の償還若しくは買戻しの条件及びかかる償還若しくは買戻しが停止される状況、監査人の任命などが含まれます。
- 14.4 直近の発行日及び償還日若しくは買戻日における一般投資家向け投資信託の証券の発行価格及び償還価格若しくは買戻価格は、請求により管理事務代行会社の事務所で無料で入手できなければなりません。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、又は目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、又はこれらを指示しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務書類を盛り込まなければなりません。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負います。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限及び設立文書を遵守していること、並びに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければなりません。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいいます。
- 14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則の第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めています。かかる職務には下記の事項が含まれます。
- ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約及びその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換及び償還又は買戻しが確実に実行されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約及び投資家又は潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格及び償還価格又は買戻価格が計算されるようにすること
  - ( ) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器及び人員を確保すること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の事業遂行のために必要となるすべての一般管理事務サービスを確保し、かつすべての適用法令規則の遵守を確保すること
  - ( ) 本規則、会社法及びミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
  - ( ) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續及び投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
  - ( ) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金又はその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部又は全部が目論見書に定める投資目的及び投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、又は一般投資家向け投資信託の運営者又は投資顧問会社が設立文書又は目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務又は投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけています。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集又は償還若しくは買戻しを停止した場合及び一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、CIMAに対してその旨を、かかる停止若しくは清算の理由とともに可及的速やかに通知しなければなりません。
- (d) 設立規定、関連ある目論見書及び申込契約に別段の規定がある場合を除き、管理事務代行会社は、ケイマン諸島又は犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリング及びテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域で設立されている又は適法に事業を営んでいる者にその職務又は任務を委託することができます。ただし、管理事務代行会社は委託した職務又は任務の履行に関し引き続き責任を負わなければなりません。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者及び投資家に通知するものとします。

#### 14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリング及びテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域又はCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家及びサービス提供者に通知しなければなりません。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券及び権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約又は関係法令と矛盾しない限り、

契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社及び運営者の指示を実行することを定めています。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社又は一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取り及び充当、当該投資信託の証券の発行、転換及び買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本及び収益の充当並びに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写し及び情報を請求する権利を有します。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意及び努力を払うものとします。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければなりません。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負います。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければなりません。

#### 14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、又は犯罪収益法第5(2)(a)条に基づきマネー・ロンダリング及びテロ金融と闘うためにケイマン諸島と同等の対策を実施しているものとして指定される法域である同等法制法域又はCIMAが承認したその他の法域で設立されている又は適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、又は一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいいます。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれません。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、証券投資業法の別表2第3項に規定される活動が含まれます。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家及びその他の業務提供者に当該変更について通知しなければなりません。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社又はジェネラル・パートナー）の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求しています。かかる職務には下記の事項が含まれます。
- ( ) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書及び申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書及び申込契約に従って確実に充当されるようにすること
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書及び申込契約に記載される当該投資信託の投資目的及び投資制限に従って確実に投資されるようにすること
  - ( ) 保管会社又は副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報及び指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、又は会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されています。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めています。

- ( ) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはなりません。
- ( ) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはなりません。ただし、
- (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンド又はそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られません。）において、12か月を超えない期間に限り、本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべて又は実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、  
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営又は当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、  
本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはなりません。
- ( ) 取引所に上場されていないか、又は容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはなりません。投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとし、
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、又は当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社若しくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られません。）を行ってはなりません。
- ( ) 本人として自社又はその取締役と取引を行ってはなりません。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めています。
- ( ) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除きま  
す。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、  
当該会社の議決権付株式を取得してはなりません。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはなりません。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、又は当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社若しくは第三者の利益を図る取引を含みますが、これらに限られません。）を行ってはなりません。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項又は第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップ又はその他の者のすべての又はいずれかの株式、証券、持分又はその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記しています。
- ( ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズ又はその他の種類の集団投資スキームである場合
- ( ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織若しくは会社又は事業体のグループの一部を構成している場合

( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的又は投資戦略を、全般的に又は部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

(h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者及びCIMAに通知しなければなりません。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

(a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられています。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務書類を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家及びCIMAに配付しなければなりません。また中間財務書類については当該投資信託の設立文書及び目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

(b) 投資家に配付するすべての関連財務情報及び純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければなりません。

(c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務書類に入れるべき最低限の情報を定めています。

#### 14.11 監査

(a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければなりません。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家及びサービス提供者に通知しなければなりません。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければなりません。

(b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表又は配付してはなりません。

(c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実及び法域の名称を開示しなければなりません。

(d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者及びその他のサービス提供者から独立していなければなりません。

#### 14.12 目論見書

(a) 本規則のパート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)及び第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めています。さらに、かかる目論見書には、CIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定められる情報が記載されなければなりません。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければなりません。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所又はケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければなりません。

(b) ミューチュアル・ファンド法及びCIMAの「2020年5月付規則 - 販売用書類の内容 - 規制投資信託」に定める要件に加えて、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければなりません。

( ) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社若しくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

( ) 一般投資家向け投資信託の設立日又は設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）

( ) 設立文書及び年次報告書又は定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日

( ) 監査人の氏名及び住所

( ) 下記の(xx)、(xx)及び(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問及びその他の者の氏名及び営業用住所

- ( ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式及び発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式又は経営株式を含みます。）
- ( ) 証券に付与されている主な権利及び制限の詳細（通貨、議決権、清算又は解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含みます。）
- ( ) 該当する場合、証券を上場し、又は上場を予定する証券取引所又は市場の記述
- ( ) 証券の発行及び売却に関する手続及び条件
- (x ) 証券の償還又は買戻しに関する手続及び条件並びに償還又は買戻しを中止する状況
- (x ) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当又は分配金の宣言に関する意向の説明
- (x ) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針及び投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、及び使用する投資手法、投資商品又は借入の権限に関する記述
- (x ) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x ) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格又は買戻価格の決定（取引の頻度を含みます。）に適用される規則及び価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x ) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社及びその他のサービス提供者が受取る又は受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額及び報酬の計算に関する情報
- (x ) 一般投資家向け投資信託とその運営者及びサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x ) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域又はケイマン諸島以外の監督機関若しくは規制機関で登録し、若しくは免許を取得している場合（又は登録し、若しくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x ) 投資家に配付する財務報告書の性格及び頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx ) 以下の記述
 

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンス又は信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失若しくは不履行又は目論見書に記載された意見若しくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx ) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所若しくは主たる営業所の住所又は両方の住所を含みます。）
- (xx ) 保管会社及び副保管会社（下記事項を含みます。）
  - (A) 保管会社及び副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社及び副保管会社の登記上の住所若しくは主たる営業所の住所又は両方の住所
  - (B) 保管会社及び副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含みます。）
  - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名及び経歴の詳細並びに投資顧問会社の登記上の住所若しくは主たる営業所の住所又は両方の住所
  - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

## 15. ケイマン諸島の経済的実体要件

15.1 国際税務協力（経済的実体）法（改正済）（以下「ES法」といいます。）は、特定の事業を遂行する「範疇内エンティティ」に対して実証可能な経済的実体を有することを義務づけます。

- 15.2 ES法は、ケイマン諸島税務情報庁(以下「TIA」といいます。)によって発行された2020年7月13日付ガイダンス「地理的移動性事業活動の経済的実体」(以下「ガイダンス」といいます。)、並びに「2018年国際税務協力(経済的実体)(規定日)法」、「2020年国際税務協力(経済的実体)(スケジュールの改正)規則」及び「2020年国際税務協力(経済的実体)規則」によって補足されていません。
- 15.3 ES法は、同法の範疇に属するケイマンのエンティティについて定義しています(以下「該当エンティティ」といいます。)。該当エンティティは、一覧表に規定される事業活動(以下「該当事業活動」といいます。)の一若しくは複数を実行しているか否かについて年次報告書を作成しなければなりません。遂行している場合、該当エンティティは、該当事業活動に関してケイマンにおける経済的実体テストを充足させなければなりません。TIAは、該当エンティティが経済的実体テストを充足しているか否かを決定する責任を有します。TIAは、該当エンティティによって提出された情報に基づき、この決定を行います。
- 15.4 ES法の下で、該当エンティティとは以下を意味します：
- (a) 内国会社を除き、以下のいずれかに該当する会社：( )会社法に準拠して設立された会社、又は( )ケイマン諸島の有限責任会社法(2021年改正)に基づき登録されている有限責任会社、
  - (b) ケイマン諸島の有限責任パートナーシップ法(2021年改正)に従い登録されている有限責任パートナーシップ、
  - (c) ケイマン諸島外で設立された会社で、会社法の下で登録されている会社。ただし、( )投資信託、又は( )税務上の居住国がケイマン諸島ではないエンティティ、は含まれません。
- 該当エンティティには、ユニット・トラストは含まれません。
- 15.5 ES法の下での「投資信託」としての定義を満たすケイマンの投資信託は同法の範疇から外れるものとし、この目的上、「投資信託」とは、資金を調達して、又は投資者の資金をプールして投資持分を発行し、かかる投資持分の所有者に対して、当該エンティティによる投資対象の取得、保有、運用若しくは処分による収益若しくは利益の恩恵をもたらすことを主要事業とするエンティティをいうものとし、投資信託がそれを介して直接若しくは間接に投資若しくは運用を行うエンティティ(当該エンティティ自体が保有される最終的投資対象である場合はこの限りではありません。)も含まれません。ケイマンのパートナーシップ及びユニット・トラストも、現在、同法の範疇から外れています。

## 16. プライベート・ファンド法

- 16.1 プライベート・ファンド法は、ケイマン諸島のクローズドエンド型ファンドに適用されます。かかるファンドが「プライベート・ファンド」の定義に該当する場合は、プライベート・ファンド法は、そのCIMAへの登録及びCIMAによる規制を定めています。プライベート・ファンド法は、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)条、第4(3)条又は第4(4)(a)条に準拠して事業を行っている投資信託である「規制投資信託」には適用されません。従って、オープンエンド型ユニット・トラストは、一般的にはプライベート・ファンド法の対象とはならず、引続きミューチュアル・ファンド法によって規制されます。
- 16.2 プライベート・ファンド法の「プライベート・ファンド」の定義に該当するものは、投資対象の取得、保有、運用若しくは処分からの収益若しくは利益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的として投資持分を募集又は発行する又は発行している会社、ユニット・トラスト若しくはパートナーシップで、かつ以下に該当する場合です：(a) 投資持分の所有者は、投資対象の取得、保有、運用若しくは処分に関して日常的にコントロールすることはできず、かつ(b) 投資対象は、全般的に、プライベート・ファンドの運営者又は運営者を代理する者により、直接若しくは間接的に運用され、その報酬が、当該会社、ユニット・トラスト若しくはパートナーシップの資産、収益若しくは利益に基づき支払われます。ただし、( )銀行・信託会社法(改正済)又は2010年保険法に基づく免許を受けた者、( )ビルディング・ソサエティー法(改正済)又はフレ



ンドリー・ソサエティー法（改正済）に基づき登録されている者、又は（ ）ファンド以外の組織形態は含まれません。

- 16.3 上記16.2項のとおり、プライベート・ファンド法は、証券化特別目的ビークル、合併事業、プロプライエタリ・ビークル、持分ビークル、優先持分ファイナンス・ビークル、ソブリン・ウェルス・ファンド及びシングル・ファミリー・オフィスを含む「ファンド以外の組織形態」を明示的に除外しています。CIMAは、FAQs（よくある質問）を発行し、当該ファンドが名簿上一人の投資者のみを有し、かつ常に一人の投資者を有することを前提としていることがプライベート・ファンドの設立書類、又は法的拘束力あるその他の規定若しくは契約において明示的に記載されている場合には、当該ファンドは、プライベート・ファンド法に基づく「プライベート・ファンド」として登録する義務を免除される旨を指摘しています。
- 16.4 プライベート・ファンド法は、プライベート・ファンドが、CIMAに登録申請を提出する前に、投資を行う目的で、持分の申込みに関心を有する富裕層や専門知識を持つ投資家と契約を締結し、投資家から出資約束を受諾することを明示的に認めています。プライベート・ファンドは、出資約束の受諾から21日以内にCIMAに対し登録の申請を提出しなければなりません。プライベート・ファンドは、すべての場合において、投資に関する投資者からの出資履行を受諾する前にCIMAに登録しなければなりません。
- 16.5 プライベート・ファンド法に基づき、プライベート・ファンドは、（1）年1回、その会計書類をCIMAが承認する監査人に監査させ、その監査済会計書類をファンドの年次報告書とともに、各会計年度末から6ヵ月以内にCIMAに提出しなければならず、また（2）資産の保持、評価及び保管の記録、権原の確認、現金のモニタリング及び有価証券の特定に関して一定の条件を満たさなければなりません（以下、かかるすべての要件を「PFA要件」といいます。）。加えて、プライベート・ファンド法では企図されていないものの、CIMAは、すべてのプライベート・ファンドに対して、その運営者として行為する若しくは運営者を代理して行為する少なくとも2名の自然人を有することを義務付けることを別途確認しています。PFA要件が独立の第三者によって遂行されない場合、CIMAは、第三者確認の履行を要求することができます。
- 16.6 プライベート・ファンドは、約366米ドルの手数料を添えて、所定の形式により登録の当初申請を提出することが要求されます。プライベート・ファンドは、約4,268米ドルの当初及び継続的登録手数料も支払わなければなりません。販売用資料、要項若しくは目論見書等の写しは、その他の所定の登録書類とともに、登録の際に提出することが要求されます。

## 17. 実質所有者法制

- 17.1 ケイマン諸島の実質所有者法制（以下「本法制」といいます。）の下で、ケイマン諸島の会社及び有限責任会社は、本法制の下で適用ある免除規定の対象とならない限り、実質所有者登録簿を作成し、維持しなければなりません。信託（ユニットトラストを含む）並びにミューチュアル・ファンド法又はプライベート・ファンド法に基づき規制投資信託又はプライベート・ファンドとしてCIMAに登録されたエンティティを含む多くの分類のケイマン法人は、本法制の適用外となります。
- 17.2 規制投資信託又はプライベート・ファンドとして登録されているが、それ以外で適用外となっている会社若しくは有限責任会社（以下「適用外企業」といいます。）は、ケイマン諸島の関係当局に対して自身が適用外であることを確認する必要があり、これを怠るとファンドには過料の支払いが課される場合があります。加えて、ファンドは、請求を受けた場合、本法制が適用され、よって本法制の下で実質所有者登録簿の作成と維持が要求される他のケイマン諸島企業に対して一定の事項を提供することを随時要求される場合があります。実質所有者登録簿及び提供された情報はいずれも公開されません。

## 第4 【その他】

### (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」又は「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

管理会社、受託会社、投資運用会社及びアドミニストレーターに関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。使用開始日を記載することがあります。
  - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
  - ・ 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
  - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
  - ・ 次の事項を記載することがあります。
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用又は為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。」との趣旨を示す記載
  - ・ 「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 管理会社の名称、その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ファンドの形態等を記載することがあります。
- 図案を採用することがあります。

### (2) その他の留意点として、次の事項を記載することがあります。

「本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

「本ファンドの受益証券の価格は、本ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用又は為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。」

「投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、本受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。」

「投資信託は預貯金とは異なります。」

### (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

別紙

定 義 集

代行協会員	日本法に基づき、管理会社によって代行協会員として任命された者をいいます。
代行協会員報酬	代行協会員に支払われる報酬をいいます。
アドミニストレーション契約	本ファンドに関して受託会社、管理会社及びアドミニストレーターの間で締結された契約をいいます。
アドミニストレーター	サン・グループ（ケイマン）リミテッド、又は受託会社及び投資運用会社によって本ファンドのアドミニストレーターに任命されたその他の者をいいます。
監査人	プライスウォーターハウスクーパース、又は本ファンドの監査人として随時任命されるその他の者をいいます。
ファンド営業日	ケイマン諸島、日本及び上海の銀行が通常の銀行業務のために営業している日（土曜日、日曜日、法定の祝祭日を除きます。）、又はそれに加えて若しくはそれに代えて、受託会社が一般的に若しくは特定の場合に決定するその他の（一又は複数の）日をいいます。
CIMA	ケイマン諸島金融庁をいいます。
クラス	本信託証書に基づき受託会社が指定した本受益証券のいずれかのクラスをいいます。
日本円建クラスR受益証券	本書に基づき募集される受益証券で、日本円建クラスR受益証券として指定された、運用通貨が日本円であるものをいいます。
クラスR受益証券	日本円建クラスR受益証券及び米ドル建クラスR受益証券のことをいいます。
米ドル建クラスR受益証券	本書に基づき募集される本受益証券で、米ドル建クラスR受益証券として指定された、運用通貨が米ドルであるものをいいます。
ケイマン会社法	ケイマン諸島の会社法（改正済）をいいます。
販売会社	本ファンド及び/又は特定のクラスに関して販売会社として随時任命される者をいいます。
有資格投資者	本ファンドが登録その他の法的要件に違反することなく適法に本受益証券の申込の勧誘を行うことができ、いずれの国、規制機関、政府当局の法規又は要件にも違反することなく本受益証券を取得及び保有することができ、かつ、受託会社が随時決定する適格要件（本書その他に記載されるもの）を満たす者をいいます。
本ファンド	ジュエル・ボックス・ファンドのことであり、ケイマン諸島の信託法（改正済）に基づき、免税信託として登録された登録番号54458のオープン・エンド型ユニット・トラストをいいます。
重過失	ある者が明白かつ許容できないリスクを伴うことを実際に認識しつつ行為する（若しくは行為しない）こと、または明白かつ許容できない関連するリスクを著しく無視し、又はそれに無関心なまま行為することを示す、過失を超える水準をいいます。
IFRS（又はIFRSs）	国際財務報告基準をいいます。

当初募集期間	各クラスに関して、本ファンドが、本受益証券の買付申込みを最初に受け付ける期間であって、2022年9月12日（但し、日本国の関東財務局及び金融庁に対する本ファンドの本受益証券の募集の届出の効力発生を条件とします。）から始まり2022年9月16日に終わるまでの期間をいいます。
投資運用契約	本ファンドの運用に関して受託会社、管理会社及び投資運用会社の間で締結された契約をいいます。
投資運用会社	TORANOTEC 投信投資顧問株式会社、又は本ファンドの投資運用会社として随時任命されるその他の者をいいます。
投資対象	あらゆる種類の資産（有価証券、デリバティブ取引、集団投資スキームを含みますが、これらに限られません。）をいいます。
管理会社	エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド、又は本ファンドの管理会社として随時任命されるその他の者をいいます。
管理報酬	投資運用契約に従って投資運用会社に支払われる管理報酬をいいます。
本英文目論見書	本ファンドの英文目論見書（随時行われる変更又は追補を含みます。）をいいます。
最低保有額	本受益証券1口当たり純資産価格の総額が10,000米ドル（若しくは日本円での同等の額）以上（又は受託会社が一般的に若しくは特定の場合に決定するそれよりも少額の）の本受益証券をいいます。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）で、随時改正、再施行又は統合されるものをいい、同法に基づき、随時制定される下位法令を含みます。
NAV計算方針	本ファンドが制定し、維持している純資産価額を算出するための価格及び評価の慣行、方針並びに手続であって、随時採用、修正、改正、及び補充されるものを含みます。
純資産価額	本ファンド及び各クラスに関して、本書に記載されている評価原則を用いて決定される、本ファンド又は関連するクラスの純資産価額をいいます。
本受益証券1口当たり純資産価格	各クラスの本受益証券に関して、関連するクラスの純資産価額を、その時点で発行済みの当該クラスの本受益証券の口数で除して得た値をいいます。
買戻日	各暦四半期の第1営業日（各年の1月、4月、7月、及び10月それぞれの最初の営業日）、及び/又は、受託会社が一般的に若しくは特定の場合に決定するその他の（一又は複数の）日をいいます。
買戻手数料	受益証券の買戻しの際に受益者が支払う手数料（もしあれば）をいいます。
買戻価格	本受益証券に関して、関連する買戻日の直前の評価日の評価時点における、関連するクラスの本受益証券1口当たり純資産価格をいいます。
買戻請求（書）	受託会社が随時決定することができる条項による買戻しの請求又は買戻請求書をいいます。
販売会社報酬	販売会社に対して支払われる販売会社報酬をいいます。
1933年米国証券法	1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）をいいます。
サブスクリプション契約	投資運用会社が、受託会社の同意を得た上で、随時承認する様式のサブスクリプション契約をいいます。

ファンド買付日	各四半期の最初のファンド営業日（各年の1月、4月、7月、10月のそれぞれの最初の営業日をいいます。）、並びに／又は、管理会社が、受託会社及び投資運用会社と協議の上、一般的に若しくは特定の場合に決定するその他の（一又は複数の）日をいい、この日に本ファンドが新規に受益者から拠出された資金を以て投資対象を買い付けます。なお、管理会社は、2022年11月1日もファンド買付日とすることを決定しております。
申込価格	本書に記載されている方法で決定された、関連するクラスの本受益証券が発行される際の1口当たりの申込価格をいいます。
本信託証書	2022年3月18日付けの信託証書（その後の随時の変更、再規定、及び／又は、追補を含みます）をいいます。
受託会社	サン・トラステーズ（ケイマン）リミテッド、又は本信託証書の規定に従って随時本ファンドの受託会社として任命されるその他の者をいいます。
本受益証券	本ファンドの純資産に対する不可分な実質上の権利を表章する受益証券をいいます。本書との関係では、日本円建クラスR受益証券及び米ドル建クラスR受益証券が含まれます。
受益者	本受益証券の保有者をいいます。
受益者決議	本信託証書の規定に基づき書面により又は開催された受益者集会において、合計で発行済受益証券の50%超を表章する本受益証券を保有する2名以上の保有者によって、承認された決議をいいます。
受益者特別決議	受益者の特別決議として提案され、本信託証書の規定に基づき書面により又は開催された受益者集会において、合計で発行済受益証券の75%超を表章する本受益証券を保有する2名以上の保有者によって承認された決議をいいます。
米国	アメリカ合衆国（各州及びコロンビア特別区を含む）、その領土及び属領をいいます。
米ドル	米国の法定通貨をいいます。
米国人	1933年米国証券法に基づいて制定されたレギュレーションSのルール902条で定義された米国人をいいます。
評価日	各クラスに関して、各買戻日及び各ファンド買付日の直前のファンド営業日、並びに／又は、受託会社が一般的に若しくは特定の場合に決定するその他の（一又は複数の）日をいいます。
評価時点	各評価日において最後に営業を終了する関連市場における取引終了時点をいいます。
円又は日本円	日本の法定通貨をいう。

以上

## 独立監査人報告書

### エマージング・アセット・マネジメント・リミテッドの株主各位

#### 監査意見

我々は、2021年12月31日現在の財務状態計算書ならびに同日に終了する期間の損益およびその他包括利益計算書、株式変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要な会計方針を含む財務書類の注記により構成される、エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当会社」という。）の非法定財務書類を監査した。

我々の意見では、添付の財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRSs」という。）に準拠し、当会社の2021年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了したその財務実績およびキャッシュ・フローについて真実かつ公正な概観を示している。

#### その他の事項

2021年12月31日に終了した事業年度の当会社の非法定財務書類に対するこの監査意見は、我々が2022年6月28日に発行した先の修正されていない監査意見に優先するものである。我々の監査意見を付した非法定財務書類の再発行は、日本国の金融庁との特定の報告義務に基づき要請された。承認された非法定財務書類に変更を加えることを必要とする重要な後発事象はない。

#### 監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。この基準に基づく我々の責任は、我々の報告書中の「財務書類監査に対する監査人の責任」において詳述されている。我々は、財務書類のマルタにおける我々の監査に関連する倫理的要件とともに、国際独立基準をその中に含めた国際会計士倫理基準審議会による職業会計士のための国際倫理規程（以下「IESBAコード」という。）に従い当会社からは独立しており、IESBAコードに従い我々のその他の倫理的責任を果たしている。我々は、我々が入手した監査の証拠が我々の意見の根拠を提供するために十分かつ適切であると信じている。

#### 財務書類以外の情報およびそれに対する監査人の報告

取締役はその他の情報の責任を負う。その他の情報は、当会社の情報、取締役の報告書および取締役の責任説明書により構成されるが、財務書類およびそれに対する我々監査人の報告書は含まない。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、それに対しいかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類に対する我々の監査に関し、我々の責任は、その他の情報を精読し、そうする中でその他の情報に財務書類または監査において入手した我々の知見と重大な不一致があるか、または重大な虚偽記載が見られるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、我々が、このその他の情報に重大な虚偽記載があると結論した場合、我々にはその事実を報告する義務がある。この点につき、我々に報告すべきことはない。

#### 財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任説明書により詳しく説明されている通り、取締役は、IFRSsに従って真実かつ公正な概観を提供する財務書類の作成、および不正または誤謬によるかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能とするために必要であると取締役が判断する内部統制に責任を負う。

財務書類の作成にあたり、経営陣が当会社の清算もしくは事業の停止を意図するかまたはそうする以外に現実的な代替策がない場合を除き、取締役は当会社が継続企業として存続しうるかを査定し、該当する場合、継続企業に関する事項を開示し、会計において継続企業的前提を使用することにつき責任を負う。

### 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬によるかにかかわらず、財務書類に全体として重大な虚偽記載があるか否かにつき合理的な確証を入手すること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確証は高度な確証であるが、重大な虚偽記載が存在する場合にISAsに従って行われた監査がそれを必ず発見できるとの保証にはならない。虚偽記載は不正または誤謬から生じることがあり、個別にまたは全体として、この財務書類の利用者がこれを根拠に行う経済的決定に当該記載が影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、重大であると判断される。

我々の監査の範囲には、当会社の将来の存続可能性または取締役が当会社の事項につき行ったかまたは行う際の効率または効果に関する確証を含まない。当会社の財務状態は、経営陣により行われたまたは行われる決定の結果として改善し、悪化しまたは変動することがあり、または不可抗力による事由を含むがそれに限らず、本監査意見の日付後に発生する事由による影響を受けることがある。

従って、当会社の過去の非法定財務書類に関する我々の監査報告書は、当会社の将来の財務健全性および存続可能性に関する見積りまたは予測の作成において、いずれの者にもその信頼を促しまたは信頼を可能とすることを意図しておらず、また信頼するに適してもおらず、従って、当会社への投資またはその他取引（信用拡張を含むがそれに限られない。）に関する決定を目的としては、利用されまたは依拠されることはできない。これに関する意思決定は、特に当会社の展望を評価し、それに重大な関連性を有する可能性のある事実または状況を特定することを意図した個別的分析を根拠として形成されるべきである。

ISAsに準拠した監査の一環として、我々は監査を通じて専門的な判断を行い、また職業的専門家としての懐疑心を維持する。我々はまた、以下を行う。

- ・ 不正または誤謬によるかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定し、査定し、当該リスクに対応した監査手続きを立案し実施し、また我々の監査意見を提供するために十分かつ適切な監査の証拠を入手する。不正により生じた重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じたそれより高くなる。なぜなら、不正には共謀、文書の偽造、意図的な不記載、虚偽の陳述、または内部統制の無効化を含むことがあるからである。
- ・ 状況に適した監査手続きを立案するために監査に関連する内部統制を理解する。ただし、当会社の内部統制の有効性に関する意見を表明することを目的とはしていない。
- ・ 取締役が使用した会計方針の適切性、および行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

- ・ 会計において取締役が継続企業としての前提を利用することの適切性、および、入手した監査の証拠に基づき、当社の継続企業として存続する能力について重大な疑義を生じさせる事象または状況に関して重大な不確実性が存在するか否かを結論づける。我々が重大な不確実性が存在すると結論づけた場合、財務書類中の関連する開示に対し、我々の監査報告書において注意を喚起する義務があり、また当該開示が不適切である場合、我々の意見を修正しなければならない。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、当社が継続企業として存続できなくなる可能性がある。従って、一般的に認められた監査基準の観点から、継続企業として存続する当社の能力についての重大な不確実性が監査報告書中に言及されていないということは、当社の継続企業として存続する能力に関する保証と見做されるべきではない。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的表示、構成および内容、ならびに公正な表示を獲得する方法により財務書類が基礎となる取引および事象を表示しているかにつき評価を行う。

疑義を避けるために、財務リスクが株主および/または債権者の間で分散される方法に関する概観の形成を含む、当社の資本構成の適切性に関する結論は、この財務書類のみを根拠としては到達することはできず、必ず追加の情報に支持された広範な分析に基づかなければならない。

我々は、とりわけ、計画上の監査範囲および時期、および我々が監査中に特定する内部統制の重大な不備を含む重大な監査上の発見に関し、取締役と通信を行っている。

監査報告書は、2022年8月19日に作成され、以下に記載する者によって署名された。

[署名]

### デロイト・オーディット・リミテッド

登録監査人

セントラル・ビジネス・ディストリクト、ビルキルカラ、マルタ  
の名称においてそれを代理して取締役として  
マイケル・ピアンキ

### Independent auditor's report

to the members of

Emerging Asset Management Ltd.

### Opinion

We have audited the non-statutory financial statements of Emerging Asset Management Ltd. ( " the Company " ), set out on pages 6 to 24, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2021 and the statement of profit or loss and other comprehensive income, statement of changes in equity and statement of cash flows for the period then ended, and notes to the financial statements, including significant accounting policies.



In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2021, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRSs).

### **Other matter**

This audit opinion on the non-statutory financial statements for the Company for the year ended 31 December 2021 supersedes the previously unmodified audit opinion issued by us on the 28 June 2022. The reissuance of the non-statutory financial statements together with our audit opinion was required for specific reporting obligations with the Japanese Financial Services Authority. No material subsequent events necessitated any changes to the approved non-statutory financial statements.

### **Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants including International Independence Standards* (IESBA Code) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Malta, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

### **Information other than the financial statements and the Auditor's Report thereon**

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the Company's information, the directors' report and the statement of directors' responsibilities, but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information; we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

### **Responsibilities of the Directors for the Financial Statements**

As explained more fully in the statement of directors' responsibilities on page 5, the directors are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRSs and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going

concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

### **Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

The scope of our audit does not include assurance on the future viability of the Company or on the efficiency or effectiveness with which the directors have conducted or will conduct the affairs of the Company. The financial position of the Company may improve, deteriorate, or otherwise be subject to change as a consequence of decisions taken, or to be taken, by the management thereof, or may be impacted by events occurring after the date of this opinion, including, but not limited to, events of force majeure.

As such, our audit report on the Company's historical non-statutory financial statements is not intended to facilitate or enable, nor is it suitable for, reliance by any person, in the creation of any projections or predictions, with respect to the future financial health and viability of the Company, and cannot therefore be utilised or relied upon for the purpose of decisions regarding investment in, or otherwise dealing with (including but not limited to the extension of credit), the Company. Any decision-making in this respect should be formulated on the basis of a separate analysis, specifically intended to evaluate the prospects of the Company and to identify any facts or circumstances that may be materially relevant thereto.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material

uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern. Accordingly, in terms of generally accepted auditing standards, the absence of any reference to a material uncertainty about the Company's ability to continue as a going concern in our auditor's report should not be viewed as a guarantee as to the Company's ability to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

For the avoidance of doubt, any conclusions concerning the adequacy of the capital structure of the Company, including the formulation of a view as to the manner in which financial risk is distributed between shareholders and/or creditors cannot be reached on the basis of these financial statements alone and must necessarily be based on a broader analysis supported by additional information.

We communicate with directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

The audit report was drawn up on 19 August 2022 and signed by:

Michael Bianchi as Director

in the name and on behalf of

**Deloitte Audit Limited**

Registered auditor

Central Business District, Birkirkara, Malta

---

(\*) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人  
が別途保管している。